

山浦 元 様

(2.2)はのふちれをのせつたてりて

資料を合のてふのふちれをのせつたてりて

昨年秋から今年始めにかかり、このとりくんで

の中の一の軸(相力的存在の層直り)をとのよりに

とてつく。また、このかゝつての共斗者たち

に現状のとよふは、おぼしめすか)にとりくんで

して年交りとし、おぼしめすか)にとりくんで

おぼしめすか)にとりくんで

おぼしめすか)にとりくんで

おぼしめすか)にとりくんで

おぼしめすか)にとりくんで

おぼしめすか)にとりくんで

おぼしめすか)にとりくんで

おぼしめすか)にとりくんで

おぼしめすか)にとりくんで

おぼしめすか)にとりくんで

おぼしめすか)にとりくんで

おぼしめすか)にとりくんで

(未来に伝へるべき資料を
被験者の紙と本書におきたいのです。)

資料の整理

92.1.23

松下 昇

追記

送直前、1/24日の「お中札」をいただきました。

「お返しは、2/25日、山崎町にお知らせいたします。お返しの

よんでから、又、質問までお願いいたします。

「げんきだん」 22号 (1927)

核融合発電幻想 —— 物理学辞典批判

原告 山浦 元

十一月二日から三日間にわたって大宮で開かれた国際プルトニウム会議で、各国におけるプルトニウム利用計画の挫折の実態が、機密のベールに包まれていた軍事利用に関する一定の情報と共に詳細に報告された。一週間後、その余韻を一掃するかのよう、「三重水素を使い核融合、実験施設に弾み」とのセンセーショナルな報道が飛び込んで来た（十一月十一、十三付朝日）。

英国にある欧州トラス共同研究施設で、将来の実用燃料ではあるが放射性に起因する様々な危険を伴うため今まで本格的に使用されなかった三重水素（T、トリチウム）O・二グラムを重水素（D、デューテリウム）一・二グラムと混合して二億度に熱した時点でDT反応（註）が起き、O・五秒間閉じ込められ二千KW（キロワット）のエネルギーを得た、次の目標は混合率を高め閉じ込め時間

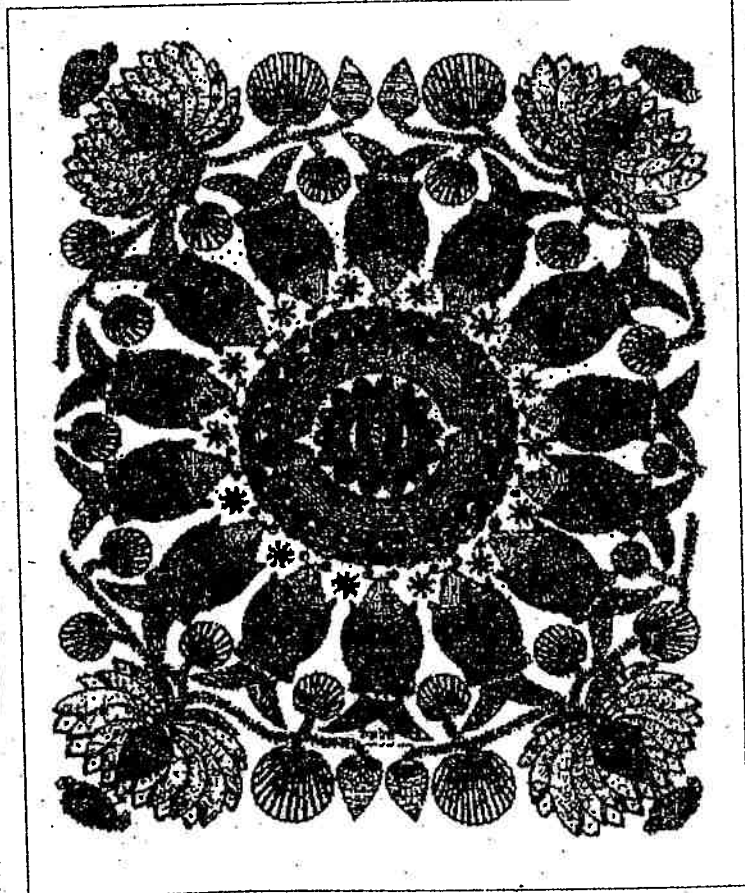
を延長すること、そして二〇〇五年には日米欧ソ共同開発炉を完成させるといふ。

同種の研究に携わっている知人達は夢のエネルギーが少しずつ射程圏に近づいてきたと活気づいている。彼らをプルトニウム会議へ誘ったのだが、重い核は汚さないし既に実用段階にあり、かつ自分の領域ではな

いから興味がないと一蹴された。勿論、重い核を持って余りしてしまつたので今度、は軽い核をというわけでは決してない。数千年後には枯渇する運命にあるウラン資源の代替品としてプルトニウム

であり次は核融合発電、という世界の既定方針にいささかも疑問を抱いてはいないのである。あるいは、未開拓分野への関心と、それを支えてくれる巨額の研究費の魅力は何物にも代え難いと言ひ換えてもよい。その花も嵐も踏み越えての心境は、たとえば、八四年刊行以来現代物理学のバ

イブルと称されている「物理学辞典」（培風館、B5版、二五二五頁、三万二千円）の到る処で吐露されている。彼らの戦略を心得ておかないと又取り返しがつかない事態を招来するのは必定であろう。核融合関連の項から抜粋してみる。



く……DD反応の核燃料となる重水素は極めて豊富で海水中の水素の0.015%を占める。もしDD炉が実現できるとしたならば、海水 $1.35 \times 10^9 \text{ km}^3$ に含まれる重水素のエネルギー資源は $3.7 \times 10^9 \text{ Q}$ ($1\text{Q} = 1.05 \times 10^{21} \text{ J}$)と考えることができる(一九七五年の全世界のエネルギー消費はおよそ0.25Q)。しかしながらDD炉の実現の見通しはまだ立っていない。現在進められている核融合研究の目標はDT炉である。DTの核融合反応断面積はDD反応のそれに比べて比較的エネルギーの低い領域で大きく、反応しやすいからである。ただし三重水素は天然には存在しないのでLi-n反応を利用した人工的増殖を行う。すなわち、プラズマのまわりにLiのブランケットを設けDT反応で飛び出してくる中性子をLiにぶつけて三重水素Tを増殖する。そして同時に熱エネルギーに変え、これを適当な熱交換器によって蒸気を発生させ発電タービンを回す。DT炉のエネルギー資源はリチウム資源によって決まる(Dは豊富に存在する)。リチウム資源はおよそ $(8 \sim 9) \times 10^6 \text{ t}$ とみなされるので、 1.700 Q 程度のエネルギー資源と考えることができる。またLiは海水中にも 0.17 gm^{-3} と比較的多く存在し、これが利用できるならば $4.7 \times 10^7 \text{ Q}$ のエネルギー資源と考えられる。比較のために化石燃料(石油、天然ガス、石炭など)のエネルギー資源は 90 Q 程度と推定されている。また熱中性子炉の核燃料となるU(ウラン)235は天然ウランの0.7%しかなく 2.4 Q 程度の値である。高速増殖炉が実用化されると大部分を占めるU238も利用でき、 350 Q 程度と推定される。またもし海水中にわずかに(3 mgm^{-3})含まれるウランが利用できるとすると $3 \times 10^5 \text{ Q}$ 程度のエネルギー資源となる。……核融合については次のように評価される。(1)核融合炉が核暴走することは原理的に考えられず、高速増殖炉より安全である。(2)プルトニウムなど、核拡散の危険はない。(3)放射能による汚染は核分裂炉よりはるかに少ない。(4)DT炉のエネルギー資源はリチウム資源によって制約を受けるが、ウランやトリウム資源よりかなり多く、しかも偏在していない。(5)DT炉は高速増殖炉よりコスト高であろう。……核融合の開発研究はいくつかの段階をふんでいく必要がある。第一はローソン条件($n\tau > 10^{20} \text{ m}^{-3} \text{ s}$, n は密度、 τ は閉じ込め時間)を満たすプラズマを実現させる科学的実証、第二は炉壁材料、超電動コイル、三重水素取扱いなどの技術的問題の克服可能なことを示す工学的実証、第三は経済的に採算がとれるかどうかの経済的実証である。多くの難関が控えており順調に研究が進んでも核融合炉が実用化されるのは二〇一〇年以降と推測される。)

技術的困難と経済性を克服すれば、安全できれいなエネルギーを半永久的に享受し得るというわけである。ほんとうにそうか。

へ(1)・(3)核分裂炉の危険性を認めているのは正しい。だが、暴走概念を核分裂連鎖反応の核暴走現象に特定する常套法は核融合炉の危険性を隠蔽するためのまやかしてあり、核反応が寄与する制御不可能な暴発的エネルギー放出現象はすべて同概念に包摂さるべきである。周知の如く水爆は核分裂物質を起爆剤とするがエネルギーは核融合反応から生ずる。同質のエネルギーをなんとか安定的に制御したいとするのが核融合炉であり、初期には「制御熱核融合炉」と正確に呼ばれていた。制御不能の事態が生ずれば(経験法則によれば不可避である)、太陽の十数倍の超高温空間に凝縮している莫大なエネルギーが一挙に拡散し、DT反応の中性子

によって濃密に放射化されて

水素に手を染めたゆえんである。

飛び、百万KW級の炉であればチェルノブイリ事故程度の放射能に相当する三重水素が放出されるだろう。三重水素は通常の構造物は容易に貫通するうえ、一グラムが一万キュリーの超猛毒物質で、プルトニウムにも匹敵するその特異な生体細胞の破壊作用は辞典刊行の十年も前に明らかになされており、斯界の權威から成る編集執筆者らが知らない筈はない。さらに、高速増殖炉の十倍以上の高エネルギーを持つ中性子照射による炉および周辺構造体の脆化と放射化の進捗と深刻さは核分裂炉の比ではなく(労働者被曝も然り)、僅か二三年で寿命が尽き高レベル核廃棄物の巨塊として絶えず処分し続けなければならない。またも六ヶ所村が標的となる。DT炉は限りなく危険で汚いのであり、米英ソの秘密研究着手以来四〇年余にして初めて三重

水素に手を染めたゆえんである。へ(2)政治性を帯びた項目の唐突な出現に異和を覚えるが、DT炉で大量に用いるリチウムは水爆材料そのものだから、核融合技術の進展がプルトニウム同様核拡散の危険を不可避的に伴うのは分り切っているではないか。元来核拡散云々は核保有国の全く独善的な言い草に過ぎない。憂うべきは核の存在自体なのだ。「核の平和利用」が「あらゆる核の廃絶」と同義語になってしまった逆説的情況に物理学者達はまだ気付いていない。前掲朝日記事に「大阪大学のレーザ核融合研究センターでも二百万分の一グラムの微小球状燃料でDT反応実験を試みている」と註記

されているが、こうした研究が電力生産に実用化されるはるか以前に水爆製造に転用される確度は一〇〇%と断言できると。興味半分には核をもてあそぶのはもう止めにした方がいい。

でも生ずるがごく微量である。そこでリチウムから増殖するのだが、リチウム鉱石も超伝導磁石や炉壁に用いるニオブもアメリカ大陸の一部地域に偏在しているのは周知の事実であり、その他の必需材料の偏在性も同様である。より正確には、先進諸国が果てしない軍事技術開発と社会の工業化に血道をあげて来た帰結として、核融合材料に限らず殆どの貴重な資源が偏在どころ





か枯渴の危機に直面していると言ふべきであろう。海水からリチウムや重水素を抽出することの困難さと甚だしい不経済性は関係者自身がはつきり認めており、無尽蔵のイメー

ジを与える海水を隠れぬに、する意図的な記述と言う他はない。

に達成されよう」と述べたが、これほど予測が外れた技術も例がない。爾来我国でも官・産・学一体となって膨大な経費と石油他の資源を浪費しつ

つ磁場・慣性核融合技術の開発に狂奔してきた(原子力委員会議「原子力開発三十年史」)。にも拘らず現時点で

仮に石油が残っていて実用炉が完成したとしても、一世紀にもわたって投入された測り知れない開発費用と物資に加えて、既成原発とは比較にならぬ巨大、高質かつ短寿命の炉構造物の絶えざる交換と廃棄、これに起因する立地条件の厳しさと環境破壊の深刻さ

等を考慮すれば、経済性など金輪際あり得べくもないのは自明である。「高速増殖炉よりコスト高」程度の次元の話ではない。そして経済性を克服する道はただ一つ、安全性を徹底的に犠牲にする以外にないのである。

せて、決してまともには実用化され得ない実用化させてはならないプラズマ研究に駆り立てて恬として恥じぬ物理学者達の知的退廃と責任は極めて重大であると言わなければならない。辞典の序文で「今日、科学・技術の進歩はまことにめざましいものがあり、その中であって、物理学はその基礎をなす学問としての重要性がますます増大している」と謳っているが、太陽系外の特殊な天体にしか存在しない極限状態を生成させ制御しなければ維持しえぬ現代文明と、これを支えるために地球の構成物質を洗いざらいエネルギーに換算して止まぬ現代物理学の成立基盤と精神構造を問い質し、自らの被拘束性を深く洞察する課題こそ辞典編集に際して先行させるべきではなかつたか。TMIを始め原発の具体的な事故例の記述が皆無である点にも辞典の水準が見事に象徴されている。

かくしてプルトニウム同様、

軍事目的で始まった核融合技術の末路も軍事利用の域を出ることはなく終熄の日を迎えるであろう。一九五七年に米国が数十億円をかけて建設した初代の実験装置名がステラレータであるのは暗示的である。

故意に基づく虚構に満ちた記述を若い世代に鵠呑みにさ

(註)

$D+T \rightarrow \alpha (3.52 \text{ MeV}) + n (14.06 \text{ MeV})$ で表わされる。重水素と三重水素の混合燃料を一〜二億度の高温でプラズマ(電離化された)状態にして磁場に閉じ込めると、D、Tイオンが相互の電気斥力を乗り越えて衝突融合し、質量欠損分に相当するエネルギーを放出する。太陽は千数百万度くらいで、水素同志の穏やかな融合反応が行なわれている。

挿絵はインドのミティーラ地方の女性達によって継承され、現在も描かれ続けている民族画
新潟県十日町ミティーラ美術館発行 「折りのコスモロジー」より 編者挿

山浦 元 様

(2.18 不意の出来事 ^{出がかり} 機会に大阪の裁判所内外へ
ケリウ的に配布したとご同知します)

2.19 付けのお手紙と資料やカレバ、ありがとうございます。



五月三日の全通信、初版の号に

まだ不意してきて一歩かたがて、すゝと真に

なつていたのてすが、ホッとしています。山浦さん

カレバといたたいて恐縮いつ、有効に活用しています。

(まず、お手紙には、「25号にて届きました。」と云

ので、26号が来た、^{一歩かた}可能性も多し追々同知します。)

合の云々、こゝが正しくこの号です。

野村浩二さんは又と又毎て京本を定年でやめるので、時々

米がけて話をする機会も少くさうあります。山浦さん、尚再一

こゝよりことおめいけ、いつでもこゝに出入ります。70年以来の

別外的な実験者です。元の「五月三日の会」XVI-1の中、私の所行

するべしと違つてゐる2~3人の中の一人といふことでも貴重です。お

お判りでしょう。山浦さんの文章は迫力があり、おもしろいです。

(とくに金子カキ会批判)

「ほんごうた」と、23号 ^{一歩かた} 不意にいたたいた資料は、23号で

て、Kのに送立します。一つも差押でよかつ、感謝しています。

2月又。3月末までに根拠集7巻と作業したる日です。



お返しを送ります。お手紙はけりうです。

*) 河村さんと一しに
行ったこともありません。

裁判所は裁判所（職員）の偽証を裁きさうるか

一九八六年三月二四日に大阪高裁一〇七号法廷で次のような経過があった。

①大阪高裁第六民事部は実質審理を一度もせず判決を予定していたが、直前に忌避の申し立てがなされたので判決の言渡しはできなくなり、法廷に現われた裁判長は何かをつぶやくと、すぐに陪席の二裁判官とともに退廷しかけた。直前の発語は、うつむいたままメモを読む姿勢でなされ、法廷にいる人々は殆ど聞き取れなかったが、入廷前に陪席の裁判官らと打合せた内容であり、文章に直せるとして句読点の不要な数個の単語による一つだけの短い文章であろうと推定できた。閉廷とか、提出されている申し立て群についての判断を示す発語はなく、まして法廷で生じた事態に関する「退廷」とか「拘束」の発語は全くなかった。（というのも以下の経過は裁判官の退廷の瞬間以後に生じたからである。）

②裁判官らが立ち上がり、三人目の背中も法廷の外へ消えつつある事態を転倒させるかのように酒パックが宙を飛び、警備員（後にいた山田と伊東）が控訴人席の松下昇の腕をつかんだが、法廷に裁判官がいないためと他の事態に対処するために間もなく手を放した。（その後、松下は裁判所職員の間を縫って一時間以上も廊下やトイレや水飲場や証人控室を一人で自由に歩いており、これは退廷や拘束の決定がなかったことを示している。）

③ところで前項の他の事態とは、傍聴席から立ち上がって接近してくる人（Nとする。）の意図を自分のレベルで誤解した警備員（Yとする。少林寺拳法五段）が警告や説得なしに、強烈なストレート・パンチをNの顔面に加えたことによって生じた。この暴行の激しさは警備員としての建前の原則や武道の精神に完全に反するものであり、傍聴席の人が、これは特別公務員暴行陵虐罪で告訴に値すると抗議したほどである。他の警備員は事態の深刻さを直観したのか、蒼白になって震えているY警備員を法廷の外へ連れ出し、その後Yは警備活動からはずされた。（しかしYは92年1月21日の証言で当日はずっと法廷で警備していたと偽証し、現在までの何重もの権力犯罪を隠蔽し、かつさせられている。）

何重もの権力犯罪とは何か？

1. 前記Yの行為は勿論それに相当する。しかし、それを契機により拡大していく。
2. その後かけつけた警備員ら（とくに大島）は混乱の責任をNらにあると自分のレベルで判断し、裁判官の指示ないし監督なしに、法廷内外の非職員に対して、なぐる、蹴る、女性の髪をつかんで引き倒すなどの暴行を長時間おこなった。（第三者の証人多数あり）
3. Yが告訴されることや自分たちの暴行が社会的に糾弾されることを恐怖した者らは、逆にNを何かの罪名で拘束し隔離し、一連の経過の意味を逆転しようと（少なくとも無意識の連携プレーにより）共謀したと考えられる。（その後の取調べや証言に際しても。）
4. すなわち、警備員らは数名のチームを作ってから、証人控室で暴行による苦痛に耐えて座っていたNに近づき、かりに松下に対する拘束命令の執行であれば向かい側に座っている松下に告知し執行するはずであるにもかかわらず、反対方向のNに黙って襲いかかり連行した。その際、Nが足で蹴ったとして「公務執行妨害」で現行犯逮捕されているが、

Nの足がずっと曲がったままであり、靴は室外に引き出されるまでずっと床にこすりつけられていた事実を松下らがはっきりと目撃している。(他人と身体的に争うことができない資質のためだけでなく、法廷内外での思いがけない暴行で心身ともに何もできなくなっているNが、最後の控室内でだけ蹴って抵抗する根拠はない。また、足をバタバタさせたこともないから足が偶然あたることもない。)

5. 現場付近には裁判所の要請で天満警察署の警察官が約十名きていたが、Nを現行犯逮捕したはずの警備員らは直ちに警察官に引き渡さず、刑法法に違反して地下の仮監へ連行し、その過程でもNの背中を保安靴で蹴りつけるなどの暴行を続けた。

6. このようにしてNは長期にわたって勾留され起訴された。警察官も検察官もNの正確な釈明に耳をかさず、警備員らのストーリーを信用し、疑ってみる姿勢をもたなかった。多くの冤罪事件を発生させる体質は変わっていない。また、本件は冤罪という以上の重要な事件であるが、警察官や検察官はそれを見極める力量や制度と無縁である。かれらは無意識的であるにしても7の場合と共に権力犯罪に加担し、それを加重している。

7. 裁判官は一応は形式的に被告人側の主張も聞くし、ごく少数ではあるが例えば警察官の暴行を認める判決を出すこともある。しかし、本件では暴行の加害者が裁判所の職員であり、かりに公訴事実などけし飛ぶほどの1〜6の事実の存在に気付いても(それだけの力量と公平な精神をもつ裁判官がいる)として話であるが)公然と判断を示さないであろう。あまりにも影響が大きいためである。九〇年十月の大阪地裁第八刑事部の判決は懲役八月、執行猶予二年であった。現在は大阪高裁第五刑事部で控訴審が行われており、一審で採用されなかった警備員Yが証言中である。次回は2月18日午後1時半から一〇〇三号法廷。本件に関心をもつ人々、特にこれまでの経過を知らない人々の傍聴を歓迎する。私たちは真実以外の根拠による裁判闘争はしない。従って支援者の動員はせず代表者の派遣にとどめ、よりゲリラ的・主体的に時・空間を選べる戦いを展開しつつ、法廷は予備知識や先入観のない人々に開放する。裁判所の実態を確認できる絶好の機会である。(この公判の法廷だけの厳重な警備体制は始めから無効であり、乗り越えられている。)

私たちの主張(というより、実際にあったことの伝達という方が正確であるが)は被告人が有利になることだけをめざすものではない。裁判所の建物が現実にあるのと同じ位に現実的である経過が審理されない不思議さを、まだそれに気付かない人々に伝え、この事態の発生の根拠を共に解体していきたいのである。裁判所は前記1〜7に示した巨大な問題に気付いている故にこそ一審判決を追認し、8の当事者になっていく可能性が大きい。しかし、へそれでも地球は回っているのだ!<

一九九二年一月二日〜二月一日

仮装被告団

(連絡先の一つは、本件被告人〓根本健司の送達受取人でもある松下 昇

二六五七 神戸市灘区赤松町一丁目一番地 ☎〇七八・八二一・四九八四

(ここに記載しきれない問題点や資料を希望者にとどける準備があります。)

参加して審理(低)第一回発告の制擬

虚妄の日本ぬ原子力学会

上月十二夜下野翁の「はくつる」に飛び乗り、静寂たつたかつての蒸気列車を追想しながら六、七時間もうとうとし続け、八戸に差しかかった頃やつとおそつて来た睡魔が車窓から急に洩れてきた雪明りに霧散してしまった。諦めてブランドを上げると端正な墨絵を思わせる風景が浮かんで流れて消えて行く。詩心の無い身のわびしさと、この清浄な空間がいつの日か放射能の塵芥で満たされてしまふのではないかとの不安が交錯していた。

明けて十三日の法廷、切々と訴える寺下力三郎さんや原告の方々の心情に一々共感しつつ、異外在住者の立場を含めて概略次の点を指摘した。

(一) 我國の核廃棄物処分の歴史がペラウ他太平洋沿岸諸国の反対を無視して強行された海洋投棄に始まり、北海道幌延町、下北半島六ヶ所村とめぐった経緯からしても、原発・核能に限らず全ゆる核関連施設の立地点を見て、ウラン鉱石の採掘、鉱滓処理、精錬、濃縮、核兵器製造、核実験、発電、廃棄物処分、再処理の流れをたどつて各工程における労働者および住民の被曝の実態を追つても、原子力分野総体が世界各地住民の抑圧、収奪、搾取と無惨な犠牲の上に成り立つてきた徹底した差別的技術であることは疑いようのない事実であり、これを黙視するのは差別への加担と同義であること(二) 日本原燃産業下田・飯村・黒田論文「六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵センターの概要と安全確保策」批判。以下、(二)に関連して原子力の専門家達の精神構造を少し見えておきたい。

右記論文は本口頭審理の二週間前に発行された「日本原子力学会誌」三三卷十一号所載のものだが、内容は殆ど埋設事業許可申請書と補正書の引き写し・解説に過ぎず、「埋設設備の外に放射性物質が容易に漏出することはない」とか「一般公衆に対して著しい放射性被ばくのリスクを与えない」と相も変らずに我が田引水の記述に終始している。このような根拠の無い予断や恣意と虚偽に満ちた事業者側の調査内容とずさんで違法な国の安全審査は、実体論を含む総体的な弁護団の訴状陳述と一三六ページに及ぶ詳細かつ緻密な自筆の準備書面に基づく生越忠さんの論述によって初公判にしてみたもの(前号、関根報告参照)。

それにしても原燃産業の三氏はこの一年間何をしていたのか全く理解に苦しむ。科技庁で行なわれた一月十日の異議申立と求釈明および七月二六日の質問事項と生越さんを始めとする原告側の意見陳述を検討材料として繰り返し繰り返しの作業に反映させようとする姿勢が少しでもあれば、ある程度は批判に耐えうる論文が書けた筈だし、二時間余も惨めな自己解体劇に参加する悲哀を味わわずに済んだであらう。この人達に六ヶ所村の未来を委ねるのは犯罪行為に等しいと指弾する他ないのであるが、敷衍すると、核廃棄物の処理は斯界にとつて緊急かつ最大のテーマである以上、言わば原子力の非専門家によって立ちどころに批判し尽くされてしまふ程度の論文を一言の批判も註釈も付さずに平然と掲載して憚らない原子力学会および構成メンバーの体質と水準を組上に載せざるを得ない。同号を通読すると原燃論文のチェックなど論外であったことが直ちに了解されるのである。

電力中央研究所理事長の巻頭言「産業革命以来二〇〇年余の間にみられた文明の進歩、発達は、驚くべきエネルギーの消費をもたらし、いまや人類にとつて、経済成長とエネルギーと環境との間に生じたトリレンマをいかに克服していくかが重大な課題となつて

いる。このトリレンマを解く鍵は科学技術にあるといわなくてはならないが、原子力はそうした中で有力な一手段として再び注目を集めるようになってきており、あらためて原子力開発の在り方が問われ直されるようになっていく。

……研究者を中心とする学会の皆様が、原子力の大衆化に果す役割は大きいものがあるろうと非常に期待している一人である」に始まり、これに

呼応して「特集・高まる新ビーム技術への期待」と題して六人の研究者が「うちくを傾け、自由電子レーザー技術、大電流電子加速器、大強度陽子加速器を開発する必要性を強調して原子力分野のさらなる活性化と新たな飛躍への熱い思いを綿々と綴り、へ「もんじゅ」の機器据付完了、試運転への項では「五年半の期間にわたり、参加会社四〇〇社以上、工事量累積約四〇〇万人・日に及ぶ大工事が計画工程通り遂行できた」と動燃・

日本原電・高速炉エンジニアリング・東芝・日立・富士電機・三菱重工の技術者達が共同成果を高らかに誇示し、果ては某大学教授に「核エネルギー問題はすべてはこれからである。特に二〇二〇年〜二〇七〇年あたりの世界が対象で、過去の原発発電量の数百倍の生産をこれから実現せねばならない」と臆面もなく語らせているのである。

私達の相手が尋常でないことを思い知らされる。学会誌を放り出したくなる衝動を抑えて文面をたどると、なんと彼は「三〇年がかりでまとめたトリウム溶融増殖エネルギー協働システムに仏・米などのほか、最近はより立ち入って核弾頭処分もからめて(旧)ソ連が共同してくれている」と自画自讃していた……。はて？と「げんこくだん」二二号のQさんの編集後記「怒るぞー(一)」を思い出された方が多いに違いない。仕掛人の一人はこの教授だったのである。そして学会誌の編集者は年間総括として「もんじゅの臨界近づく、六ヶ所計画の進展、原子力船実験航海」を挙げて誇っている。下田氏の論文が掲載されるべくして掲載されたゆえんはもはや明々白々であろう。Qさんならずともさすがに腹に据えかねる。こら！解体するぞー日本原子力学会。

トリレンマどころか私達を包囲する課題の重層度と困難さは他ならぬ科学技術自体に起因して日々深刻化する一方であり、これを解く鍵が当該、なかんずく原子力にある筈がない。前号にも即して記すと、研究者達は官・産・学一休による国策推進の掛声と膨大な開発研究費に眩惑されて目先の企業利益、研究業績に固執しているうちに、自然界の基底にある本質論的法則の適用限界を超越した虚大技術の領域へ転位するにつれて、自分達が全世界を領導しているかの如き観念にいつしか拘束さ

れてしまったのである。フィクションとは言え一見体系だった妄想の自己解体作業は容易ではないであろうが、原燃三氏に対して法廷で述べたように、日本原子力学会の構成員諸氏も自らの学問・知識・技術の所有の仕方、ないしは所有のさせられ方に一刻も早く気付いて欲しいと思う。





訴状提出のため青森地裁に向かう原告団/東奥

原告団ニュース

(事務所)
〒980-0178
青森市大東2丁目44番地11号

一九九一年一月七日提訴した核燃サイクル訴訟第2弾『低レベル』裁判の第一回口頭弁論が青森地裁で開かれました。低レベルの許可申請は一九八八年四月(許可は一九九〇年一月)ですから、四年近く経ってようやく低レベルの法的審査が開始されたこととなります。丁度この日はウラン濃縮の第一〇回口頭弁論期日と重なり、仮庁舎の狭い傍聴席はマスコミも含め

超満員となりました。定刻午前一〇時にウラン濃縮の裁判長である小野判事と陪審の裁判官二名が入廷、マスコミ取材後、浅石弁護士長から適正、迅速な審理要請がなされた後、原告団の平野さん、弁護団の

提訴 12.13 低レベル処分場許可取消訴訟 原発のゴミはいらない!

訟 弾
訴 2
核 燃 第

で違法であるという構成になっていきます。最大の批判は地層処分の安全性ですが、その他にも埋設廃棄物には中レベル以上の濃度と長寿命の核種が含まれていること、三〇〇年管理がいかに杜撰なものであるか、平常時・事故時の被曝量は相当なものであること、輸送(青栄丸の海上輸送)中の事故の危険性などが指摘されています。

石岡・伊東・佐藤容子(最近弁護団に参加した京大哲学科卒業の新進気鋭の弁護士です)・海渡各弁護士の順で訴状の陳述がなされました。

不安だらけの浅地処分

中味は去年お送りした訴状を見ていただきたいのですが、許可処分が手続・内容の両面

低レベルの処分は浅地処分が国の基本方針だったので、六ヶ所立地が決まっています。調査してみたら(実はその前からマスコミの指摘でわかっていたことなのですが)、地表近くに通気層が殆どなく「水だらけ」の帯水層であることが判明しました。しかしやっとなんか入れたゴミ捨て場です。しかも核のゴミを引受ける自治体など他にある筈もな

危険性は常識で判断可能

そもそも六ヶ所への低レベル処分は、廃棄物の安全な後始末を考えずに見切り発車した原子力発電のツケ回しという不合理な側面と、青森県民、六ヶ所村民の十分な合意が裏付けられていないという非民主的な側面を併せ持っており、他の三施設がかなり高度な技術的知識を持っていないとわ

く、結局浅地処分の計画を強行したのです。その為大幅補正によってコンクリートピットの構造の手直しをしましたが、三〇〇五〇年後にはびび割れを起こし、ドラム缶から放射能が地下水に漏れだすことは、口頭審理の際科技庁自身認めているところです。飲料水や灌漑用水の汚染が心配されます。また大地震が起きる危険性が高い場所であり、施設直下に二本の断層が走っています。更に近くの三沢基地から離着陸するF16等の軍用機墜落の危険性があります。

山浦 元 様

予定よりやや早く 概念集⁷を刊行することになりましたので早速お送りします。

〈表現のあやうさ致と数式〉は、すでに昨年八月山浦さんの
某閣と得つた構想してゐたので、その山が生まれてきた感じに
します。不十分ではあります。数や数式を敬遠したり
物神崇拜したりする人々の秋詩には違つてゐるかと
心と心に自覚してゐます。

他の項目も、そのまゝストレートに「理解」したにせよ、
が（私の非力なせいで）不安な部分とせよ、私の内心
の全てを用ゐて格闘してゐる構図とよみとつて見て
はなすので。

92. 3. 12

松下 昇

「ヤンキーズ」24号 (192.3)

不毛の核種消滅処理研究

原告 山浦 元

資源発掘から再処理に到る原子力分野の全工程にわたって日々排出され累積し続ける膨大な放射性廃棄物を前にして全世界が苦悩している。国際プルトニウム会議でストックホルムの地質学者ニルス・モルナー氏は「高レベル核廃棄物問題を解決する上での妙案は一つもない。現在ある安全で信頼できる処理方法と称するものはすべてたわごとであり基本的には虚偽である」と言い切った。量質転化の法則に則すと低中レベル問題も同類であることは言うまでもない。

(一) 地下施設に保管し埋

このほど公表された米環境研究機関ワールドウォッチの報告書はモルナー発言を明瞭に裏付けている(一・十三付朝日)。これまで可能性が模索されてきた処分法について(一) 南極の氷原に埋蔵(一) 国際法で禁止されており壊滅的事故時の回収が困難で実現不可能

蔵し長期の地質、地下水、人的進入に対して不安定(二) 深海底に埋蔵(一) 国際法違反の可能性、輸送上の問題、回収不能(四) 宇宙投棄(一) 打ち上げ失敗の危険性、惑星の汚染、高価で実現不可能(五) 特殊建物に長期埋蔵(一) 人間による長期の監視と管理が必要で研究は低調(六) 再処理(ウランとプルトニウムを化学的に分離) 一 廃棄物の全体積が一六〇倍に増加、高価、核拡散の危険が増大(七) 中性子照射による核種転換(一) 技術的に未確立、非常に高価……と全て否定的に評価し、とりわけ有力視されていた地下埋蔵がもはや生命圏から核のゴミを隔絶することを保証するものではなくなった以上、当面地上のプールで冷却しながら技術的進歩や社会的合意を待つのが最も現実的な解決策ではないか、とサジを投げてしまった。八

七年に第一処分場最終候補地に決まったネバダ州ユッカマウンテンの埋設計画が断層をめぐって早くも暗礁に乗り上げてしまったのである。他方、断層の有無に関わりなく地質学総体の観点と自国を含む欧州諸国の実情を踏まえたモルナー氏の結論も同様で、将来の技術的工夫(核転換、プルトニウム分解など)に望みを託し、いつでも適用可能なように開かれていても閉じられた貯蔵を差し当たり心がけるしかない、と提言している。つまりところ私達に残された選択肢は(五)と(七)だけで、一定程度貯蔵に耐えうる場所をなんとか選定して厳重に管理しながら超耐性の構造物材料ないしは核転換技術の開発に営々と取り組む以外に道はないというわけか。擬制技術の成れの果てを見る思いがする。二〇年ほど前、試行的に(七)に手をつけた事があるが、当時をさしたる自覚もなく余りにも非生産的かつ前途遠大なテーマであるように思われ中断してしまった。原子炉や核融合炉を利用して消滅処理を考えた時代であった。現状はどうか。日本弁護士連合会が九〇年九月にシンポジウムを開催した際の力作「高レベル放射性廃棄物問題調査研究報告書」に、高レベル廃液の核種分離・消滅処理法は莫大な経費を要する上に長期リスクの低減と引きかえに短期リスクの増加を伴ない、廃棄物処分策としては経済的にも安全性の上からも殆どメリットがない、とするORNL、EC、IAEA各機関のレポートが紹介されており、現時点でこの種の研究を積極的に推進している国はないという。ところが再処理によるプルトニウム戦略をかなめに依然として原子力利用路線をひた走る我国の姿勢はこの分野でも世界の潮流に逆行し突出している様に見える。原子力白

XX 発告の制擬

書九〇年版によると、再処理施設で使用済燃料から分離される高レベル廃棄物には白金族元素（ルテニウム、ロジウム等）やラジオアイソトープとして活用が期待できる有用物質（セシウム一三七、ストロンチウム九〇等）が含まれており、これらを分離すれば廃棄物の資源化と処分効率化を図りうるとして、八八年十月、原子力委員会は核種分離・消滅処理技術開発の長期計画をまとめ、日本原子力研究所と動力炉・核燃料開発事業団を中心に研究を進めるとされている。具体的には例えば前号であれた日本原子力学会誌十一号で原研、動燃の各研究者が消滅処理研究の現状を報告している。

曰く、へ……長寿命放射性廃棄物は超ウラン元素（TRU）と核分裂生成物（FP）に分類することができる。このうちTRUについては本来核分裂の可能性を持つている核種であり燃料として核燃料サイクルの中に取り込むことが可能と考えられる。……FPの中で中性子の断面積の小さい核種（クリプトン八五、ストロンチウム九〇、セシウム一三七等）については通常の原子炉単独で消滅処理を行うことは難しく、なんらか新しい消滅処理手法を開発する必要がある。……現状ではFPの消滅処理研究はまだ基礎研究の段階であって、どれかの消滅処理方法を選定するまでには至っていない。

……消滅処理には既存の加速器のレベルを越えたエネルギー効率の高い大電流ビームの加速方式の開発が必要になる。……少なくとも一〇〇mA程度の加速器が容易に利用できる技術が達成されなければ加速器による消滅処理は現実のものとはならないであろう。……原理的に中性子発生効率が良いという点では、核融合炉によるものを除けば核破砕反応が最も利用価値が高い。……高エネルギー陽子の核破砕効果を利用した放射性廃棄物処理の本格的研究は始まったばかりである。……最近の加速器技術の著しい進歩により消滅処理に不可欠な大強度陽子加速器の実現性は急激に高まりつつある。……加速器が大型化しプラントとして稼働するためには研究所のみならず関連する企業の積極的協力と技術向上が不可欠である。……大型陽子加速器を軸として原子力研究分野の研究の活性化と新たな飛躍が期待される。……

何のことはない、この期に及んでも実体はゼロに等しいのだが、TRUは原子炉で、セシウム一三七は核融合炉で、ストロンチウム九〇は加速器で夫々消滅をと虚妄の構想を語り、結論として従来よりもなんと三桁も高強度の電子リニアックと陽子リニアックがどうしても必要だと咆哮しているのである。この人達は正気なのか？

原子炉や核融合炉による処理は炉自体を含めてとつもない量の核分裂物質を生成し続けるし、大電流加速器を稼働するには原発による電力供給を必須とするから全く同様である。さらに、消滅とは言い条長寿命核種を高々短寿命化するに過ぎず、再処理技術や加速器他の新たな開発過程に加えて核種分離工程、核転換過程で副次的に生ずる夥しい核分裂物質・廃棄物をも考慮すれば経済的にもリスクの面からも到底引き合う筈がなく、曲りなりにも廃棄物処分を第一義として研究を進めていた世界各国が早々と見切りをつけてしまったゆえんは容易に了解されよう。

にも拘らず我が国だけが今になつて執着し始めたのは……エネルギーのみならず自立した核武装をも視野に入れて原子力政策の一層の拡大深化のためにプルトニウム生産に止まらず全ゆる廃棄物を能う限り資源化する技術確立したいからに他ならない。即ち

彼らの主眼は核廃棄物の消滅などではなく、あくまでも有効利用を目的とした核転換研究であり多目的に応用可能な大加速器の開発なのだ。

かくして処分効率化どころか廃棄物がさらなる廃棄物とリスクを増殖する。まさに不毛の一語に尽きる。

未来世代と自然界の位置から私達が緊急着手を要請されているのは廃物群の即自的消滅ないしは復元であり有効再利用ではない。全世界の炉を即刻停止した上でなおかつ経済的価値判断を超越し既成の生産性および非生産性概念を転倒し解体しない限り、廃棄物問題を解決する一抹の光明も見えてこないであろう。モルナー氏の望みをかなえるのは至難の業であり、核の廃絶は言うは易くとも最も行ない難いテーマであることが分る。



トラブル続きの あぶない ウラン濃縮工場

原告 関根秀夫

電気系統のトラブルで本格操業が遅れるウラン濃縮工場の中央管理室内



1月26日の電気系統起動試験でトラブルを起こし、さらに2月24日にも同じ試験をしたが、またも、トラブルを起こした。一回目のトラブルの原因は、調整つまみの合わせ方の間違いだった。今回の事故は調査中なので、今後何と言ってくるか楽しみだ。なにせ、事故調査も事故解析も事故発表も、原燃産業の一人芝居であり、客観的データ

も企業秘密を楯に見ることもできない。産業としては、基本的設計ミスと発表しては、協力者である安全審査をした国にケチがつく。また、ちょっと凍結仮面の純粋推進派である土田六ヶ所村村長にまでナメられる。今回の電気系統トラブルが起きたことに対して「電気屋らしからぬ失敗だ」と土田はコメントしているくらいだ(2・25デリー東北)。

原燃産業は「停電があっても安全性には問題はないが、商業施設として採算面で影響

のトラブルだ。電気を入れたら動かないが一回目トラブルで、二回目のトラブルは停電再起動試験をしようと、電源を切ったところ、操作以外の動きを勝手に始め、六フツ化ウランがカスケード室から消え、回収されてしまい試験の条件が、揃わなかった。そしてその原因が不明というお粗末。試験に失敗したなら話は通るが？、試験する準備の段階で故障とは、安全性も商業的採算もあつたものではない。稼働中の電源トラブルは取り返しがつかない大惨劇を招く。停電等の電気系統トラブルについて仮想し得る事故として、次のようなことが考えられる。電源系統トラブルから温度管理失敗

1、加工原料(原告団では加工という言葉自体のまやかしを裁判で追及中)である六フツ化ウランの性質上熱管理はシビアで、加熱し過ぎれば、系内の圧力が上がり過ぎて爆発や漏洩の原因となる。2、

温度が下がると六フツ化ウランが凝縮してしまい、配管が目詰まりして、これも圧力上昇から爆発の原因になる（「核燃料施設批判」高木仁三郎著に詳しい）。その他いろいろ考えられるが、試験準備にこぎ付けない事態を引き起こしている事業者がまっとうな運転管理など出来るのだろうか。

今回のはずかしい内容のトランプルが、原燃産業の言う通りだとするならば、自らの会社のデータメスをまたまた露呈してしまったことになり、このような濃縮工場は絶対稼働してはならない装置であることを証明したことになる。

ちまたでは「もっと深刻なトランプルが発生しているのでは」とか「劇物・毒物許可取付けのための時間稼ぎでは……」「基本設計のミスが……」などと噂がされているのもうなすける。しかし、僅か3年の試験データしか持ちえない未熟な技術では、その噂すらも買いかぶりとも考えられる。

反核燃4・9県民集会

農業者の呼びかけで、県内の反核燃団体が一同に会し、今後の反核燃運動強化に結びつけていこうという趣旨で「反核燃4・9県民集会」が開催されます。

私たち原告団も農業者の呼びかけに応え、積極的に参加します。

とき 4月12日（日）

10：30～

ところ 青森県農協会館7階会議室

日程 10：30～開会

基調報告 各団体決意表明など

12：00閉会

呼びかけ

核燃阻止農業者実行委員会

「4・9反核燃の日」 青森県集会

今年も青森県労センターの労働者を中心に「4・9反核燃の日」青森県集会が開催され、反核燃を全国にアピールすると同時に、7月の参議院選挙に向け、氣勢を上げます。

私たち原告団も、共催団体として集会成功のため積極的に参加します。

とき 4月12日（日）

12：30～

ところ 青森県営体育館

日程 12：30～集会 参議院選挙候補者決意表明など

13：30～デモ（県営体育館）

新町通り～アスパム

14：30アスパム前解散

主催 青森県反核実行委員会

山浦元稿

3.17付のお手紙うれしく拝見しました。山浦さんの
概念集への反りがた〜に批評で少し自信が湧きました。
先日お送りしたのは試案のレベルにあるので、指摘の16
ページも含め、数ヶ所のみスワリ等を訂正したものを、
お送りします。3.19にうらにく!)のあまたの母セルに因する
新聞記事コピーも同封します。

なお、天橋正雄「波動性力学入門」も同封します。知は
一通りよして下さると、このまま持ってきて下さるとです。

(と、いって、ある本質的な手ごわりの感受と一歩位は...)

急

山浦さんの読後感とかがた〜と思っております。よくよく
お読みします。既成の学系、研究系に5か;は、よくて
<思ひつかへ>、<事実とつかへ>と批判されるとして、是非を
感じざるや、お読みの上、是非を支持した〜と知は尋ねてみます。

山浦さんへ

92.3.25

松下昇

原子力総合シンポジウム批判

原告 山浦 元

二月十日午前九時半から午後六時にかけて霞が関の国立教育会館で「人と社会と調和する原子力」をテーマに第三〇回原子力総合シンポジウムが行なわれた。日本原子力学会、日本物理学会、プラズマ・核融合学会、火力原子力発電技術協会をはじめ四一もの原子力関連学会の共同主催で、原子力委員会、日本学術会議、日本原子力産業会議など七機関の後援による。我国の原子力事業は官・産・学界を隈なく網羅し、原子力と名がつけば必ず金が出る稀有の仕組みに支えられた国家主導の一大プロジェクトであり、度重なる原発事故によって専門家群にも蔓延しつつある危機意識を懐柔し、払拭するために原子力推進の必要性を改めて強調し再確認させる場として今回設定されたと言つてよい。

会場入口で加納時男東電原子力副本部長が愛想を振りまきながら異端分子をチェックするかのよう目光を光らせて

いたが、参加者は殆どが推進側と覚しき約二〇〇人で会場に入り切れないほどの盛況。シンポジウムとは実は名ばかりで、原子力学会長、同副会長らが座長をつとめ、講演者に対するコメントは〇、一名に限定して異論をさしはさむ余地を与えず、自らの存立のために危険性云々に関わりなくもはや後戻り出来ないとの幻覚に呪縛された推進側各界の実態を明示する内容と運営であった。国際ブルトニウム会議とは対極の方向性を持っている上に別掲の土田浩六ヶ所村村長の注目すべき講演もあり、特に印象に残った発言を中心に寸評を交えて簡単に報告させて戴く(予稿集回覧可能)。

四八・二%に及ぶ。スリーマイル島、チェルノブイリ、美浜等の事故によつてもたらされた原子力技術と専門家に対する著しい信頼の低下を回復し社会の理解を得るために原子力の現状と問題点を提示するのが開催趣旨である。否、信頼性のレベルの話ではない。安全性神話が文字通りの神話に過ぎなかつたことが実証され、原発および当事者達が科学技術や専門家の名に値しないと世人は判断を下したのであり、科学技術的には無論のこと、民主主義の原則からしても原子力分野から直ちに撤退し廃物処理に全力を傾ける道だけが唯一残された選択肢なのである。然るに彼らの現状分析は徹頭徹尾原子力政策推進の視点からなされる。

曰く、〈湾岸戦争とソ連邦解体によつてエネルギー問題の重要性が改めて認識された——伊原義徳原子力学会長〉

〈湾岸戦争が示したように、あるいはロシア共和国の石油輸出打ち切り政策が示すように、長期的なエネルギーの確保は資源安全保障の重大なテーマである。米ソ二つの超大国の経済と産業構造は高価な軍備拡張競争に耐えられなくなつた。どうやって核弾頭を分解し廃棄し、成分である高濃縮ウランやプルトニウムの保管やリサイクルをするかを今までのように米ソの人工衛星等のいわゆる National Technical Means だけに任せておけなくなつた。原子力から後退しつつある国際的風土の中で無資源国の日本は自ら選んだ道を進まねばならず、お手本のいない世の中である——今井隆吉元メキシコ大使〉

石油が入手不能の事態が生じてでも原子力があれば大丈夫というわけだが、他国民の悲劇と苦悩への一片の配慮も洞察もないばかりか原子力推進の口実に逆用した上に核軍縮の余剰物まで横取りしようとする卑しい心情と論理がシン

ボジウムをつらぬく基調の一つであった。「エネルギー政策における新しい視点」と題して林正義原子力委員は語る。

へ一つ一つの事件に世界中が振り回されている中で我々が考えなくてはいけないのはこの激動の後への対応であろう。二〇〇〇年までの我国のエネルギー需要の年平均伸び率は一・六%と見込まれる。

世界二五ヶ国の約四二〇基の原発は総エネルギーの十六%を産み石油の節約に貢献している。温暖化に端を発する地球環境と資源利用効率の問題がクローズアップされており、化石燃料の代替としてプルトニウム利用を含む原子力の一層の開発と共に太陽、地熱、風力、アルコールなどの新エネルギーの研究に取り組む必要があるが、これらはいくら

頑張っても五%が限度で新エネルギーの開発に全力を尽くすことよって逆に原子力の必要性を知ってもらえる。原子力の潜在的危険性はチェル

ノブイリ事故で顕在化した、原子力を捨てて良いほど人類に余裕はない。事故後動燃理事長として園遊会に招かれた際、昭和天皇に「日本ではどうですか？」と質問され「我々国では絶対に起りません」と答えたら「ア、ソウ」とおっしゃった(会場、媚びた笑声に包まれる)。

温暖化に限らず地球環境を危機に到らしめた全責任が我々を筆頭とする先進工業国の極端なエネルギー浪費政策にあることの自覚は皆無で相も変らず伸び率に執着している。

(西)ドイツの学者は自国の環境破壊の進行を食い止めるにはエネルギー消費を現在の九分の一にまで削減しなければならぬと試算し半ば絶望視している。これを極論として一笑に付すよりも彼等の情

況認識の余りの落差に暗然としてしまふ。世界はチェルノブイリの惨事を深刻に受け止め原子力からの転換方向を真剣に模索し始めている。幸いにしてまだ十六%程度に過ぎぬのなら全原発を放棄しても殆どの先進国にとつてはさほどの困難は伴わない筈である。尤も「先進」諸国が「途上」国の水準を目標に総エネルギーのより一層の削減に踏み込まない限り環境問題を解決するどんな方策も徒花に終わるだろうが。ところが驚くべきことに我国では新エネルギーの開発までも世論を原子力に収束させる一手段と位置づけているのである。倒錯も甚だしいと言わなければなら

ない。あまつさえ、旧ソ連の人命、自然、経済が未曾有の危機にさらされ、しかも福島美浜の不測の事故が相次いだ現時点においても権力性を誇示したいがために愚劣なエピソードを得々と口にすると

は「自らの事故認識の浅薄さ」状況把握能力の欠如をこそ総括すべき場であったのに。内田秀雄原子力安全委員長の講演「原子力安全の新时代」も然りで、「世論調査は好き

ではない」と前置きして「原発は安全と思う者四三・八%、安全でないと思う者四六・八%」という総理府による調査結果は、設問者の「安全」の定義が不明確ゆえ回答者が頭の中で勝手に描く安全像で回答しているためだ。実際の放射線影響に関わる「狭義の原子力安全」とは必ずしも関係がない心理的・社会経済的影響を含む「広義の原子力安全」も一般国民の理解と信頼を得るには大切で政府が配慮を加えているのは当然だが、行政上の原子力安全規制では原則的には広義の安全は枠外である。TMI事故でもチェル

ノブイリ事故でも公衆への影響は放射線よりむしろ心理的影響や生活上の影響に大きく表われている。日本の原子力発電所では今迄の事故・故障のすべてが公衆の放射線影響ではレベル〇であり、安全性と信頼性の高いことは国際的にも認められている。我国のように軽水炉燃料を再処理し

プルトニウムを利用する核燃料サイクルを目指す国は国際的には特例に近いが、軽水炉の経験の蓄積をもとにその改良型を求めプルトニウム利用を積極的に推進して高速炉を開発する方向を目指すべきだ」と例によって無表情にぶち上げた。

美浜に限らず事故のたびに発するコメントが核心をついていたためしのないこの人に安全の定義を口にする資格など微塵もない。彼が広義の安全性を云々したのは世論調査結果を歪曲し否定すると同時にチェルノブイリ事故をも抹殺するための布石であったことが内田講演に連動してなされた報告「チェルノブイリ影響調査、特に健康影響の現状」(放射線影響協会「熊取敏之」)で明らかにされた。へ八八年以後ソ連で情報公開が行なわれたが連邦政府や科学者に対する公衆の不信が増大し、心理学的影響、ストレス等による障害が増加した。九一年五

月のIAEA・IAC報告書によると放射線被曝に直接起因するとみられる健康障害はなかった。先天性異常が増加したような事実はない。甲状腺障害が増加したという人がいるが疫学調査で確かめた人はいない。日本の新聞は事実を正確に伝えていない。今のところ何も起っていないと平然と述べたのである。白ロシアの専門家達が綿密な疫学調査に基づいてIAC報告の一年も前に発表した諸論文が胎児および新生児の発達障害発生率の著しい増加を有意水準で明確に裏付けているにも拘らず(技術と人間、九一年十二月号)。

これを記している時点でタス通信は「ベラルーシの子供の甲状腺がんの発生率が事故前の十七倍になった」というカザコフ保健相の証言を伝えている。世界中から厳しい批判を浴び重松逸造IEAと委員長の政治的捏造と刻印されて久しい報道を未だに唯々諾々

と許容している様は自由度のない異次元の世界と形容する他はない。(つづく)

(第30回原子力総合シンポジウム予稿集から
1992年2月10日 国立教育会館)

原子力と地域社会

Atomic Energy and Community

青森県六ヶ所村

土田 浩

TSUCHIDA Hiroshi

資源を持たない我が国が、今日の地位を持続しながら21世紀に向けて世界の平和と繁栄に大きな期待が内外から寄せられておりますが、その原因の一つには、これまでエネルギーの安定供給が果たした役割が極めて大きく、更に化石燃料の枯渇に変わる原子力の活用が大きいことは今更申し上げるまでもありません。

ご案内のとおり、六ヶ所村に原子燃料サイクル施設の立地が決定して以来、内外から関心が寄せられて集目されておりますが、チェルノブイリ原発事故から安全性に係る論争が繰り返しなされておられ、環境保全とエネルギーに対する認識は一方で広がりつつあります。ものの、残念ながら今尚根深く不安を訴える人々も多くおります。それでも、ようやくウラン濃縮工場の慣らし運転が始められ、尚10月30日には再処理工場

や廃棄物処理を含む公開に
 アリソグを終えることが出
 来て着々進められつつあり
 ます。この事自体がつまる
 処、今日の経済繁栄と21
 世紀から未来に向けて生き
 続けるための我國のエネル
 ギー政策の帰結であり、そ
 のことにより関連企業の立
 地はもとより、安全性に係
 る研究や核融合を含めた新
 エネルギー開発の面でも当
 地域が拠点として発展する
 ことにより、緑豊かな自然
 空間と健全な農村社会の景
 観を残しつつ、未来産業と
 の共存した豊かな地域社会
 への可能性がより期待され
 る方向への認識が多くの
 村民始め県民に理解が深ま
 りつつあるからだと思われ
 ます。

に農村社会を抱える地方自
 治体での共通する悩み、当
 面最も急を要する課題の一
 つに、内外極めて厳しい環
 境に置かれていた第一次産
 業の構造改革であり、特に
 これら経営思想の大改革を
 実行して出来る限り少数精
 鋭でより合理的なものにし
 なければならぬ大仕事があ
 ります。特に社会構造の
 変化が加速度的に早まり、
 混住化が進む中で潤いのあ
 る活力に満ちた地域の構築
 のためには、全体としてよ
 り付加価値の高い産業構造
 の改善と節度ある第二次、
 第三次産業の配置をしなが
 ら、第一次産業から離れる
 多くの人々の職転換を断行
 しなければなりません。し
 かしこれは非常に難しい仕
 事の一つであり、思うよう
 には中々ならないと思いま
 す。

浴しているとはいえ、国家
 的な事業が安定して定着し
 発展を遂げるには、何と
 いっても地域の居住環境の
 整備が大切であることは論
 を待たないのであります
 が、この事は極めて困難で
 あり、多額な資本の投下と
 年月を要するものであり、
 一地方自治体の能力では不
 可能に近いものでありま
 す。

従って、私はこれらに関
 して常々考えておりますこ
 との一つに何といたっても地
 域社会の交通アクセスの整
 備が必要であり、周辺市町
 村と立地地域との間に高規
 格道路によって連携が取れ
 ることにより、地域全体に
 社会資本の充実に拍車がか
 かり、企業進出はもとより、
 観光開発、流通の合理化に
 伴う地場産業の育成につな
 がるばかりか、居住環境の
 不備な面を補完する上で最
 も効果的であり、原子燃料

の予想され発展が期待さ
 れますが、このような時に
 こそ地域社会の全てを支え
 る最も大切なことは、何と
 いっても知的水準の高い、
 協調性と自主性に富んだ人
 造りこそ村造りの基本とし
 なければならぬと目
 下いろいろと試みてはおり
 ますものの、この事は極め
 て難しい仕事の一つであり
 ます。「人と社会と調和す
 る原子力」の発展を期する
 上からも重要なことであり
 ます。

本シンポジウムに参画さ
 れております夫々の関係機
 関の皆様方の一層のご理解
 とご指導を仰ぎながら懸命
 に取り組んでいきたいと心
 を新たに致している処でご
 ざいますので今後共宜しく
 お願いを申し上げます。果たし
 て与えられた演題に適切な
 お話が出来たか定かではあ
 りませんが、以上申し上げ
 て終わりたいと存じます。

山浦 元 様

4/18日のお手紙と資料がありがたかったです。
対面的に拡大してよく見ても困難なにとりくいて下さる
山浦さんたちと直接は^(費用の)16^分ほどで済ませたいともし、たまたま何か
と学問と3つとしております。がんばって下さい。

今日お送りするものは、五月三日の会通信バツクリマガジンの

新送りリストと(元)会員への呼びかけの募集です。^(と、お礼、送付する)
^(まだに訂正/します。)

ここに記してあるほどの複雑な

裏付け、多少山浦さんと会取に少々の労力をかけて下さる

挑戦的にかかっています。それ以外の人が多岐にわたります。(元)会員への

(私の手一紙に不がわったこと)

すてにお送りしたものと一しに保存しておいて下されば、何かの

本線に立つて下さる。ハフクリマガジン自体もまたフリーに配布可能

なわけ、お山にこれ等でも東京周辺には山浦さん以外に送らる

(送りたい)人が少なからず残念です。本来、昨年の6/20集會

で、討論のレビューの発表形態をたまたまに...

'92 4. 21 松下 昇

追記 - 大指の著書への「批評」は夢野に送ります。次の機会に

コトケ建物のしくしくに教示下さい。とくに「粒子おのり波動」についての
古典物理学と量子力学の処理の根拠の事等について。

山浦 元 稿

4/21付の4紙を再送したため、4/25に京大で
野田氏に会い、この方の提起をうけとったので、200-
訂正121の更新版、元会員52の
と共に再送します。(この方が正確です。)

天橋氏の著書についてですが、

27ページに「 π の5桁定数から5(秒)を取除いたもの
は、電磁波のヘルツの電圧値に等しい」という7桁
定数には5桁の方が正しい、とあり、68ページのP
でもくわしくのべています。このあたり(これに限らず)、
中には判断する方が多いので、山浦さんのお愛をとりたく
思っています。また前頁でこの表した「粒子の波動色
は、この把握、についてよりよくお話しします。
(全く急ぎませんから、いつでも構いません。)

92、4、28

松平 昌

かつての〈5月3日の会通信〉の読者・編集者の

皆様へ

長いあいだ——たしか、10年ばかり——ごぶさたを続けおられますが、お元気がおいででしょうか。

幾人かのメンバーが代わるがわる編集を担当して、〈5月3日の会通信〉を刊行していたのは、ほぼ20年前からの10年間はとにたりますが、その折りにご支援いただいたことを、いまでもありがたく存じています。

〈通信〉の刊行は杜絶したものの、しかし松下昇さんの裁判闘争を介しての多方面での活動は、いまだに継続中です。

その松下さんが、このほど、〈通信〉の全号をあらためて読み返したから、ここに同封した〈訂正リスト〉を作製されました。そしてこれを、つぎのような諸提案とともに皆様に送付するところを、ほかに依頼されました。

そこでほかに、皆様には唐突な感じをいただくかも知れませんが、その依頼に応じて、この久しぶりの手紙を差し上げるわけです。

松下さんの提案は、つぎの諸案を含んでいます。

- 1) この〈訂正リスト〉の到着をきっかけとして、皆様に〈通信〉の各号を読み返していただくこと、
- 2) そのさい、訂正済みの箇所や、なお補足を必要とする箇所があることに気がかかれば、その案を指摘していただくこと、
- 3) あらためて〈通信〉を読み返しての感想を伝えていただくこと、
- 4) お手許の〈通信〉に欠号があって、その欠号を必要とする場合には、こちらから送付できなからず、請求していただくこと（この場合、残部が野村の許にあるものはこれを、そしてたいまの法、松下さんが作製したコピー

をお送りします),

5) <訂正リスト>にたいして, また<通信>の欠号を請求される場合には欠号の各号にたいして, できれば500円たいし1000円程度を, 製作費・発送費カンパとして, 送っていただくこと,

6) なお, このことを機会に, 松下さんがここ数年間に刊行してきた(そして松下さんの生活のかなり部分を反芻してきた)各種のパンフレット——そのリストも同時におきます——を入手することに関心をもっていたこと。

以上ですが, 深くとして付け加えれば, 6)で触れられた各種パンフレットは——とりわけ<松下昇概念集>数冊と, <増谷規矩在雄追悼集>は——さすがに思惑を触発してくれる, 意味深いものと思われます。

上記諸提案の2)3)4)項についての連絡は, 松下さんへでも, 小生へでも結構です。アドレスは:

松下昇 〒657 神戸市灘区赤松町1-1

野村修 〒618 京都府乙訓郡大山崎町内明寺
 船山1-284 (Tel. 075-956-7334)

また, 5)項にかんする送金は, 郵便振替で, 下記の口座へ振りこんでください。(〈5月30日会〉の口座はすでに解消してしまっています。)

神戸 5-42929 松下昇

失礼の致しはどうかご容赦ください。増様のご健康を願っています。

野村 修

1992年5月3日

訂正リストの配布について 92年5月 松下 昇

70年5月3日に日本独文学会の多数派が大学教員への処分に対する声明を否決したことを契機として結成された五月三日の会は、処分を引き出した闘争過程に関する情宣と記録を主要な目的として通信を企画し、70年5月の号外、7月の第1号以降81年12月の第26号までを刊行してきている。(現在まで休刊状態にあるとしても廃刊はしていない。)

70年代の前半にはかなりの闘争関係のパンフレットが刊行されていたが、後半には殆ど姿を消し、持続的に資料を掲載するのは、この通信だけになってしまった。78年11月から86年7月まで(別の形態ではその後も)私が刊行してきた「時の櫻通信」も前史としての五月三日の会通信の持続に触発されて可能になってきている意味は重要であり、何よりも初期の資料群の掲載という面での五月三日の会通信の重要性は次第に大きくなってきている。これは初期の会員や大学関係の読者よりも非会員、大学には直接の関わりをもたない人々の読者が増えてきている経過からも逆証されている。新しい読者は闘争を過去形でみる立場よりは現在・未来形の立場からの(たんに闘争関係の資料としてのみならず「作品」ないし「表現」としての)読み方を意図してきているという事実も強調したい。これと比較すれば初期の会員や読者は、そのような読み方から意識的・無意識的に離れてきてしまっているのではないだろうか。私自身も、この通信に限らず、いくつものテーマについて同じ感触があるので、この推定はかなり正確であると考えている。

私は、いくつかの契機と必要から五月三日の会通信を数週間かけて読み返し、多くの示唆をあらためて得たが、同時にかなりの印刷・校正ミスの存在が気になった。作成を開始した訂正リストは15ページに達し、まだ気付いていないものもありうる。それ以上に、それぞれの表現に関わった人や読んだ人の現在の関わり方や読み方を確認したいという考えが強まっている。

訂正リストを届ける方々(特に「会」五月三日の会の会員)にお願いしたいのは次の諸点である。

- ①五月三日の会通信を取り出して読み返していただく。(欠けている号があれば、京大の野村研究室に少数数残っているもの―残部なしの号もある。―ないし松下が訂正記入後―マスプリしたものを届けることは可能です。)
- ②今回同封する訂正リストを参考にして訂正を手元のバックナンバーに記入し、できればリストの補充・訂正を野村氏または松下へ連絡していただく。
- ③全体ないし任意の表現について現在の感想・批評をのべていただく。(それらをまとめて位相での「五月三日の会通信」を刊行することも構想しています。)

追記:前述の「時の櫻通信」や関連するパンフレット群についても同じ方向の試みをしていく予定であること、および、松下を含む刊行委員会とは別紙のようなパンフレットを刊行してきていることをご付記します。

五月二日の△△通信・訂正リスト（九二年五月）

号外（70年5月）は神戸大学の広報などからの転載であり、第1号（70年7月）と第2号（70年8月）は手書きの原稿のコピーを主要な内容としているため、印刷ないし校正ミスとしては3号以下になる。リストからもれているものについて読者のご教示を期待します。

（連絡先は京都大学教養部の野村氏、または松下あて）

凡例 a ページ上右 b は a ページ上段右から b 行目 を示す。

c ページ下左 d は、c ページ下段左から d 行目 を示す。

誤記↓正記 のように↓を用いる。傍線や（ ） 中は訂正に関する指示。

第二号（七〇年九月）

32 ページ上右 7 「などの」↓（ ）の部分をとる。（）

下右 8 「七月」の次の「を」にする。

37 ページ上右 13 「配慮をう」↓（ ）の部分をとる。（）

第四号（七〇年十一月）

6 ページ左 7 「東京外国語大学」↓「東京外国語大学」

12 ページ右 1 「二〇・二六」↓「二〇・二八」

第五号（七一年二月）

1 ページ下 3 「schattenbild」↓（語頭を大文字にする。以下の単語の語頭も）

4 「hans magnus enzenberger」↓（同前）

5、10、17 「schnee」↓（同前）

8 「pinsel」↓（同前）

9 「seite」↓（同前）

11、13 「erde」↓（同前）

12 「schatten」↓（同前）

13、16 「nacht」↓（同前）

2 ページ上右 2、5、10 「schatten」↓（同前）

4 「schattenbild」↓（同前）

3 ページ上右 6 「黙心」↓「黙々心」

7 「pinsel」↓（語頭を大文字にする。）

8 「nacht」↓（同前）

5 ページ下左 6 「gehirn」↓（同前）

松下昇様

年を重ねると同時に時空も進められる意識が大きくなり、運休とは無縁な日々ですが、松下さんへ……。

↓少しずかたの同好です。

四・二一および二八付の御手紙と五月三日の会通信の訂正リストをありがとうございます。まだリットになるか見当がつかずませんが、じっくり読み返してみます。(笑は大半は未読なものを新鮮な感覚で手にとるこが出来ます)。野村さんの配慮も二もった呼ぶものがた念える人ほどぐくぐく読まざるか、あそくく松下さんの推測通りでいようか、尤も。(私にはよくそをあたふた) 精根を果して思案停止にあてつた人はそれほどいとはかえらなさをある程度可能性はあります。

松下さんに能くさかえて、なんとか持続しているに思えます。ほんとです。

大橋氏の書についで。

No.1

古典物理学的(マウロ的)粒子および波動と量子力学的(ミウロ的)粒子および波動の極端的なつながりについては、以前を送りつけた並木さんの「不確定性原理」P.59 P.74に詳しく解説されています。これほど明快に書か

No.2

れている書物は余りなく、神秘的めいていることが多そうです。並木さんには大学三年時に量子力学、四年時に量子力学論文と指導されたことが、当時はまだ微分方程式にかかわりなかつたせりか、原理的な空間をいともそれほど自信を持って説明しているようなつもりで記憶があります。P.6の註(笑)にある市ノ川さんの美談コピーを同好しておきます。この人にはX線と電子線の接点と実験もついていた。それどもミウロ的波動の波動性(ゆらぎ)の仲々つおめ。大学院で教鞭を執ってシラガがーの波動方程式も教授解説するプログラムのつくり、原子核によるミウロ的粒子の散乱が確率論にたつことを破り、ミウロ世界は確率論が本質的な意味を持つことと初めてま感生きました。(少々が分るういといいますが、ついに同好します。これらは一切が読まざるやうに上るやうにいまませんが、適当なとまで送ってください。)

一まご表現すると、古典力学的波動は古典力学的粒子同志の相互作用を媒介した集団運動に基づく現象であり、量子力学的波動現象は量子力学的粒子同志の相互作用によるものではなく、量子力学的粒子同志の属性とこの波動性に起因する、というこになるゆえです。

小冊元録

5、5付のお年紙と資料、それにカレバをよこせ
たりしたくはしてあります。

① 五月三日の會通信にのって、元会員(全員、大学教授)

が、返忘は一通のみ(お礼を退却したか、関心がない、

と、そのニュアンスのものを)だけ、元読者の河村さんから

5、12付のカレバ5,000円が光栄を蒙りました。

ただし、元読者以外の人が、お礼の金額を返忘

して下さる返忘もあり、うれしく思っています。時内を

かきとって、お返ししてあげようと思っています。

② 同時代建築研究会内で、唯一の料の支持者であった

高橋さん(木工建築家)が、5、20夜に、Edkになり、5、13頃の

宿内さん(胃腸科)で、(5、13食道がん)で、大宮の自治医大

病棟に入院された、との連絡がありました。もう少し様子

みて、その後の病状については何ともいえないようです。

(田宮さんは、ご存知かと思いますが、研究会の記録係です)

また、河村さんにもご連絡下されば幸いです。

山浦 元 様

先日は電話でいろいろお話をいただき、ありがとうございました。ありがとうございます。

ところで、実は知人の一人に保育士の保護士さんから、お母さんお父さん（小説家さん）と時々会って話していただくか、二人のすゝめとして、尾崎の保育士の幼児教育にどこかで関連する話をしている、と依頼されました。（夏以降？）

年明け、教育、とくに幼児教育の専門家では有名な

松下耕さんと河村行君のことに話すと、いろいろ

出てくるので、いろいろと、行君さんと私の関係は

なかったが、教集「不条理」を紹介し、一部を

コピーして配布し、と考えています。この件は

あ、ためて河村さんにも連絡するつもりです。

ありがとうございます。山浦さんには、いろいろとお話をいただき、

<行方の死因>はついでです。

「不審死」の冒頭の語は、

「保育所の先生の名をよびよって我が腕の中
我が子抱く、

で、これ併せて、保育所の先生たちを紹介した。

感謝も与えると思っております、是非、質問として、

<死因>は向山様と予選します。

実は、行方が前に河村さんにきいてきたので、
幸々を依頼して、
付、まじりと本署まで来てくれた。行方はまじりと
依頼してくいたことと、~~本署~~ 署之行方との関係
ある程度

よしたくは河村さんにきいてきたのは、心と苦しみ
か収まり、失社にも与るため、まじり河村さんが
行方を知り、お話をしえた。

以上、この件についてお話ししました。

92.5.29 松下昇

山 浦 元 様

元一神大寺全英辞の大人への討論を、パレオに
しましたので、お送りします。

<反とがま>の右のページに、神皇大寺辞典は
世界史などへの山浦さんの評価と今後の活動として
として引用(言文)をさせていただきました。

'92. 6. 12

松下 昇

松下昇 様

No.1

五・二六日のあきぬ事件がまだよく分かっていません。河村さんは九日同様に
 アメリカへ出張してあり、十三日午後に河村さんと会うことが出来た。
 どうしようかと迷ったのです。ごく簡単に松下さんのご趣意を伝え
 ました。そのとき河村さんの病状にゆめたと云い、気軽に話してくださる
 ほうになりました。病状は「急性心不全」と云うたけれども、やはり原因
 は不明とのことです。高熱を繰り返したのは事実なようです。独断で約
 束を破ったことをお詫言います。私の胸でとれたしじやが、心とカリヤを
 河村に……と持参したから、ケラツキーをケラツキーとお返しくなりました。
 小倉さんから河村さんへ(宮内さんが入院された時)連絡があったそうです。
 それ以後音信が全く断絶してしまいました。十三日午後、田宮先生の研究会
 が代田区民館であり、坐席がとれました。田宮さんは欠席で話を聞く
 ことが出来ませんでした。氣力を失うことが一番心配です。

LSFL

No.2

いつ頃か五・二六が分るまで世代に私達は属してしまっているのだと痛感します。
 松下さんが五月三日の全道庁の総務作業をせめてやる意味が強くあります。
 私など、拙宅を去る状況に拙さん、静かにお取組んで下さい。
 国は原爆の過酷事故の可能性をついに認めました(当りまえのことです)。
 どせ。全国の農村はソコ大事故が起ることもあつてくるかも知れません。
 ほんとうに心配です。

五・二六日のご質問について。

① ポテンシャルは物質間の相互作用(力)の場を表す物理量ですが、原子核に
 粒子を衝突させると、入射粒子が核に吸収され、エネルギーの一部を失う
 こともあると云うことができます。この吸収効果を表すためにポテンシャルに虚数
 成分を付加して、実際の散乱結果を理論的に解析して再現することが出来ます。
 光学模型と言ふのはこの方法です。従って、虚数成分の強さとは、吸収効果の度
 合を意味しているのです。

LSFL

原子力総合シンポジウム批判2

— 六ヶ所村の人々の歯ざしりが聞える

原告 山浦 元

原子力安全委員長らの基調講演の後に関心の度合に応じて二つの分科会を往復した。

冒頭「ここにいらっしやる

方々からは原子力の大熊さん、

〇〇〇さん達からはとんでも

ない女と言われています」と

会場を沸かせて、大熊由紀子

朝日新聞論説委員が「原子力

の社会的認識と受容——エ

ネルギーと真の豊かさ」とを

テーマにエネルギー消費率と

平均寿命の相関から原子力の

必要性を強調すると共に行政

批判も展開した。ヘチエルノ

ブイリ事故以後は科学記事か

ら手を引いて医療と福祉の間

題に関わっているが、我が国

お役所は核廃棄物の「海洋投

棄」などの、反原発と誤解さ

れかねない投げやりな用語は

慎しみ「海洋処分」と正確に

言うべきである。またエネル

ギーという名の奴隷を誰のた

めに何のために使うかが分っ

ていないのではないか。高齢

化の先輩国であるスウェーデ

ンやデンマークには「寝たき

り老人」という言葉そのもの

が無い。医療費のレベルが世

界で十四番目の日本とは異な

り、税金も、エネルギー奴隷

によって浮いた人手も、ふん

だんに医療と福祉に注ぎ込ん

でいるからだ。真の豊かさ

は安心感と誇り、それを支え

る連帯思想と想像力であり、

見える行政と参画する政治が

調和と受容の基盤である。▽

八五年に開かれたロンドン

条約（海洋投棄規制条約）締

約国協議会議で、環境安全評

価に関する科学的な研究およ

び政治的、社会的な影響調査

が終了するまで放射性廃棄物

の海洋投棄を一時停止するこ

とが決議された。四六年の米

国による単独投棄に始まり、

核開発先進国が太平洋、大西

洋の沿岸諸国住民の反対を無

視して文字通り投げやりな海

洋投棄を強行して来た挙句の

果てにである。停止以前も以

後も当事国によるまともな環

境影響報告に接したことはな

い。汚染の除去も汚染源を回

収することも不可能である以

上、紛れもなく投棄の範ちゅ

うに属する。これを海洋処分

とか海底埋設とか姑息に言い

換えるのは過去の行為を免罪

し今後も海に投棄する自由度

を残しておきたいからに他な

らない。入れ知恵をしなくて

も最近の推進側の文書ではこ

の用語は激減しているが、前々

号で見たようにこれまでの処

理の実態は実質的にはすべて

投棄なのである。

折しも旧ソ連が六〇年代か

ら二十年以上にわたって、高

密度のプルトニウム、使用済

核燃料など数千トンに及ぶ放

射性廃棄物の容器一万七千個

と、原子力潜水艦・砕氷船の

原子炉十五基をノバヤセムリヤ

島の周辺海域に投棄していた

驚くべき事実が、KGB（国

家保安委員会）の記録に基ず

く核専門家の証言で判明した。

核保有国によるこうした無分

別極まる海洋投棄に加えて、

核廃棄物の陸地投棄、原発・

再処理施設・核兵器製造工場

の稼働と事故、そして何百回

となく繰り返された大気、地

下核実験によって陸、海、空

自体が放射能まみれになると

共に、食物連鎖による放射性

核種の生体内濃縮が全生命体

にわたって確実に進行しつづ

あり、その深刻さは測り知れ

ない。体内被曝は最先端の医

療技術を以てしても手の施し

ようがない難題である。人間

の生存基盤を破壊してやまぬ

原子力エネルギーが医療や福

祉にとって必要条件でも十分

条件でもあり得ないことは言

うまでもないだろう。

ムラサキツユクサ否定論を

始めとしてTMI事故以前か

ら朝日新聞で原子力推進の論

陣を担ってきた人とは言え、

三〇分の内せめて数分なりと

もチエルノブイリの子供達の

医療状況について真実にふれ

て欲しいと願っていたのだが、

予稿集に「エネルギー奴隷」

なる言葉を見出したとき淡い

期待は消滅した。私達は自然

の一部である。他者を奴隷呼

ばわりし差別視して真の豊かさも連帯も語れるわけがない。逆説めくがエネルギーという名の「物神」崇拜に骨の髄まで囚われた推進側を解体する運動は即現代における「奴隷」解放運動でもあることを示唆された。原子力からの撤退を宣言してその一歩を踏み出した北欧諸国は恐らく医療や福祉の対象を無機物にまで広げてゆくに違いない。

武谷三男氏は「人権」と「特権」という対立した概念によって現代社会の差別構造を分析しているが、さらに「人権」といっても侵害してはならない字義に則した「天賦自來権」(従来の「自然権」は「天賦人権」と同義語。)とも言うべき概念設定が不可欠な情況に私達は直面しているのである。

続いて土田浩六ヶ所村村長が登壇、「お招きいただき光栄です。今日は裏話を披露したい」と切り出し、核燃立地に至る経過から説き起こして

政策協定書

平成元年十二月十日投票の六ヶ所村村長選挙にあたり以下左記のとおり政策協定いたします。

記

一六ヶ所ウラン濃縮施設及び六ヶ所低レベル放射性廃棄物貯蔵施設施設については今後安全性が確立されるまで一切の工事を凍結します。

二六ヶ所核燃料再処理施設については
 一 施設建設敷地には、その直下に二大断層があり、しかも敷地は軟岩、不等地盤であり核燃料再処理施設のような危険極まりない施設立地は不適地であり、
 二 この地域は地震地帯であり、特に六ヶ所村前面海域には八十四キロメートルに及ぶ活断層があります。

三 再処理工場運転時には常時空気中と海中に人工放射能を放出します。

四 再処理工場隣接地には天ヶ森射線爆撃場があり、飛行機事故の危険性があります。

以上の理由から核燃再処理施設及び英・仏から返還されるプルトニウム及び高レベル放射性廃棄物貯蔵施設は認めません。核燃料再処理施設については今後村民の意思を確認する村民投票条令を定め決定します。

右協定します。
 平成元年十一月一日

この協定書は二部作成し、相方一部ずつ保持するものとす。
 核燃から地域住民を守る会
 副会長 山崎 金作
 副会長 山崎 三三
 副会長 上野 礼次
 六ヶ所村村長 候補予定者 土田 浩

1989年12月の六ヶ所村村長選挙において、核燃反対の「核燃から地域住民を守る会」「核燃サイクルから子供を守る母親の会」が土田浩(候補予定者)と交わした11月1日付の政策協定書

昨年の安全協定締結と高レベル貯蔵施設・再処理施設に関するヒアリングの成果を誇り、核燃サイクル建設が着々と進んでいることに満足の意を表明した(講演の予稿は前号に掲載)。へ用地の取得は容易であったが、核燃反対のイデオロギーが渦を巻き自民党が敗北した危機的な時期もあった。原子力は理性より感性の方に傾きやすいのが大きな障害である。村民の意識はどこにも引き受け手のない嫌なものを押しつけられるという気持ちから新しいものを創造する村にしようとは変換している。「化石燃料がなくなったらトラクターはどうなるか」と村民と話し合ってきた。核融合を含む新しいエネルギーを我村から創り出そうという話が出るようになった。日本原燃をはじめ各企業の「地域振興のために地域と一体となってやる」という心意気が快く受け入れられつつある。人類の未来に向けて精一杯取り組んでいきたいと存分に語り胸を張った。

六ヶ所村の皆さん、ほんとうですか？

土田村長は自ら捺印した政策協定書(別掲)を今こそ思い出して欲しい。ウラン濃縮工場の安全性など毫も確立されていないことは法廷で論証済みであり慣らし運転で実証済みである。また凍結氷解に関わりなく再処理施設と高レベル貯蔵施設は認めないと公約したのである。最低限の人倫のみを踏み外してはいけない。四月三日、国は最終処分地が未決定のままに高レベル施設の事業許可を下した。六ヶ所村の人々の歯ざりが開える。

「高レベル」の異議申立について

異議申立日 1992年5月29日(金)午後1時30分
 異議申立先 科学技術庁
 集合場所 科学技術庁正門(国会寄り・坂の上の方です)千代田区霞が関2-2-1
 集合時間 午後1時

次回法廷は6月5日(金曜日)午前10時から 青森地裁

次回例会は6月6日(土曜日)午後1時から4時

品川勤労福祉会館 電話 03-3787-3041

編集後記

「ウラン濃縮工場」は試運転時の試験失敗をもとせず、3月27日に本格操業に入った。5月12日、祝杯を上げる式場に土田村長の笑顔が……「低レベル」ゴミを全国の原発から搬入する青柴丸の動きもあわただしくなってきた。今秋にはいよいよ各地からドラム缶を運びこむ。ゴミの船架えて、六ヶ所汚るだ「高レベル」は4月3日に事業許可が下り、5月6日から工事が始まった。肝心のガラス固化体(フランス製の現物を使った実験は、日本ではこれからだという。いかに「低レベル」な審査だったかがわかる)5月29日異議申立ての後、は、三つ目の訴訟だ。ヨーシーしまってイコーゼ!(Q)



反核燃県民集會と、反核燃の日青森県集會と、青森市内デモの日が僕の誕生日だったから「おめでとう」の代わりに、「ガンバロウ」で始まった今年の誕生日だった。生まれた時が悪いのか、それとも東電に勤めていた父が悪いのか、核燃に呪われたこの身が恨めしい今日このごろ慣れない百姓仕事で肩の筋に炎症を起こして病院通い。それでも頑張らなければ人間になれないと、田畑を這い回り、爪の間に土を詰めたままキーボードをたたいているのだが、弁護団の方々らのご苦労に比べればマダマダ。シマツテかかります反核燃。(HS)

山浦元様

〈6.28 訂婚の祝儀〉を お送りし(返)り
多分入りましたので

6.15 日の お手紙 及び 17.0 にお返し いたしました。

6.17 夜に
実は、電話でお話したとおり、たまたま、家路帰りに
お土産をいただいた。これを、お返しに送ります。

6.15 夜まで、波状的に右腹部に痛みがあり

血液検査の結果、肝臓～脾臓～に異常がみられ

し、6.18 に大きな造影で CT を撮り

ました。必要の場合にお知らせいたします。

お見舞いは一切不要ですが、今後しばらくは

何の連絡もせず、ご心配をかけること、山浦元には

一言お気づきでしょうか。(河村さん以外にはお話しせず、お返事は、)

近世医学技術の飛躍的進歩は、医療従事者の

設備の充実には驚かされたこと、この一歩

〈物〉中体験のついでに行っています。

92.6.18 朝 松丁 昇

↑ 必要に応じて
ご連絡いたします。

松下昇様

また行きてくがいに暮りました。六二二行のあきぬと、四二八討論の証録
を有難うございませう。そして六二八行のあきぬを六二〇に多くとり
いつ何が起るか分らないと書いたことが腹視をゆすめ思がつきました。
松下さんの苦悶も、ささやかな私のテーマも、物ゆえなくせそそに居る
りることは疑う余地はありません。二の段階を逸すゆは、未達の全この
人々の試めに深く関するテーマは忘却と強姦にさくさくさくさくさくさく
ことと……。四二八討論の証録の読後感を一言で言うるとすれば、神大
学闘争文は松下さんがいかにゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆきゆき
こいもうむろくといふことです。

ご趣旨はすっかり解りました。河村さんにゆきは近く知らせるつもりです。
さうあり、バニラ代の共同討ちにかまます。私に出発するものは何でもいす
ゆは、ご遠慮なく申しつけ下さい。松下さんの精神力が危機を父不棄り
えるであらうと信じております。ゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆはゆは

九二六二ニ 山浦 元

(追記)

私の父は脾臓ガンで死にました。(六三三) 東大病院で病室が破産するまで一年以上
を要し、胸腹に下とまは、内臓全体に広がりました。脾臓は毎に判るに強く
医師は「もと早く開けなればよかった」と悔んでいました。三つにそれとはあ
あえし記しませう。

山浦 元 様

6.22.付のお手紙を返りがたくうけとりました。

緊急入院以来、連日の検査（レントゲンとか

腹部エコー検査等ですが、胃十二指腸カメラや

大腸カメラ、内臓まで入れるカメラには、大きな負担

があります。）に耐えてこられた日には、山浦さんの

お手紙は大きな励みになりました。（とくに、本文上の
ことにはいるところ）

7月10日～中旬は、かなり本線模の手解があり

8月一杯は、うごきまじ、手紙を去せまじら

知らせまじら、必ず生還して 新居を視察が、

人間～社会～宇宙論とかくしくして山浦さんには

お見せしたと喜んでおります。

当分、音信不通の事になります。お互いがんばりましょう！

9.2.6.28

松下 昇

遺書

1936年3月11日生

1992年3月11日～ 松下 昇



1. 死亡の時間を延長する措置は不要。
2. 死亡の通知はどこへも不要。風のたよりに任せる。
3. 死亡診断書を添えて火葬の手続きをし、死亡の場にいる任意の者が実行する。
4. 密葬～公葬を含めて全ての葬儀はしない。
5. 遺骨は墓地に埋葬しない。一部を希望者の保管に任せる他は廃棄～散布自由。なお、未字の眠る {B109} には野草以外のものは不要。任意の人の散歩の場所にする。
6. 遺品は私の文書および口頭による指定のある場合を除いて譲渡、複写、刊行はせず、基本的に廃棄してよい。

山浦さん — お参考までに同封します。毎年9月誕生日に作例して～びあて、
一つの「作品」として気をつけるに(?!) ぶん下てる方へい出し～てす。

松下昇様

奥様からお電話を頂いたとき、直感的に何か重たい感じがして
「だが、日が経つにつれて、再び不安がつのる感じがして、ハ、五行の
お手紙が舞い込め、今度こそ安心しました。ほんとに良かった。お
「番神さま」の由本を書きながら、日蓮上人のことは比較にふりか
かいて読んでみることに。松下さんに、奇跡が起るといふことが、今
りた方がいいが通じたものと、勝手に解釈されて居ます。もう一人、手紙
はたまたかに取るものという意味ですが...

七月十七日に、最上向教才三小法延び、高連増延焼「もんじゅ」訴訟上書き
の(最初)に「最上(口野)弁論が南の山、侍殿へ書きました。日く言ひ
途方もない運送物に早水、あの河村判決の由本を物得すると共に、松下
さんのお仕事はまだいくつでも残っている」と痛感したことを書いた。なまらに

No.1

書くつもりです。その原書不適格後はともかく判されたところまで。

2書の手

「言内さんの病状もたいへん参になつてます。七二七に日吉さんから電話があり、
「言内さんの奥様にたいして、手術後の経過が良くないが、そうやをい
事しとかえり、困る」と流してしまつた。十キロも体重が増えたとい
う情報もあり、深刻な状態のようです。なるとか励ましてあげたいのが、
河村さんはまた渡米中、帰るから松下さんが快方へ向かつか
くやることを伝えおきます。ご病気の件は河村さんにいぶして下さ
私の同僚(六〇歳)に胆石の手術をして一人の尻、洋洞が埋まる
るまで、おいばん長くかかるとは思つてました。くもくも無理をなさま
せぬ様祈念してあります。西洋医学的治療特有の後遺症もあ
り得ます。とは言え、一日も早く治癒が再開出来る日を祈ります。

No.2

奥様もがんばります

九二八七 山浦 元

山浦 元 様

1時間おまては1時間よこにあり、という状態にてあり
ますが、死氣に生活して、入陸中 ~~に~~ Xをヤ本^{よ本}の整理を
してあります。 寧ろ、以前に山浦さんから、いたたいた

並木美喜雄著「不確定性原理」を批評にあらわして
著しく受たり、不幸になつたりすると、ひさしに分るし
ました。 内容の知識として、殆ど知りませんと、いつ
よへのとす、文章のしつれや、累重と、殆ど全無に
著して、不字と、左の次元で解決するのには、後と、たより
に思います。

と、どうも、で、ま、れ、は、改、の、裏、に、つ、いて、又、々、教、習、を、下、す、
ま、せん、か、?

① 134ページのFから、今、35頁に「定常状態の
遷移」という記述があります。 <遷移>とは
具体的に何で、と、どうと、ま、し、ま、す、か、? (索引に「ま」と
「遷移確率」は、あります。 <遷移>は、さ、う、で、...)

② $140 \pi = 2$ の証明に用いる積分公式

$$\int_0^{\infty} \frac{\sin^2 x}{x^2} dx = \frac{\pi}{2} \quad (*)$$

この証明は、(1) (2) (3) のうち (2) (3) は、アール

ト

数の表現です。 π を級数で表現するより、

むしろ $\frac{1}{x^2}$ の積分で表現できるのが、

(勿論、半径 1 の円の積分は π ですが...) の他、

積分公式で π を表現する (5) の公式は π が出て

くる) もありですか? また、(*) の式 (**) は

$\frac{1}{x^2}$ の積分は証明されたのでしょうか? $f(x) = \frac{\sin^2 x}{x^2}$ は $f(0) = 1$ の証明は、

③ $142 \pi = 2$ には「渡来の級数」と「自己」や「豊洲」

の活用: a 関連は... 極限を示唆的に指摘が

ありですか? 支配として $\{x_n\}$ は $\lim_{n \rightarrow \infty} x_n = ?$

144
5
145
へ
い
し
に
記
介
さ
れ
て
い
る

→ 漸近値 $\lim_{n \rightarrow \infty} x_n = ?$ (量は $\lim_{n \rightarrow \infty} x_n = ?$ 基礎的に解説

の x_n は $x_{n+1} = x_n + \frac{1}{n}$ のように、) $\frac{1}{n}$ の級数 $\sum_{n=1}^{\infty} \frac{1}{n}$ の紹介

→ $\frac{1}{n}$ の級数 $\sum_{n=1}^{\infty} \frac{1}{n}$ は $\lim_{n \rightarrow \infty} \frac{1}{n} = 0$ と $\lim_{n \rightarrow \infty} \frac{1}{n} = 0$ の関係

92. 8. 27 松 下 昇

入
コ
ン
テ
ン
ト
の
説
明
は
な
し
て
お
く
た
い

松下昇様

残暑および涼差のおおき舞い申し上げます。とは言うものの、実はハニセ付のお手紙を拝見して、酷暑になんか切らしてしまったりと思ふ力を判断され、先にはり舞いしてしまつたな。と苦言大いにおります。回復へ向かふという様子も、うかがえなごうございました。

私が理解している範囲で、ご質問について記します。

① 134 ページにあるように、ミクログ物系系の定常状態が、外力や他の物系との相互作用(たとへば、光の吸収、放射、電磁場との相互作用、物系との接触や衝突等)によって、他の定常状態に移ることも電子の飛躍とか、状態の遷移と言つておきます。単位時間あたりに生ずる遷移の割合が遷移確率です。定常状態とか、遷移という概念は、水素原子の安定状態や励起スベクトルを説明するために、 ρ_{nn} が提出したもので、最も簡単な見かけ物は、水素原子が特定の励起数の光を吸収すると、 n のエネルギー差をもつ定常状態間の遷移が起る(起るうら)などです。

No.1

九二二二行

並木さんの「岩波物理学」は「量子力学入門」を出されたが、一冊お読みになります。内容は「入門」といふほどは長く、並木さんの独断と偏見による観測理論で、ザツと読んでおきました。たいてい面白く、ヤツチナ、とニヤニヤおきました。真夏の読物としては最適と云います。134 頁に遷移の記述がありました。

「波束の収縮と自発や誘起の作用」との関連については、お七巻下 (162 頁) に少しお見えます。並木さんの解説は数書の中にも最も読解力がある様です。

② の証明は少々長く、そのうちお別紙に記します。二本は定常

種々な n の ρ_{nn} を ρ_{nn} で表したとしよう。種々な n の ρ_{nn} は n にあつたところから ρ_{nn} だと云います。定常の公式 ρ_{nn} が ρ_{nn} だと云うのは、 ρ_{nn} の ρ_{nn} (無数に n) あります。たことと

$$\int_{-\infty}^{\infty} e^{-x^2} dx = \sqrt{\pi}, \quad \int_{-\infty}^{\infty} \sin^m x dx = \begin{cases} \frac{(m-1)!!}{m!!} \frac{\pi}{2} & (m \text{ 偶数}) \\ \frac{(m-1)!!}{m!!} & (m \text{ 奇数}) \end{cases}$$

No.2

早く秋風が吹き始め、物下さんの場をりやうくもよゆう御座います。九、十一に書きたお別紙があり、おのちもよまいます。お大事に。

(追記) 研究室で眠ることも「梅田純」とはにふれることにはなっています。おすき合ひを兼ねて、

九二二八三三 山浦 一

中27号 (927)

原子力総合シンポジウム批判 3

六ヶ所村を人体実験場にさせてはならない

原告 山浦 元

土田村長を客寄せに利用して原子力政策推進を政治的に煽り続けたA会場に対して、B会場は「学術的」洗脳作業の場であった。各分野の専門家が次々と講演に立ち、先におれたようにチェルノブイリ事故被害を真向から否認し、低レベル放射線被曝はむしろ生体に有益だと強調し、「我が国は最も核融合発電を必要としている」として核先進諸国とのプラズマ共同研究の成果を誇示して新世紀には一〇〇万KW級の実験炉建設を語り、予期していた通り高レベル核種転換をダシに大加速器開発の必要性を綿々と述べ立てたのである。核融合発電と核種消滅処理研究の実態と虚構性については既に二二号、二四号で取り上げた。差し当り追加することはない。

参加者の反応からすると、B会場の目玉講演は彼らが最近喧伝し始めた「放射線ホルミシス効果」であったと言えらる。本来有毒な物質も少量なら何らかの好ましい刺激、促進作用を生体に与える場合に医学分野でホルミシス効果と言うが、放射線にもそれがあり得るのではないかというわけである。でたらめだらけのチェルノブイリ事故抹殺報告にはさすがに半信半疑の表情を浮かべていた参加者をなだめる任務は渡辺正巳という放射線生物学者が請け負った。

中国地方で自然放射線のバックグラウンドが高い地域と低い地域の夫々について白血病以外のガン発生数を調べたら、二〇万人中一四三人と一六八人で高放射線地域が二五人も少なかった。生体細胞に予め放射線を照射してからX線をかけると染色体異常の発生率が少なかったというデータもある。ある程度の放射線は恐らく免疫系細胞を活性化し、むしろガンを抑制するのではないか。ゾウリ虫に微量放射線をかけると増殖率が増すし、マウスの生存力も然り。体重六〇Kgの人間に置き換えると、一日当り一ラドを浴びせれば一〇の一七乗個くらいの電離が生ずるが、修復機能の増大を考慮するとかえって身体にいいのではないか。

全く冗談ではない。放射線を浴びせられる側に身を置いて物を考えたことが一度でもあるのか？何よりもチェルノブイリ被害を無かったことにするために放射線障害の項目から白血病を除去してしまえという意図が見え見えであり、うら悲しさと怒りが交錯してやり切れなくなった。因みに服部禎男電力中央研究所理事が「エネルギーレビュー」九二年二月号掲載の論文「放射線ホルミシス研究の経緯と現状・徹底分析」で「低線量被曝でどのような現象が発生し、ホルミシス効果があるとすればいかなるメカニズムで説明できるか、未だ推論の段階にすぎないが」と前置きして次のように記している。

多くの外乱によって激しくなるのと同時に、またはそれら外乱の予兆で先行的に、遺伝子損傷の修復活動が適正活発に行われるための反応が始まる。すなわち、低レベルの放射線によってストレス蛋白が生成され、これを材料として特定酵素が作り出される。この酵素が傷ついた遺伝子の修復活動に誤りがないように適切に働く」と推論され、酵素の生成は放射線など特別の刺激によって活発化する。こうして種々の原因によって破壊された遺伝子の修復活動のエラーから発生するガンや白血病の発生を抑制するものと考えられる。～一体何を言っているのかお分かりになるだろうか。高レベル放射線がどれほど大きな被害をもたらすかは、広島、長崎の悲劇が余すところなく教えてくれた。他方、医療用X線を浴びた母親から生まれてくる子供の白血病発生率が非常に高いことが五〇年代に英・米で判明してから、

擬制の告発

XXIII

低レベル放射線が人体に及ぼす影響も懸念されるようになった。そして六〇年代には放射線の影響が短期に現われる可憐な紫露草を用いた実験がアメリカで始まり、現在では周知の如く極低線量領域でも突然変異の発生する割合が照射線量と比例関係にあることが確認されている。

障害が顕在化する時期は生体によって異なるが、細胞に対する放射線の損傷作用に本質的な生体差はない。どんなに微量な放射線でもDNA分子他を電離して傷つけ、細胞を死滅させたり突然変異を生じさせてガンや遺伝障害の原因になりうる。放射線を受けるたびに障害が蓄積されてゆくだけではなく細胞分裂によって異常細胞が増殖し続ける。

さらに体内被曝の恐怖は体外被曝の比ではない。外界では極めて希薄に散在していると思わせる放射性物質も、人工性のもはとりわけ生体内に濃縮され易く途方もない障

害をもたらす。市川定夫さんは浜岡他の原発から日常的に大気中に放出される放射性ヨウ素をなんと数百万倍の超高濃縮度で紫露草が取り込んでしまつてを明らかにした。

生態系は自然放射線・核種の存在に耐えてなんとかバランスを保つて進化してきたが、未知の人工放射線・核種に対しては全く適応能力を持っていないのだと市川さんは結論する。たまたま感受性が強かったために犠牲になった紫露草はほんとに不憫であるが、原子力技術が出現して以来、私達も皮膚接触、呼吸作用、食物連鎖を介して放射性物質を摂取し濃縮し、半永久的に体内被曝を免れえない宿命を否応なしに負ってきたのである。

右の諸事実は放射線測定器に基づきデータだけを金科玉条として「安全だ」と主張してきた推進側の言いがいかに誤謬と欺瞞に満ちたものであったかを証していると同時に、自然放射線を含めて「許

容線量」は物理学的にも生物学的にもゼロと考えねばならないことを示唆している。この認識は世界の常識として定着していると言つてよい。

にも拘らず紫露草の命がけの告発に追い詰められて逆上した彼らは、あらぬ臆説をもとに低レベル被曝効果の可能性に一縷の望みを託して又もや所かまわず人工放射線を浴びせ始めていたのである。チェルノブイリ事故は低レベル被曝地帯にはむしろ好影響をもたらしたとでも言いたいのか。いずれこうした御用学者を動員してIAC報告と同一の手

法で六ヶ所村住民の健康調査データを捏造し、核燃有益説を吹聴し出すに違いない。望むがままに研究費をばらまかれて国と原子力産業界の極枯に囚われ切った彼らの眼には全てが恰好の実験材料としか写っていないのである。いかなる意味においても六ヶ所村を実験場にさせてはならない。そのために「許容線量」と

は何であつたかを改めて確認しておく必要を感じる。良く知られているように五〇年代の原水爆実験の死の灰をめぐる安全性論争を契機として、「放射線にはこれ以下なら無害と言えろ★★いきい値★は存在しない。従つて医療などでやむを得ず設定する許容線量とは安全を保障する自然科学的な概念ではなく、放射線の有害さと有意義さ……無論ホルミシス効果などではない……を比較して決まる社会科学的概念である」という卓見を提起したのは武谷三男氏であつた。

この概念規定は国際的にも評価されるようになり論争に終止符が打たれるかに見えた。然し現実には不幸にして逆の道をたどり、世界が一層の核兵器開発競争と核エネルギー平和利用幻想にのめり込んでゆくにつれて、武谷氏の言う「有意義さ」がいつしか「政治的・経済的利益」に歪小化されてしまったのである（武谷氏

の予期に反して「核」には「自主、民主、公開」はついにあり得なかつた……。それが核施設の労働者や周辺住民は言うに及ばず、全生体系が言語に絶する被曝にさらされて来た主因だと言つても過言ではないと思う。

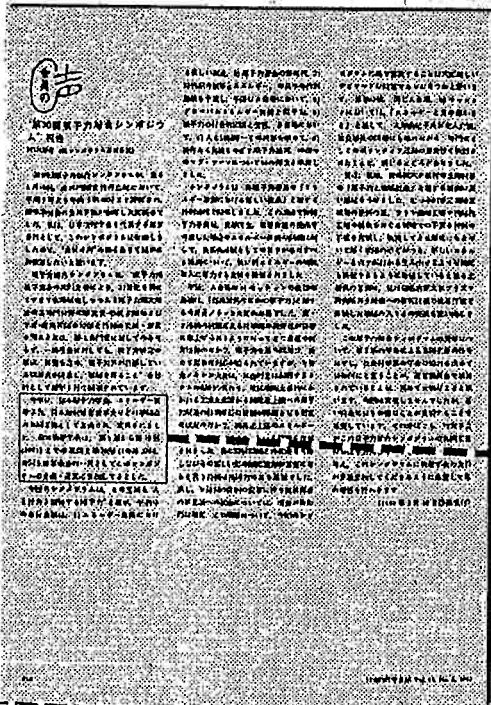
今こそ最初の規定に立ち返り、あくまでも生命体の治療（保持）にとって必要不可欠な、医療を含む最小限度の領域に放射線の使用を限定すべきである。もはや経済利害上の価値判断によつて「許容線量」を云々してはならない。金銭と引き替えに原発や核燃施設を誘致するなどもつての外なのである。以上の原則をつらぬけば核燃阻止も原発の廃絶も可能である。

最後に本シンポジウムの運営委員による自己評価を、参考までに掲載しておく。自分達がどれほど地域住民を苦しめ続けて来たか、まるで分っていない物理学者の水準を読み取つて戴きたい。（以上）

「日本物理学会誌
VOL・47、NO5、1992」から
「第30回原子力総合シンポジウム」報告

市川芳彦（同シンポジウム運営委員）

年数と回数に矛盾があるみたい（編集部）



今期は、日本原子力学会、エネルギー財団、日本放射線影響学会など10学協会が共同主催として企画され、実施されました。日本物理学会は、第1回から第19回（1981）までの第1期と第26回（1991）以降、第30回シンポジウムの一員としてこのシンポジウムの企画・運営に参加してまいりました。

おしらせ

ついでビデオ制作をお願いしていた、佐々木のりさんが、胆石で入院が決まりました。佐々木さんと、多くのスタッフが半年かけて制作中の反核燃ビデオ（ニュークリア・アイランド仮題）のメドがつき、今月下旬には入院、手術が確定しています。手術は難しくないので一安心ですが、過労と治療の遅れから入院は長くなりそう。みなさんお見舞いの便りなど本誌に送つて下さい。のりさんにお届けします。

なお、「ついで」で制作をお願いしていたビデオは急遽本誌制作室で行なうことになりました。ビデオとしての完成度には自信がありませんが、内容は充実しています。お求めの方は本誌まで連絡してください。実費として送料込み1500円。注文がありしだい作ります。作りたいの新鮮ビデオをどうぞよろしく。

第30回原子力総合シンポジウムが、去る2月10日、虎の門国立教育会館において、午前9時より午後5時40分まで開催され、関係学協会の会員多数が出席し大変盛会でした。私は、日本物理学会を代表する運営委員として、このシンポジウムに参加しましたので、“会員の声”の欄を借りて簡単に御報告したいと思います。

原子力総合シンポジウムは、“原子力関連学協会の共同主催により、21世紀を前にますます広領域化しつつある原子力研究関連の各専門分野の研究者・技術者間および学界・産業界間の知識と情報の交換・普及を図ると共に、単に専門家に対してのみならず、一般社会に対しても、原子力研究の現状、展望を含め、原子力界が直面している問題点を提示し、理解を得ること”を目的として毎年2月に開催されています。

今年は、日本原子力学会、エネルギー資源学会、日本放射線影響学会など41学協会の共同主催として企画され、実施されました。日本物理学会は、第1回から第19回(1981)までの期間と第26回(1988)以降、共同主催学協会の一員としてこのシンポジウムの企画・運営に参加してきました。

今回のシンポジウムは、その主題を、“人と社会と調和する原子力”と選び、午前中の全体会議は、1) エネルギー政策における新しい視点、2) 原子力安全の新時代、3) 21世紀の技術とエネルギー、の三つの特別講演を予定し、午後はA会場においてa) グローバルエネルギー情勢と原子力、b) 原子力の社会的認識と受容、B会場において、c) 人と放射線—その共存を求めて、d) 調和ある発展をめざす原子力技術、の四つのサブ・テーマについて16の報告を準備しました。

シンポジウムは、林原子力委員の「エネルギー政策における新しい視点」と題する特別講演で開幕しました。この講演で林原子力委員は、資源保全、環境保護の視点を考慮した場合のエネルギー供給の問題に対して、技術先進国としての日本が果たすべき役割について、特に新エネルギーの開発、導入に努力する責務を強調されました。

午後、A会場のa) セッションの最初の講演は、「国際関係のなかの原子力」と題する今井元メキシコ大使のお話でした。米・ソ冷戦の終結による核軍縮の具体化が日程に取上げられるようになってきた最近の世界情勢のなかで、原子力を巡る問題は、極めて緊急な対応が迫られています。今井元メキシコ大使は、東西対立に起因するココムの規制の代わりに、核拡散防止条約にかかわる工業先進国から開発途上国への原子力関連の技術移転の規制が問題となる現在の状況のなかで、開発途上国のエネルギーを如何に供給するか?という問題を提起されました。特に環境問題との関連を考慮しながらの新しい形の国際協力が重要になると言う指摘は説得力のある論旨でした。然し、ソ連邦の体制の変革に伴う核技術者の第三国への流出については、情勢が流動的な現在、この問題について、今回のシンポジウムの場で言及することは大変難しいデリケートな問題であったろうかと思えます。休憩の後、同じA会場、b) セッションにおいては、「エネルギーと真の豊かさ」と題して、大熊由紀子氏が老人介護、社会福祉の問題にも触れながら、専門家としてのボランティア活動の重要性を強調されたことに、感じるところがありました。

更に、私は、青森県六ヶ所村の土田村長の「原子力と地域社会」と題する講演に深い感銘をうけました。むつ小川原工業地帯開発の挫折の後、ウラン濃縮工場や再処理工場の誘致をめぐる現地で不安と村民の不信を克服し、回復してきた信頼にもとづいて漸く前進のめどがつき、新しいエネルギーを六ヶ所村から生み出せるような機関も誘致できるように希望していると語る土田氏の言葉に、私は旧名古屋大学プラズマ研究所の土岐市への移転計画の推進作業で体験した地域の人々との交流を思い出しました。

この原子力総合シンポジウムの開催について、理工系の学会による共同主催の枠をはずし、社会科学系の学会の協力を求めては如何にと言うことが、運営委員会で議論されていることは、極めて大切なことと思えます。今回は実現しませんでした。近い将来にはその様なことが実現することを希望しています。その意味でも、物理学会がこの原子力総合シンポジウムの共同主催の責任を分担していることは重要であると考え、このシンポジウムに物理学会の会員が多数参加して下さるように希望して私の報告を終わります。

(1992年3月10日投稿受付)

山崎元標

8.31付のお手紙ありがとうございます。ご返事しました。

入稿中に少し考えた数式に關して、まことにさへお返事を
ご教示していただき、目玉南にされる恩に、ついでに
お礼の復南をさせていただきますと、

$$\textcircled{1} \int_{-\infty}^{\infty} \frac{\sin x}{x} dx = \int_{-\infty}^{\infty} \frac{\sin^2 x}{x^2} dx \quad \left(\begin{array}{l} \text{↑} \\ \text{これは、} \end{array} \right)$$

これは x^n と $\sin^n x$ にした場合には、 $n > 1$ のとき、

$$\int_{-\infty}^{\infty} \frac{\sin^n x}{x^n} dx = \pi$$

知らぬが、お返すに、数式に關するお返事は、

その場合の証明は、前便で、ご教示いただき、たゞ、

毎方法のついでに、重ねてやるお返しは、何か、一般的な

方法があるのでしょうか？

(よくは、前項のついでに)

② このように π にかけられる数式は、物理で、

と、お話しや、可、現象に出、くるお返しは、

お返しは、よろしくお返します。

長い間お泊りしてあります。

先日、山浦さんと小谷さん、高橋さんと笠原さん

のそれぞれから宮内さんの病状をきいて心配しています。

実は私自身も六月に急性の黄胆になって緊急入院し

胆のうと関連器官が激しい炎症をおこしていることが

判ったので検査をへて手術し八月まで入院してしまし

たが、やっと退院して生活にもどりました。

向ふよび長距離の旅行は無理なのでお見舞いにかか

りともごめします。この手紙をかいて一るところです。

宮内さんの病状はおそらく物よりも重いのではない

とも、あらゆる可能性を駆使して生きる力かを重ねてい

ただ、たいと思えます。多くの人が宮内さんの人柄と

仕事に敬愛の念を抱き、未長への活躍を期待しているの

です。

思へかえすと、宮内工人と知り合ったのは一九七一年の
東京理科大学と知会を媒介してでした。その後、
私が東京へ裁判をどうするかける際には設計事務所
の依頼させていたたり、同時代理建築研究会に加えて
たたりたりして、友人にもできらひ其斗をいしたたきました
た。いんつかの、テ、二に、向して知と他の人々の向に、ス、
ふ、たとはい、え、それ自体が宮内工人の手立て下した、
この上でのことであり、
とりくむテ、二の領域を拓けて下したことに、
是れから現在まで持続的に感謝しています。

それと共に、知にとつて、宮内工人の一九七一年五月十五
日はの斗争宣言、とりゆけ、彼ら（大蔵省側、教員）
の未知を恐れる。彼らは彼らのしるしのすぢや、彼らの
肉体のすぢ隣りに、ある絶對的を聞かあることに、
ちい、という、
この、
大蔵省の、
状況の中、

第28号 (92.8)

「東海第二原発控訴審・もんじゅ上告審」傍聴記

基本設計論・原告不適格論の終焉 原告 山浦 元

原子力安全委員会と通産省 原子力安全委員会と通産省 資源エネルギー庁は去る五月二十八日、TMI・チェルノブイリ級の過酷事故（シビアアクシデント）が我国の原発でも起こり得ることを遂に認め、原子炉格納容器の安全装置の設置を義務づけると共に、老朽化した原発の対策を検討する方針を打ち出した。事故時に格納容器内の圧力・温度の異常上昇を防止する放射能除去フィルター付き蒸気排出装置、格納容器冷却装置、水素爆発を回避する早期燃焼装置などが必要だという。欧米では既に常識化している装備であり、今更何をか言わんやである。危機一髪だった福島、美浜の事態を想起すると戦慄を覚える。

だが、格納容器対策を付加すれば安全だという保証など何もない。これらは国が、意図的に安全審査から欠落させて来たごく一部の項目に過ぎないことをここで再確認しておきたい。もう二年以上も前になるが、福島第二原発一号炉設置許可処分取り消しを求めた住民に対して「原子炉等規制法は分野別・段階的安全規制の体系と解せるから、安全審査の対象は原発システム全体ではなく原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に限定され、その限りにおいて安全確保対策は講じられている。研究を重ねて安全性を高め原発を推進するほかにいだろう」と愚弄し控訴を棄却した仙台高裁判決を批判した。本欄で概略次のように述べた。

（行政も司法も技術概念のまともな把握なしに原発の安全性を論ずる資格はない。技術は労働生産手段体系としての機械装置の設計・製造に尽きるものではなく、過去、現在、未来にわたって装置内外において生じ得るあらゆる事象に関する客観的自然法則性の、設計・製造者および運転・保守・点検者による確定的把握、それに基づく判断そして操作のすべてを包括し、最大限の実験と経験に基づいてのみ成り立つ実践概念である。「基本設計」は技術の初歩的な一段階に過ぎず、具体的な生産工程、実証過程を捨象して安全性を語れるわけがない。さらに核廃棄物処理、人的被曝、環境汚染、原子炉の解体等すべてが安全審査対象であるべきは自明なのだ。法の責任者達は行政権力の至近距離に身を置いて法体系を操作し、具体的な設計、製造、施工、運転、保守、点検の諸過程総体を捨象し、実践概念としての技術を「基本設計」という机上の仮説の水準で把握することによって現実に生起している一切の事故に目を覆い、形骸化した公的審査機構を免罪し、国の無謀な原子力政策に加担し積極的に支える役割を果たしたのである。司法の限界を自認する一方で争点を逸脱して原発促進を声高に謳い上げるとは、まさに司道に悖ると言わなければならぬ。）

右に指摘したどの項目が欠けていても安全は一切保証されないことを過去の無数の事故と被害が証している。従来安全審査自体の驚くべきでたらめさに加えて、自己制御性を誇示して過酷事故の可能性を真向から否定してきた姿勢を一変させ、審査対象基準の致命的な欠落を国自ら認めたからには、既設の全原発を即刻停止し解体すべきである。と同時に伊方・二番、福島一・二番、東海一番で住民を足蹴にし、国家権力と原子力産業界の番犬役担ってきた司法権力も判決文を全面的に破棄しなければならなくなつた。

翌五月二十九日は既報の如く科学技術庁で高レベル施設の異議申立。塚越放射線廃棄物規制室長の硬直し切った表情と問い詰められて職務を放棄した見るに忍びない行為は、

擬制の告発

XXIV

早朝全国を駆けめぐったシビ
アアクシデント肯認報道と無
縁ではあるまい。

そして六月一日、東海第二
原発控訴審第二十五回公判が
東京高裁八一三号法廷で開か
れた。司法反動としか言いよ
うのない諸判決にあぐらをか
いて、国は核燃訴訟でも基本
設計論を持ち出しているが、
その空理空論性を詳細な事故
解析をもとに十数年にわたつ
て執拗に追及し論証し続けて
きた東海弁護団の迅速な対応
は見事であった。事態の急変
に怖気付いたのか国側の傍聴
席は珍しく、まばらで、代り
に？初参加という東洋大学法
律研究会の男女学生十名ほど
が陣取り、理路整然かつ時折
りべらんめえ調を交えた伊東
良徳弁護士さんの超特急弁論
に目をばちくりさせていたの
が印象的だった。

三月九日の前回公判で、核
燃訴訟と同様法廷空間で殆ど
無言の行をきめ込んでいる国
に対して「原子炉等規制法に

も無い基本設計概念の定義と
範囲を再循環系配管他を具体
例として明らかにせよ」と

再々々度(一)の求釈明で迫
り、裁判長も「返答せよ。返
答出来ぬ場合はその理由を述
べよ」と訴訟指揮を行なった。
やむを得ず今回国が提出した
僅か数頁の準備書面(八)に
こう記されていた。〈基本設
計の範囲は、原子炉施設にお
ける安全確保の考え方や原子
炉施設的设计に関する専門技
術的知見、さらにはこれらを
支える広範な工学分野の専門
技術的知見を背景に定まると
いるのであって、すべての事
項を律するような一般的、抽
象的基準により定まっている
ものではない。したがって、
控訴人らの求釈明に係る個々
の事項につき、それが基本設
計に係る事項か否かを示した
としても、それによって直ち
に原子炉施設の基本設計ない
し基本的設計方針の範囲が明
らかになるものではないから、
被控訴人としては、これ以上

の釈明の必要はないと考え
る。〉

かくして十八名の国側代理
人は三ヶ月間苦惱し続けた末
に思考停止に陥り、自ら基本
設計論を終焉させてしまった
のである。一般的・抽象的に
も具体的に規定し表現出来
ないような「安全確保の考え
方」とか「専門技術的知見」
とか「基本設計概念」なんて
この世にある筈がないではな
いか。専門技術的裁量権を振
りかざす国の恫喝に屈服し、
こういう滅茶苦茶な没概念の
典型である基本設計論を無批
判に追認して、住民を門前払
いして来た司法の専門家とは
何者かと改めて思う。

書面提出だけで相変らず沈
黙している国側に対して、東
海弁護団は伊東弁護士さんが
反論に立ち、瞠目すべき機敏
さで用意した「シビアアクシ
デント対策を審査せずに行な
われた本件設置許可処分は違
法である」と題する準備書面
(三二)を陳述。〈被控訴人

が「我国の原発ではシビア
クシデントは起こり得ない」

との姿勢を放棄し、原子力行
政を転換した以上、シビアア
クシデント対策を十分検討せ
ず、しかも非常時のスクラム
(原子炉緊急停止)の失敗を
一切考慮しなかつた本件安全
審査は無効である。仮にスク
ラム失敗を想定してほう酸水
注入系の起動を考慮したとし
ても、注入開始までに一分以
上、有効量の注入に二〇分以
上かかり、秒単位で生じ得る
暴走事故を阻止することは明
らかに不可能である。国は欠
陥原発の延命を図るのではな
く、深く許可処分の誤まりを
認めて自ら取り消すべきであ
る。〉

次いで準備書面(三〇)を
もとに、〈被控訴人釈明拒否
の理由は常人には全く理解し
難く、理屈にも言い訳けにも
なっておらず不誠実極まりな
い。逃げ道をつくり敗訴を免
れるために、国は基本設計概
念を次々と恣意的に変遷させ、

いつのまにか融通無碍の不透明なものに後退させてしまった。もはや基本設計論は法的にも技術的にも未確立く無根拠であることが明白となり全く破綻した。一例として国自ら基本設計事項に属すると認められた再循環系主配管の内径すら定めずになされた原子炉設置許可処分は明らかに違法である。と、時々準備書面を顔で扇ぎながら完膚無きまでに糾弾して再々々々の釈明を求めた。因みに七月十四日付核燃「原告団ニュース」第十三号で、伊東さんご自身が基本設計論の変遷と起承転結について詳しく解説しておられる。六月一日の法廷ではそのへ結が展開されたわけである。

「求釈明に対する釈明や反論があれば次回にどうぞ」と裁判長に促された国の代理人曰く「仮に申し述べる事があれば申し述べるが、多分無いと思う。」万事休したのである。閉廷後、恒例の総括集

会に前記の学生達も参加して、弁護団、根本がんと、相沢一正さんの話に熱心に耳を傾けていた。生きた学問とは何かを感じ体得したことだろう。今回は証人申請をテーマに九月二十八日、一時半から行なわれる。

「求釈明に対する釈明や反論があれば次回にどうぞ」と裁判長に促された国の代理人曰く「仮に申し述べる事があれば申し述べるが、多分無いと思う。」万事休したのである。閉廷後、恒例の総括集

の最大原則である。紙数が尽きてきたが、七月十七日午後、最高裁第三小法廷で開かれた「もんじゅ」上告審口頭弁論について一言ふれておきたい。基本設計論と共に、国が住民を排除するために築いたもう一つの砦が原告不適格論である。国を相手に原子炉設置許可処分の無効確認を求めた行政訴訟部分について、福井地裁は八七年十二月、四〇名の原告全員に不適格判決を下し、名古屋高裁金沢支部は八九年七月、「もんじゅ」から二〇キロ圏内に居住する十七名だけは避難する余裕はないだろう、として原告適格を認めた。「裁判所のおじさんたちは、事故が起きるとき私たちがどこで遊んでいるか分っているのかしら？」と小学生に一笑に付される判決である。

「求釈明に対する釈明や反論があれば次回にどうぞ」と裁判長に促された国の代理人曰く「仮に申し述べる事があれば申し述べるが、多分無いと思う。」万事休したのである。閉廷後、恒例の総括集

権化の地底からせり上がってきた岩窟の大殿堂と表現するしかない最高裁の法廷で、(1) 原子炉等規制法解釈の誤まり (2) TMI・チェルノブイリなど原子炉重大事故の無理難題 経験法則違反 (3) 米原子力施設設置基準 (4) 世界の高速増殖炉の事故と現状 (5) 「もんじゅ」の危険性と不要性 (6) 秘密管理を必然とするブルトニウム社会の桎梏他

これに対して原告団と弁護団は、(一緒に傍聴した岡本宗雄さんも哑然としておられたが) 外観・内装共に権力の危険性、不経済性、反対世

論が三位一体となって、仏の実証炉である超不死鳥「スーパーフェニックス」は六月にあえなく絶息した。我国に欠けているのは世論だけである。原型炉「もんじゅ」の次は実証炉「あまてらすおのみかみ」そして実用炉「かみかぜ」なんて、もうご免こうむりた。やち部落「竜が窪」の名水を利用した環境にこよなく優しい水車発電「ふちがみさん」くらいで心豊かに老後を送りたいものである。

「求釈明に対する釈明や反論があれば次回にどうぞ」と裁判長に促された国の代理人曰く「仮に申し述べる事があれば申し述べるが、多分無いと思う。」万事休したのである。閉廷後、恒例の総括集



山崎 昇

宮内文人の死をまへて作成した遺稿のコピーを
お送りします。これは11月に刊行予定の概念集の
の一部です。独立した遺稿文ではありませんが、
知子さんの遺稿の気持を宣言したつもりです。

なお、五十嵐さんへの連絡（ごめん、はなとら
ご配慮）がありました。ごめんしました。お礼の挨拶中に
知子に周知して発表した文章と知子さんの手紙
のどちらかのコピーを同封します。

前便でお礼をありがとうございました。9月に送
りつけた手紙に同封しておいた「梅干し」は
大変おもしろく、身体が元気にあります。（指のうねり
はなんとかお送り下さい。知子も常用しますから！）

92.10.6

山下 昇

本214、紹介済み

この言葉です。(言葉は4条で病院まで治癒して来た未病の人)

医療と教育とレポート

ここまで記した時に、ガンで春から入院していた宮内康氏が10月3日に死去されたという報せを数日おかれて聞いた。氏の生きた軌跡については一九九一年三月二十日の討論記録<>でのべているから繰り返さないが、概念集シリーズの契機の一つになった「ワードマップ 現代建築」へ私が三つの項目(「バリケード」、「法廷」、「監獄」)を書く機会を作っていたことへの感謝をあらためてのべておく。概念集の中では5の「肉体と身体に関する断章」で氏の表現を引用して論じている。死去の報せを聞いて氏の71年5月の「闘争宣言」が、新しい医療(という以上の、新しい生死のあり方)のヴィジョンに対して投げ掛けている重要な示唆に気付いた。「闘争宣言」の主要部分の引用を繰り返すと「彼らは未知を恐れる。彼らは彼らのレールのすくわき、彼らの肉体のすく隣に、ある絶対的な闇があることに気づかない、否むしる気づこうとしない。」(全文はこのページ右に転載)「ここのいう「彼ら」とは、学生の提起に耳をかさず、心を開かず、自分の生活と理解できる範囲内の世界に閉じ籠もろうとする大学教員である。宮内氏は、そのような教員と逆の(というより本来の)教育者としての「生き方をして「彼ら」から追放された。

「ある絶対的な闇」の表現を氏は意識的におこなったのではなく、「闘争宣言」を書いている過程で半ば無意識のうちに表現の方からやってきたのだ、と私は確信している。そして、氏は、この「闇」をかいまみた瞬間に、個々の具体的な「彼ら」などを遙かに超える領域のテーマへ踏み込む契機を手に入れている。それ故にこそ、この表現は無数の具体的な闘争から生じた表現群の中で持続的に示唆を与え続けているのである。私にとって、この二十年そうであった。そして、入院を媒介して示唆は更に深まっている。すなわち、私はこれまで主として幻想性ないし関係性のレベルで「ある絶対的な闇」を追求してきたといえるが、今後は肉体と身体と存在のレベルにおいても応用しよう、それによって双方のレベルであらゆるテーマを包摂していく可能性も必然に気づいたのである。そして、これは「メデュトピア」の追求していくべき課題とも一致しているはずである。この追求を宮内氏と共に展開しえないこと(また、氏がガンになる数年前から準備作業を氏に提起しえなかったこと)は痛恨の極みではあるが、氏の分まで今後やっていくことを心に誓う他ない。なお、氏が生涯の最後の数年を東京(山谷)の自主的建築である労働者福祉会館の設計に全力を傾注し完成させたこと、この三階のバリケード風のビルの一階には山谷で困難な生活を続ける人々に開放されている医療相談室と食堂があることを付記しておく。

闘争宣言

私(建築学科専任講師 宮内康夫)は、昨五月十四日、東京物理学園より、「免職」の通告を受けました。「免職」の理由は、これまでたびたび報告して来ましたが、事実の歪曲と捏造以外のものではなく、従って当然のことながら、この処分は到底受け入れられない旨を表明し、その「免職」の通告を、直ちに理事長宛に送り返しました。

すべての先進的な学生、ならびに教職員諸君、今回の私の処分は、昨年末以来の大学当局の学生に対するあの苛酷な処分攻撃と全く同一な筋書きの上に成り立つものであることを、まず確認しなければならぬ。その筋書きとは、すでに明らかのように、この理科大学を、自由な学問と研究の場ではなく、抑圧された諸技術の習得の場に、創造的な人間の育成の場ではなく、画一的な言わぬ人間の製造の場に変えようとする、今や公然とした大学当局の強権的管理支配体制の確立の準備に他ならない。

東京理科大学理工学部とは、一体何であったか。それは、あの古き良き時代の物理学校の創造的發展としてあったのでは決してなく、その経営的合理化、欺満的近代化の産物でしかなかった。野田キャンパスとは何であったか。それは、窒息した都市空間から豊かな自然の場にわれわれを解放させる場では決してなく、自然を都市に、解放を抑圧に、多様な人格を画一的な部品に変える場ではしかなかった。

一昨年の第一次理科大闘争以来、今やこの野田キャンパスは、大小様々な妖怪の巢窟となり果てた。これら妖怪の相貌の怪奇さは、俗に言う「保守反動教官」という言葉で一括して片づけられるものではない。彼らのうちのある者は、一見進歩的なふりを示し、若者の理解者であらうとする。彼らは、必ずしも年老いた頑固者ではなく、むしろ逆だ。彼らの多くはまた若く、精氣にあふれ、自信に満ちている。彼らはわれわれに、いつときおびえたふりをするが、心の底ではわれわれを馬鹿にしている。というのは、彼らはある信念を、即ち、どんなことが起こってもいずれは自分達が勝つにちがいないという確信を、何故かもっているからだ。彼らに共通していることは、彼らがあらゆる意味において「密告者」であるということだ。彼らの一部は、私のこの一年間の勤務状況を詳細に調べあげた。彼らは共謀し、破廉恥にも各自分担して私の在校日を監視し、その記録を当局に密告した。彼らは、私の行為の容度を虎視眈々とおぼろい、落度とおぼしきものがみつかるや、直ちに当局に報告した。工業化学助手小浦某は、われわれの暫時の追求を受けるや否や、その夜のうちに当局に密告した。彼らは、その時小おどりし、今や彼らの陰湿な策動を完成させる時期が来たと悟ったのである。彼らは、また事実の捏造の名人である。彼らは、私が大学で一・二度飲酒したことをもって、直ちにアル中教師というイメージをつくりあげた。彼らは、彼らの言う暴力学生と私が会話している現場をみつかることで、私を煽動教師に仕立てあげた。彼らは恥知らずにも、私を紛争の元凶とみなしたのである。暴力学生(もちろんそんな者はいないのだが)と親しく話し合うことが何故そんなに悪いことなのか。彼らは、学生との接触と対話を説きながら、一度も学生に心を開いたことはない。彼らはおそらく恐れているのだ。若者の明るさが彼らの黒々とした世界を照し出すのを、学生の明晰が、彼らの蒙昧を明るみに引き出すのを。彼らはいまだかつて一度も、自分が理解できる以上のことを理解しようとしたことはない。彼らはもはや完全に敷きつめられたレールの上を、ただ足をたしかめて歩いているだけだ。彼らは未知を恐れる。彼らは彼らのレールのすくわき、彼らの肉体のすく隣りに、ある絶対的な闇があることに気づかない、否むしろ気づこうとしない。彼らは生まれながらの知恵にまよって、もしそれに気づき心をひかれたら最後、彼らのレール、彼らの未来はもろくも崩れ去ることを知っているのである。私は、彼らの確信、彼らの悪性、彼らの蒙昧のすべてを拒絶する。私は、彼らの頑くなき、彼らの陰湿さ、彼らの保身の知恵のすべてを弾劾する。彼らに他者の自由を奪い、生活の権利を剝奪する権利はない。

彼らの陰湿な悪性がキャンパスにはびこり、彼らの野望が完成される時、この理科大学野田校舎は、部品人間製造所になる。

大学を私物化する輩をすべて追放せよ、
大学を陰謀家と密告者の巢窟にするな、
キャンパスに自由を、大学に知性を回復させよ、

私は、最後まで東京理科大学建築学科専任講師である。私は闘い、この不当極まりない処分の白紙撤回を断固かちやることを、ここに宣言する。

風景を撃て

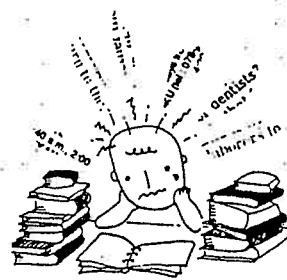
昭和五十一年十二月十日 第一刷発行

新雑誌 2/192 4

今月のなんでも知られざる **タキヤンズ** 情報

教育界編

「紅衛兵の時代」と全共闘の時代



どのような、激動する時代に遭遇しようとも、その時代の動向に歴史の主体者として、意識の世界で積極的にかかわろうとしない限り、その人間にとっては、変りない日常性が続いているだけである。明治維新があろうがなかろうが、第二次世界大戦が始まろうが、始まるまいが、またその世界大戦が、どのように終結しようがしまいが、なんらかの方法で、その時代の動向に主体的にかかわらない限り、その人間のなかには、明治維新も世界大戦も存在してはいない。いつもいつも時代の流れに流されているだけである。つまり、常にその時代の状況に対応して生きているというのが、率直に言って庶民大衆の生きている姿そのものなので

あると思う。少なくとも知の世界にかかわって生きようと志すならば、その人間の人生の途上で、特に青春期に在る人間にとつて、その時代の激動は、深くなものかをその人間のなかに決定的な仕方であらうと刻みこまれている筈である。思想というものは、そういう仕方では形成されていくものだ。例えば、私の六十数年に亘る、これまでの生涯において、私の思想形成において、決定的とも思われるなにかを刻み込んできたのは、やはり、第二次世界大戦直後の、時代の激動期に私の青春が重なったことである。また、その敗戦体験に匹敵する私にとっての時代の激動は、やはり一九六〇年後半から開始され、一

九七〇年代初頭に閉塞していった全共闘の大学闘争であった。この二つの時期に、私の思想の核は決定的な仕方では形成されていったと思う。少なくとも知の世界にかかわって生きている限り、この二つの時期の時代の激動に生きた自分の体験に限りなく、私はこだわり続けたい。ところで最近、眼にした張承志著『紅衛兵の時代』(岩波新書)は、教育に関する私の念いを更に深くした。一九六〇年後半に世界を震撼させた中国の文化大革命の発端をつくり、その文革(文化大革命)の中心をなした紅衛兵運動は、中国全土の学校教育を数年間に亘って閉鎖させてしまった。世界教育史上、それは全く想像を絶する程の大事事件であった。

著者である張承志は、まさに、この「紅衛兵」という名称を最初に生み出した人物であり、当時（一九六五年九月）清華大学付属中学の生徒であり、日本の高校二年に当る十七歳の少年に過ぎなかった。エリート中のエリートで、激烈なる競争試験を経て秀才が最も多く集まるという清華大学付属中学からその付属の高級中学に合格した翌年の出来ごとであった。

時代の激動をもろに受けた、感性豊かな彼ら張承志ら数名の生徒たちは、学校教育に関する根元的な問題を提起したのである。

改めて私が眼を開かせられたことは、この中学生が提起した、この学校教育に関する根元的な問題は、中国革命の在るべき姿との関連で提起されているが、日本の全共闘の大学闘争で提起された問題と、その本質的なところで全く同じ問題であったということである。

もちろん中国の国家権力は、清華大学当局（学校権力）が、手におえなくなるや、工作組を派遣して、その弾圧に乗り出した。しかし、その中学生（日本の中学

と高校に当る）らの主張の正当性に押しまくられた工作組は、国家権力の直接弾圧を要請した。

燎原の火の如く、中国全土の中高大学生徒、学生を巻き込んで展開されていったこの紅衛兵運動は、毛沢東を頂点にして中国の国家権力そのものを革命的方向に向って危機的状況に追い込んだ。

しかし、数年前の一九八九年の天安門事件と同様に、最終的には、徹底的な弾圧を受けて、その運動参加者は、さまざまな方法や形態をもって処分され、追放されていった。その点では、全共闘の大学闘争と同様であった。問題は理不尽な仕方でも処分され追放されていった生徒、学生たちの、その後の生き方である。

生体として、生きていくために、さまざまな仕方でも体制に妥協し、沈黙と余儀されていったことは言うまでもない。また心にもなく、転向して生きざるを得なかった。

そのなかで、この著者である張承志は、「俗に媚びること」をいさぎよしとせず、それから二十五歳の歳月を経た後に、自

分の紅衛兵体験を自己総括したのが、この著書である。

学校教育や大学問題とかかわって激動する時代に生きた日本の私たちも、少なくとも全共闘の大学闘争に主体的にかかわって生きた私たちは、紅衛兵運動体験者と同様に、新しい時代状況を拓き開くために、無数の自己総括を公けにしていかななくてはならないと思う。

教育や学校にかかわる其の思想というか、現在のより根元的な思想は、日本においては、全共闘を中心に展開された一九六〇年代末から一九七〇年初頭の自己体験の総括を抜きにしては、わたしはやはり生み出され得ないであろうと思う。

私の知る限り、一貫して、この大学闘争の総括を今なお、より深く掘り下げながら、文章化し続けているのは、元・神戸大教員の松下昇氏、唯一人のようである。松下氏の出している文章を多くの人々は眼にして欲しい。

（連絡先・干研神戸市灘区赤松町一の一）

（一）

五十嵐良雄様

6.18に緊急入院し、胆石摘出等の手術を経て8.15に退院しました。関連する炎症もあり、少しずつ養生を重ねています。次の作業にとりかかっています。入院中に知人から、五十嵐さん「新雑誌21」8月号に載った文章の复印件を差し入れてくれたので、五十嵐さんの見識と激励として返りたく拝見しました。今回は紅衛兵との同時代性において言及して下さったので、知人さんには「教育思想家」としての枠内で考えてしまう人をも驚かすことでした。

五十嵐さんの執筆を可能にして下さる
 欄へ「教育界」で下さる記事の刊行
 は、私の紹介に限ります。意図的～無意識的
 に多くの言及例に「～」と「～」を
 と「～」を「～」として自在に執筆して下さる
 下さる方が面白く思います。

私も、今回の文章の解説として「経緯
 解
 解の時代」をよみ、たゞさる教育批判に
 と「～」の「～」の「～」の「～」の
 算初にふれ、力をつけました。自分の
 此へてきた道への確信を深まりました。
 今も、未知の「～」の「～」の「～」の
 以上、退院のお知らせと読後感です。

92. 9. 3 松下 昇

山浦 元 様

10、10 付、10、13 付のお手紙と資料（「拙作」も！）
ありがとうございます。

6、18～8、15 入道中のテーマを軸にして投書集を
刊行したのを、お送りします。医療の専門家には反
響がどうなるかとかなり心配しましたが全部受け
取って頂くことになって喜んでおります。

なお、管内みけさく（「80年代はしらの同時代建築
研究会のシロコシが一度お目にかかりました。）など、香典
が之し？のシート～返して（！）に添えてお手紙と一応お
ました。山浦さんにはぜひ読んでいただくため～内容が
コピーを同封します。

92、10、22

松下 昇

九月にいたいたいたお手紙を、康夫はついに読み通すことが
できませんひいた。封を開くと手渡したのですか。二、三行目を
走らせたまきりでまた封筒にもひいてしまいいえでしまい。二度と開かれる
ことはありませんひいた。まこと、もう少し気分がいいときに読むつもり
だったのではうが、八月なみはずれに、病状が一段と悪化して以来、
本も手紙も持ち歩けはりましたか、もうほとんど読む力はなくなると
おりました。コピーをとろ、本体の方は控に入水させていたたきましたか。
今そのコピーを改めて読ませていたたき。こゝなすはくしいお手紙を
ついに読せおせわ。命を絶たれたことが、何とも無念でたまりません。
入院以来、ほとんど一夜として寝ややすうかな眠りもなく、
耐えかたの苦痛と、気も狂わんばかりの生への執着の中で、
最後まで回復を信じてかかひり経けりました。悲しく、つらく
無念です。か、病の最後の日々、人格が崩れ、気が狂そ
しく過程で、信じられりような美しくしいものを私に見せてくれました。

あのよゝに美くしい日々を生きました今、減いたものは肉体取りたいと
いう気が加へて存りません。

何も残してはくれなかつたと同時に、私か一生かかすも味ゆい
ま水石の大きなものを残してくれにように思ひます。

長年のご厚情、本当にありがとうございました。

先生御自身も大変な御病氣をなされたばかりとか、どうか
お身体を大切に、御自愛の上、ご活動くださいますよう
切にお祈り申し上げます。

十月十五日

宮内 女はる

松下先生

山浦元様

と?

概念集の訂正リストをお送りします。その他は
ありうろち、ご迷惑かと思いますが、自分の表現の不足や不十分
な点はご指摘いただけます。表現だけでなく行動の一言一語
についてもお気づき、と反省の契機にしております。

宮内庁の進捗集を12、14と送っておりますが
変更の場合同时に設営へ連絡します。和としては、宮内庁の
より早くした教訓(反省の契機)や、やりとりしたとき、今後
どう進めようかと、ご意見を伺い、かえり文をさせていただきます
作成への指示とさせていただきます。また、ご自身の作業を
はしめる契機と時間の目安にさせていただきます。

なお、別紙のように入力も表していただき、お手紙の
ご指示へ応じます。

92.10.31

松下昇

質問

① 物理公式集 2346 ページに「運動」という概念がありますが、判りやすい例を教示下さい。

(時間を含めの場合、含まない場合について)

② 同上 2347 ページ 国際単位系 A の時間 (s) の単位を ~~S~~ ^{Cs} (セシウム) の原子内の遷移を基礎として決められています。Cs にした理由はなぜでしょうか?
(他の元素ではなく)

③ 本年 10 月 6 日の論壇の記事 (コピー同封) に「動力学的な力の単位を / ニュートンとする方針が」のページがあり、「わかりにくい」とはわかる(！)のようですが、一方、この方針の推進者が「わかりやすい」として「便利だ」と主張する例を指摘して下さい。

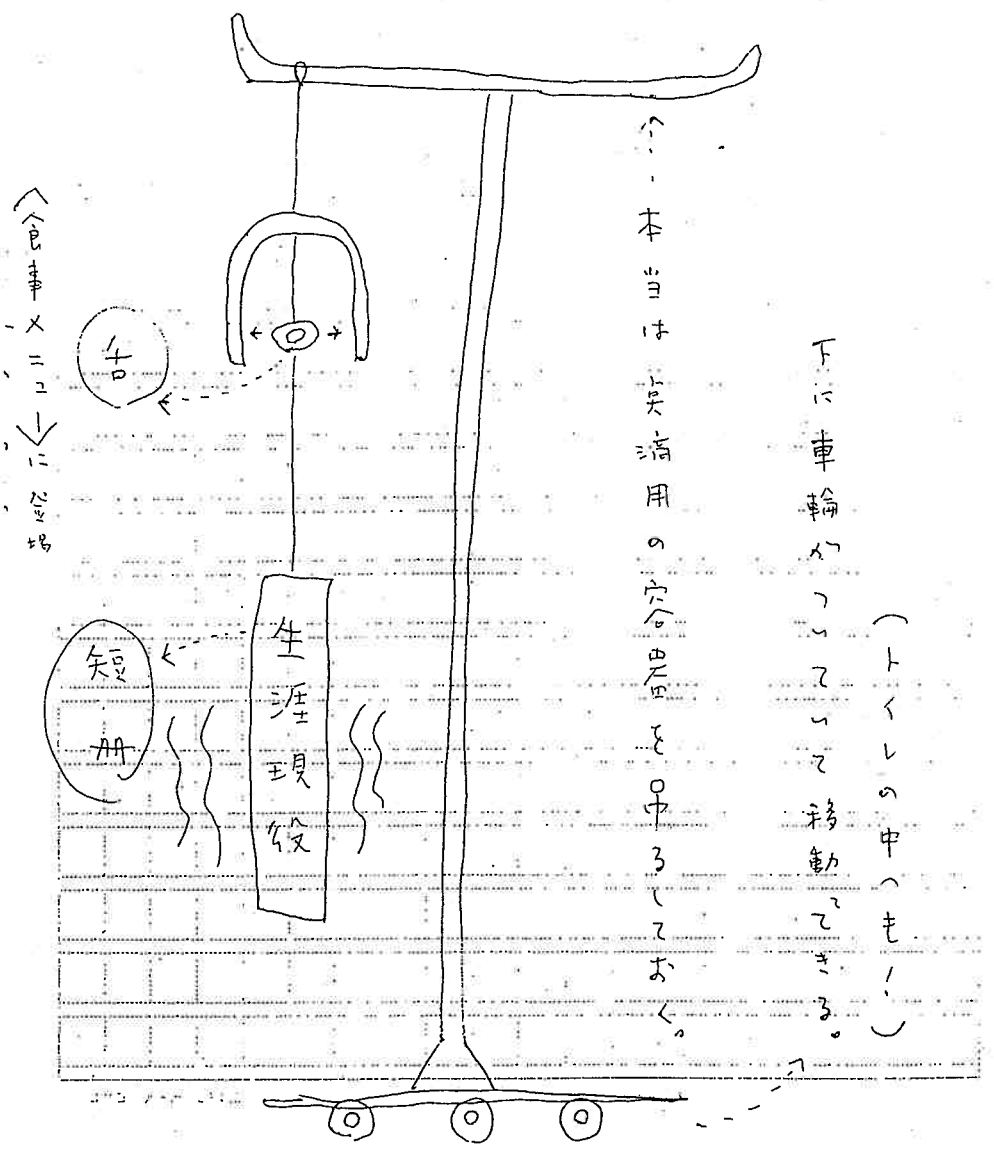
(また、これらの問題が、マクロの物理的世界で論じられるとして、ミクロの素粒子論などでは質量と加速度の積と一対称性との点に絞られるのか、便利が不便かについては教示下さい。)
(理由)

- 2 ページ 左から12行目 「しかし」 ↓ 「しかも」
- 4 ページ 左から6行目 「初期教育」 ↓ 「初級教育」
- 9 ページ 右から1行目 「医療解説書」の前に「西洋医学の」を補う。
- 14 ページ 左から4行目 「職業的看護」 ↓ 「職業的看護者」
- 15 ページ 二の2行目 「対処」の前に「親の」を補う。
- 17 ページ 左から7行目 「身体が」の次に「風鈴の下に吊るされている短冊に」を補う。
- 18 ページ ①右から5行目 「できないけれども」 ↓ 「できないけれども」
- 21 ページ 左から12行目 「のであった。」 ↓ 「からであった。」
- 24 ページ 右から7行目 「希望を」 ↓ 「希望も」
- 左から16行目 「プロメテウス」 ↓ 「プロテウス」
- 26 ページ ④左から5行目 「被告団」 ↓ 「仮装被告団」

17ページの風鈴についての註

* (短冊には「生涯現役」と記されており、その紙片の揺れを糸を通して感じとり風鈴の釣鐘状部分を中から刺激して音を生じさせる小さい固体片を「舌」という。)

概念集 8 - 17ページの風鈴に肉連して



松下昂様

十三(日)の御手紙と訂正リスト他、ありがたうございました。自分の読者の粗雑さを反省しています。電活を止いたとき、手元に概念深さがなく、たいへん失礼いたしました。

ご質問に関連する項目「原子時計」「国際単位系」「時間の単位」「揺動論」「軌」のコピーも同封いたします。(物理学辞典)。

① 原子に電場や磁場をかけると、原子を構成している電子や核子の定常状態(エネルギー準位)自体が少し下がります。この場合、電場や磁場は時間を含まない(静的な)摂動です。

原子核に素粒子を衝突させると、一部の核子が他の定常状態へ遷移することがあります。この場合の相互作用は時間を含まない(静的な)摂動です。摂動というのは、物質系全体の基本的な構造は変えたい程度の付加的な相互作用と現解をいいます。

② 測定方法の詳細は良く分りませんが、高精度に安定した測定が出来る原子と、 γ が逆ばねこりるような……。

No.1

③ 以前お送りした単位系の表を眺めてみました。国際単位系に統一して「分りやすく」なる例は見当りません。一々換算する煩雑さが解消されるだけの様です。一カローの代りに四・二六五五という数字と教えた方が、子供たちはパニックに陥りません。微分を使わずに加速度概念を教えずに、四苦八苦した高校時代の思い出があります。各分野、各団で、必要にんげんは使われてきたものを、強引に統一しようとする推進者たちの意図をつかひのゆえりです。(サイエンスの町です。)

ミウロの世界人は物質自体が速度により、変化する場合が多いので、物質と速度の積(運動量)の時間的変化率が運動量の基本になります。従って、物質と加速度の積というニュートン力学の発想は(比喩的に)はまりませんが、殆どありません。

No.2

十一月十二日(木)、田舎さんと宮内建築工房へ資料整理に行くことにしました。待てど報告します。あえまへ。

九三十一一〇 山浦 元

山浦 元 様

宮内様と連絡するためのシジマ(席)を作成

してみましたのでお送りします。 補着～訂正は可能

なので、ご意見がございましたらお知らせ下さい。 尤も

この席(席)に予定がつかない場合は、スケジュールは別として

12、14までに配布し、その後反響がございましたら

ご報告をお願いします。

救済連絡会の皆様へも、お送りしたい(?)批評

をさせていただきます。 また、ご自身(自己批評)を希望する

方もあります。

21、お返し！

92、11、18

松下 昇

宮内康氏を追悼するためのレジュメ（序）

一九九二年十二月十四日へ向かいつつ

松下 昇

一九九二年十月三日に宮内康氏がガンで死去された。氏が春から入院しておられることは知人の何人かから聞いていたが、お見舞いに行くか手紙を出そうかと考えている内に、今度は私が入院してしまった。私の入院を媒介するテーマについては概念集8に表現したし、その19ページで氏の死去を聞いた時の感受を記し、26ページで追悼集会の提起（92年12月14日）をおこなっているのだが、追悼集会自体は参加を呼びかけようとしていた人々の考えや都合がバラバラであるために、当初の提起通りにおこなうことは困難になった。しかし、時間や場所がそれぞれの人にとって異なっても、宮内氏を追悼する意思は共通していると考え、そのためのレジュメを作成して、氏と関わりのあった人々の内、私から連絡できる人に届けることにする。このレジュメを契機として多くの人々が、より包括的なレジュメを作成し、共同の時・空間で、またパンフレットなどで追悼していく場合の素材にしていただけありがたいし、氏もきっと喜ばれるであろう。

私はレジュメの基本に次のような方向を持たせようとしている。

①宮内氏の生涯における軌跡やテーマをどのように把握するか。

②宮内氏の個々のエピソードの集積から氏の人柄の本質をどのように再生させるか。

③宮内氏の位置の情動的な意味をどのように私たちの今後の生き方に応用するか。

それぞれ私からの部分的な見方なることを承知しつつ素描してみる。

①宮内氏の生涯における軌跡やテーマをどのように把握するか。

aー日本の戦後の建築の領域における限界を指摘した。（71年の『怨恨のユートピア』や76年の『風景を撃て』などにまとめられている。）唐十郎の赤テント建築にも参加。

bー東京理科大学などの建築学科で学生と対等な自由なゼミナル方式を実行し、学生の自発性や能力を引き出した。かれほど学生から敬愛された教師を私は知らない。

cー60年代末以降の全世界的な大学闘争の過程で情性的・権力的な大学当局・教員多数派と対立し、71年に処分される過程で真の教育者のあり方を公開した。

dー処分取消訴訟の一審での勝訴後、二審開始後の75年に和解したが、それにより勝訴の判決を判例として確定させ、他の同位相の裁判に有力な武器を準備した。

eー前記の和解で入手しえた金を応用して76年に自分の設計事務所に大学教員救援連絡会の事務局を設置し、他の大学で処分された人々の裁判等の支援の拠点とした。

fー自分の設計事務所を80年以降、同時代建築研究会を定期的に関き、次の世代の建築家たちや他の分野の人々の自由な討論の場を作った。また、公開シンポジウムを何度

もおこない（同時代建築通信などのパンフレットに経過収録）、研究成果の出版もおこなった。（82年の『悲喜劇・一九三〇年代の建築と文化』、死去までに殆ど完成し

ていた『ワートマップ 現代建築』）

gー困難な生活をしいられている寄せ場の労働者たちのための自主的建築の設計や工事に参加し、90年には山谷に労働者福祉会館を完成させた。（他の場所にも構想中死去）

②宮内氏の個々のエピソードの集積から氏の人柄の本質をどのように再生させるか。

aー晩年(?)の事務所があった池袋のマンションにやぐざの事務所もあったが、その組長が廊下で見かけた宮内氏の発する殺気を感じて自分に差し向けられた殺し屋かも知れないと考えて調べにきた。そうでないことが判って親交が始まった。私も氏が著を打つ時や、真剣に論じたり文章を書く時の殺気を感じていたので、やぐざの組長のカンをさすがだと思った。ただ、次第に殺気をみなぎらせて論じたり書いたりする姿勢やテーマを失っていくようにも見え、残念であった。(私たちのそれぞれについてもいえるのであるが…)

bー黨谷に事務所があった頃、よく行く酒場の女店主は氏を「蝶々さん」と呼んでいたが、その理由がやがて判った。氏は酔って夢見心地になると、突如として両手を掲げ座ったままであるが蝶々のように舞うのであるー氏には浮遊感覚ないし飛翔願望があったのではないか。いくつかの建築に関する論文も、この視点で読み返すと示唆的である。氏はもつと遠くまで浮遊し飛翔したかったであろうが、私たちのだれも、それにつきあう能力を持っていなかった。一方、氏自身も自分の行き先が充分に判っていなかったのかも知れない。時折みせる暗い表情から私はそう感じていた。

cー氏の驚くほど柔らかい感受性は次のような現われ方をする。69年始めの東大での安田哲攻防戦の後、何年も氏は東大構内に足を踏み入れるのをためらっていた。あの日の衝撃、あれだけの闘争にもかかわらず旧秩序に復帰した東大を見たくなかったのである。二十年近く経ったある日、氏が出た建築学科の同窓会が東大構内で開かれると聞いて、氏は同級生たちと前記の感覚をどこかで共有するために思い切って出掛けてみた。しかし、氏の期待は完全に裏切られ、かつての同級生たちは現在の自分が日本を支えているという誇りに満ち、東大を頂点とする大学や社会のあり方に満足し切っていた。「ぼくは爆弾闘争でもやりますよ。」とは、同窓会での落胆の直後に氏が私にささやいた言葉である。私は氏の感受性に感心したものの、そのままでは不毛ではないか、と批評した。同級生の現状は自明のことであり、着実に徹底的に、東大だけでなく全ての大学とそれを許容する秩序総体への爆弾を仕掛けるべきであり、その爆弾の製造や使用を一緒にやりましょう、ともいったが、氏は寝てしまった。

dー氏は病床での苦痛を緩和するために麻薬(モルヒネ)を多用した副作用で死の直前には意識が乱れ、通常の会話もできなくなった。しかし、夫人の宮内みはるさんの私あての手紙によると、そのような過程で信じられないような美しいものを見せ、それは一生かけても味わいつくせないほど貴重な日々であった、とのことである。その通りであったらう、と私も思う。氏が自由に思う存分に能力を発揮できる状況は次第に減少し、今後そのような状況は当分ないであろうことを考える時、氏が一挙に正気や死の向こうへ飛翔したことは一つの救いであるのかも知れない。ただし、そう考えることは、氏が希求したような状況を作り出す努力をしつつ、その実現過程で氏と再会したいという願いと共にのみ可能なのであるが…。

eー氏の酒の飲み方は(とくに激論の予想される直前に)急ピッチになり、いつも私はハラハラして見ていた。このテーマで激論しておくべきであった、と残念である。

③宮内氏の位置の情動的な意味をどのように私たちの今後の生き方に応用するか。

今年（92年）の同時代建築研究会の新年パーティー（私は欠席）で、かなり酔ってからであろうが、氏は自分は磯崎新と松下昇のどちらにも憧れて生きてきたが、どちらからも離れる生き方になってしまった、という要旨の発言をしたそうである。私はそれを伝え聞いて恐縮しつつも、なるほどと納得もした。恐縮したのは、もし私が氏と交流することがなければ、氏はもっと伸び伸びと磯崎新的な存在に迫り追い越す仕事をする事ができたのではないかと、と思うからである。しかし、それと同時に、氏は私（というより私のこれまでの生き方を必然とした情況）との共闘をより深め徹底するならば磯崎新的なものだけでなく氏と対立する全てに迫り追い越す事ができたであろうと考える。あえていえば、思想性の局面に限っても、同時代研究会の成果だけでは磯崎新的な存在と対等に戦うことは無理である。このことを最もよく自覚していたのが氏であった、と私は確信している。

にもかかわらず、その状態を越えることが氏にも、だれにもできなかったのはなぜか？それは、氏が、そして私たちも救援連絡会の活動と同時代建築研究会の活動の統一的な展開を充分になしえなかったのではないかと、という私の判断にも関わる。多くの人が氏の事務所に入りしたが、双方に参加する人は乏しかった。私の他に〈越境〉する人も出てきたが、そのような会議では必ず議論が活発になり、新しい視点が開けたという私の体験からも、統一的な展開を方法として全員がもっと自覚・活用してほしかった。そうならなかった原因は、勿論まず情況の厳しさからきている。私が参加しはじめた80年代の特に後半には救援連絡会は裁判過程での小林氏の和解、河村氏の上告（書類のみの審理）と共に実質的な活動を停止していたし、同時代建築研究会はポスト・モダニズムといわれる情勢に対処する武器として都市論を再構成し、深化させていく視点を充分にもちえないまま氏の人柄への魅力が辛うじて参加者を引き止めている状態であった。再びあえていうが、この分離状況をだれかが統一するのを待つのではなく、まず氏こそが統一的な企画を立てるべきではなかったか。そして私たちも対等に責任がある。それぞれの会の参加者は、それぞれに優れていたが、しかし共通していたのは、自分の専門領域ないし自分の関心事項にのみ依拠する傾向であった。それぞれの参加者は双方の活動の分離を当然のように見ていた。むしろ、この分離状況を媒介して問われているのは宮内氏というよりも、一人一人の参加者の生活や活動の場における分離状況であったのだが。幸運にも氏はこの分離状況を最後の数年に越えていく契機に出会った。寄せ場の労働者のための建築活動がそれであり、この活動はかれらへの救援と建築を統一しうる質を帯びていた。この方向をさらに持つ意欲が高まっていた段階で氏が倒れたことは、寄せ場の労働者にとってのみならず前記の分離状況に苦しんでいる私たち全てにとっての損失であり、それは氏のやり残した仕事を引き継ぐことが、私たちのそれぞれが〈寄せ場の労働者〉に対応するものを、どこからどのように発見し、共闘するかという課題を前提とするという意味においてである。私たちにとって〈寄せ場の労働者〉はどこにいるか。勿論いまも社会の底辺に在るし、かれらよりも更に抑圧されている存在もあることを忘れてはならない。しかし、必然が導く場合は別として直ちにかれらのところへ行く必要はない。かりに利用すべき学歴もなく

あるとしても処分・前科歴などのために専門領域を生計に役立てられない人を想定し、かれを「寄せ場の労働者」と共通するとみなせば、救援連絡会も同時代建築研究会も実は初めから被処分者を「寄せ場の労働者」として身近に抱え込んでいたのであり、だれも、本人も気付いていなかっただけである。私の指摘は、二つの会の参加者のそれぞれが、二つの会に分離的に参加しているだけでなく、それ以前に生活と活動を分離し自分の専門領域の社会的影響や責任を考察していない、予感していても実践していないのではないかと、という疑問に関わる。大学闘争の核心的テーマの一つが、生活と活動を分離し自分の専門領域の社会的影響や責任を考察していない大学当局者や多数派教員の批判にあったことを想起するならば、二つの会の参加者と活動の限界は明白である。だからといって活動が全く無意味であったというつもりはないし、社会状況総体の中では例外に近いオアシスでありえたことを私は感謝しているのだが、社会状況総体と戦うにはこれでは不十分だといいたいのである。

とはいえ私はストイックに、ひたすら戦えといっているのではない。私自身が、そのような態度から遠いところで生き、表現してきており、それゆえにこそ、わずかであるにしても情況の基底に届く軌跡を経てきているつもりである。宮内氏も本来的にそうであったはずであると考える。人間は自己の苦闘と情況の苦闘を一致させうる体験を経たならば、生涯にわたってその体験を応用しうるし、その応用は個人的に楽しいだけでなく新たな情況を切り開く媒介になりうる。私が氏についてイメージしているのは、60年安保闘争の過程での氏の生き生きとした活躍ぶりが70年以後に私のできない領域（とくに建築や都市論）で再現される過程と、困難さにもかかわらず持続している楽しさを帯びた原初性である。60年の六・一五に国会に突入した時の弾圧で逮捕され、吉本隆明氏と一緒に留置されたりその直前のデモで味方の投石が眼に当たって負傷・入院した時期と、それについて語る時ほど氏が楽しそうに見えたことはない。同じ世代の菅谷規矩雄氏も河村隆二氏も山浦元氏もそうであった。前記の諸氏は私を含めて全て安保闘争を契機として闘争は楽しいものであることを実感し、コミュニケーション状況とは何か、を身をもって予感したのである。大学闘争や裁判闘争を持続しえたパトスはここから生じている。勿論、それ以降の困難な事態、とりわけ、新左翼の分裂・殺害を伴う党派闘争や「社会主義」国の解体に直面した私たちは、いや、この社会を交革しようとするだれもが安保闘争や大学闘争に続く名づけ難い闘争に取り組む回路を見失ってきた。にもかかわらず、この世界の矛盾が消滅せず増大している以上、本質的なユートピアとしてのコミュニケーション状況の出現は必要であり、不可避である。60年以來、70年を越えて現在まで、このことを直観しているはずの私たちの課題はまず、かつてのコミュニケーション状況（少なくとも、その前史）を潜ったにもかかわらず次の同位相のものへの回路を見失い、パトスを失いつつある過程を対象化し、それを転倒的に逆用しつつ、未知の共闘者と共に次の同位相の何かを準備し、具体化していくことではないか。それこそが氏への最大の追悼であろう。かつて氏が『怨恨のユートピア』で見事に表現したように、

「けだしユートピアとは、叛乱の自己表現に他ならない。」のであるから。

論壇

七月十七日の朝日新聞夕刊は、新しい計量法によって使用が義務づけられる国際単位系(SI)を子供たちにどう教えればよいのか、教育関係者が頭を痛めている、と報じた。当然である。ニュートンの運動法則の理解を前提とするSIは子供には難しすぎる。

これをその一週間前の同紙の「若者に広がる科学離れ」の記事と重ねると、教えにくく、分かりにくいSIに移れば、若者の科学離れは加速され、わが国の科学技術の将来は危ういとの予測が成り立つ。

実はこの問題は建設系の工学者、技術者千四百余名からなる「単位系問題研究会」が、SIの問題点の一つとして、昨秋来、日本学術会議や関係省庁、国会議員などにむねしく訴え続けてきたまさにそのことなのである。



三笠 正人

たゞえば日本学術会議の標準研究連絡委員会に送った質問状でSIによる初等、中等理科教育の困難さを指摘し、一般市民

者、技術者千四百余名からなる「単位系問題研究会」が、SIの問題点の一つとして、昨秋来、日本学術会議や関係省庁、国会議員などにむねしく訴え続けてきたまさにそのことなのである。

たゞえば日本学術会議の標準研究連絡委員会に送った質問状でSIによる初等、中等理科教育の困難さを指摘し、一般市民

経験則に逆行する新単位系

に理解されないSI単位を独自の法定単位として全国民に押しつけるのはいかなるものか、と問うたのに対して、質問内容には一切触れず、「物理系や教育関係の学会からは反対意見は全く出てきていません」とのそつ気ない返事が来た。素人は黙っておれ、と言つてに等しいこの答えは、この問題についての学術会議の全学無理解を示すもので

ある。単位系全面SI化の最大の問題は、土木、建築、機械などの力学を多用する工学分野と市民生活でこれまで便利に用いてきたメートル法重力単位との併用である。水一ポンドの重さを一キログラムとする明快な力の単位を捨て、質量一キログラムの物に毎秒毎秒一ポンドの加速度を与える力を一ニュートンとする分かりにく

く理解できるのが土木、機械など人間サイエンスの工学側であつて何ら不思議はない。物理学やそれに近い工学分野は、人間サイエンスとかけ離れた原子レベルや宇宙レベルの現象を専ら扱い、これまでもそれに適した絶対単位を用いてきたのだから、重力単位の大切さを実感し難くてもやむを得ない。理論的整合性、一貫性を誇る絶対単位系(SIを含む)は物理学の枠組みとして理想的であ

つても工学には適さない。工学は物理学の単なる応用ではなく、独自の目的と方法論を持つ総合科学(あるいは応用科学と言わない)の一群であり、そこでは物理学は必要に応じて利用すべき手段に過ぎない。物理学に適した絶対単位を不便をかこちつつ使つては、工学のアイデンティティーは保てない。工学を物理学の応用と見る偏見は、しかし、残念ながら工学側にも広がっており、SI化に対する抵抗力を弱めている。その偏見の一因は、ニュートンの運動法則の倒錯した解釈にある。本来物体の運動に関する基本則にすぎないものを、静力学(工学ではこのウエイトが大きい)も含めた全力学の基本原理に祭り上げ、だれでも知っている身近な概念である力や物の重さを、わざわざ難しい抽象概念である質量と加速度の積と定義する慣行は、人間の経験則に逆行するものである。そしてこの「倒錯」と影響評価を欠いた無限の統一志向が冷たいSIを生んだのである。

人間に優しいメートル法重力単位は人間の宝である。これを弊履のごとく破棄する新計量法は世紀の愚法である。悔を千載に残さぬよう、今こそ国民的論議を促すべきではないか。(単位系問題研究会代表世話人、大阪市立大学名誉教授)

松下昇様

土二八付のあそび紙と宮内さんへの追悼レシマ、くり返して拝読
しました。

宮内さんちがなほまぐ、私たちへの追悼文だま、というのが幸直な
読後感です。③で指摘しおこゆることは全く納得出来、何れ
も論がなほまぐのは情をい障ります。きびしい批評でもなんでも
ありませぬ。とは言え、宮内さん以外には皆存命なわけですから、
松下さんの批評に応えようとする人は必ず出てくると信じます。
少なくとも追悼学会が単なる飲み会や、いふ会になることは
出止めになるともいいます。

(一ページ、後から三行目、ワートマップとワードマップ)

松下さんがニヤニヤへ来られることを河村さんに連絡しませんでした。
喜んでいました。ご連絡を待ちます。いつでもお返事を……。

九二一・二一 山浦 元

プルトニウム利用反対派の真贋

プルトニウムに火をつけてはならない

八月二十四日未明、プルトニウム運搬専用船あかつき丸が仏シエールプール港へ向けて横浜を出港した。両港の名に接すると、あの「赤い靴」や「港の見える丘」の抒情あふれるメロディと名画「シエルプールの雨傘」の感動的なラストシーンが必ず浮かんで来たものが、いつしか三菱重工とラ・アীগ再処理工場を連想するようになってしまった。悪しき存在があらぬ意識を誘発する。悲しいことである。

科学技術庁は核ジャック対策と称して輸送ルートはおろか、誰の目にも明らかなのに同船が輸送に当たることすらノーコメントを貫いている。絶えざる機密管理を不可避とする核物質、徹底した擬装工作によって自他の国民を欺き通すことを至上の使命と錯覚している官庁と当該者たち、これら全てが本来的に「自主、民主、公開」の対極に位置する陰湿な存在であることが又もや露呈された。仮に核ジャックを企図する不逞の輩があつたとしても、陰湿さ、陰険さにおいてはどっちもどっちと云うべきである。

南アフリカとインドネシア政府は「輸送船の領海通過を認めない」

と声明し、オーストラリア、ニュージーランド、フィリピン、マレーシア、ソロモン諸島、パナマ、ハワイ他、殆どの子航路沿岸諸国で、驚き、不安、怒り、そして非難の聲がまき起こっている。軍事的にも経済的にも、世界で脱プルトニウムが進行しているのは紛れもない事実である。その中で我国だけは突出したプルトニウム推進政策を掲げている。

「原子力白書」平成三年版所載の九一・八・二付原子力委員会核燃料リサイクル専門部会報告書「我が国における核燃料リサイクルについて」を見ると、核燃料の有効再利用、エネルギーセキュリティ、核廃棄物管理、核不拡散(核独占と同義語)等の観点からプルトニウム利用は不可欠だ、として二〇一〇年までの破天荒としか言いがたい需給見通しを綿々と述べている。要約すると、

実証炉用に一〇〇二トン

2、新型転換炉 (ATR) ……

原型炉「ふげん」と下北郡大間町に計画中の実証炉用に一〇トン

3、軽水炉 (LWR) ……MOX燃料用に五〇トン

計八〇〇九〇トン!

〈供給予測〉1、東海再処理工場…五トン

2、六ヶ所再処理工場…五〇トン

3、英仏からの返還量…三〇トン計八五トン、というわけである。

例によってプルトニウム利用に伴う危険性・負性に関する記述は一切ない。燃料用プルトニウムの同位体組成比に基づき高木仁三郎さんの的確な毒性計算によれば、僅か一グラムがなんと一般人四十億人分の放射性物質年間摂取限度値に相当する(「核燃料サイクル施設批判」七ツ森書館)。これを一トンに換算すると…結果を想像するだけで気が萎えてしまうのが常人の感性というものだろう。

反人類的である最悪の超猛毒物質を平然と「トン」で表現して何の異和も覚えぬほどに五感を麻痺させてしまったのか、あるいはもともと「核」の核心を把握していない非専門家に過ぎないのか。

Bon vo. Yagai と前途を折つてあかつき丸を送り出した推進派の代表二人が、翌二十五日の朝日新聞に登場した。「対論・プルトニウム利用の是非(上)」で、(元)科技

庁審議官・事務次官の石渡鷹雄動力炉・核燃料開発事業団理事長は、(次世代のために原子力資源を浪費するわけにはいかない。使用済み核燃料もプルトニウムの形で再利用するのがわれわれの義務だ。資源の乏しい日本は、使用済みウラン燃料からプルトニウムを取り出して増殖炉で燃やし、燃えないウランを炉内でプルトニウムに変えれば資源の利用効率は何十倍にもなり得る)と、世界の資源を浪費して来た張本が我国であることに全く無自覚に専門部会報告書を懸念にPRし、国際放射線防護委員会 (ICRP) 専

門部会の専門家たちは捕らぬプルトニウムの皮算用のにめり込んでいる内に、極微量の存在自体が即反自然であり

〈需要予測〉1、高速増殖炉 (FBR) ……実証炉「常陽」と原型炉「もんじゅ」用に二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

二二一三トン、計画中の

門委員・電力中央研究所顧問の松岡理(前)放射線医学総合研究所副所長は、反原発派の宣伝や派手な報道でプルトニウムの危険性が強調され過ぎていて、計らずもICRPのレベルを次のように告白してくれた。

へ大量に摂取すると呼吸器や造血器の急性障害で死ぬことになる。だが実際に問題になるのは、少量摂取の結果何年か何十年か後にがんが生じる確率(%)だろう。青酸カリなら四十ミリグラムほどで死ぬが、純粋のプルトニウム二三九は三十二グラム(一)飲まないと死なない。しかもプルトニウムは消化器から非常に吸収されにくいので、血液中に入るのは千分の一程度であとは排せつされる。実際に人体についてプルトニウム被ばくが原因でがんが発生した事故の報告はない。人間の発がんの危険度を明確な数字ではじき出すには、まだ研究を重ねる必要がある。一読してICRPによる放射能の放射線毒性に関する極端な過小評価の歴史とIAEA・IACチエルノブイリ事故抹殺報告のゆえんを了解した。そうではない。前出の摂取限度値四十億分の一グラムでも発がん確率を有し生体を死に到らしめる可能性ありと深く思慮して、放射能の(安全性ではなく)危険性を洞察し抜くことこ

そ、放射線医学に携わる者に要請されている姿勢であり原則とすべき立場ではないのか?

プルトニウムのリスクに関する明確な数字の範囲は、たとえば前掲書、国際プルトニウム会議における(元)ICRP専門部会長の自己批判を含む諸報告、全世界の被曝障害研究の集大成である力作「放射能毒性事典(ロザリー・バートル、技術と人間)」他で余すところなく明らかにされている。かつてイギリスの高速増殖炉で三十五グラムのプルトニウムが行方不明となり大騒ぎになったことを思い出したが、たつた一人の致死量の世界を震撼させたのか? 何よりも許し難いのは、あかつき丸の乗員にこうした出たらの限りを吹き込んでプルトニウム輸送史上未曾有の「一トン」への想像力を骨抜きにして送り出し、自らは必ず安全地帯に身を置いて「知」の高みから見物をきめ込む専門家群の常套的な在りようである。公私を問わず莫大な利への幻想に拘束されると、知は痴の水準へ止めどなく転落

し他者の差別と抑圧の道具に転化する。極度に閉鎖的かつ分業化、階層化された原子力分野では、こういう非理非道が国家的事業の名の下に公然とまかり通つて来たのであった。一事は万事に通ずる。一昨年五月、品川の国民生活センターで原発現場の悲惨な実態を厳しく告発した(元)配管技能士平井憲夫さんに、作業に従事している下請の人々は放射能の危険性をどの程度感じているかと質問したところ、「何も教えられていないからゼロに等しい」と証言された。事故の都度、より徹底した調査、保守、点検を求めることが、この人たちの一層の被曝につながることも銘記しておきたいと思う。差別と言えば、先頃の朝まで生テレビ「差別・人権と表現の自由」で、小森龍邦部解任同席記者が「全国一五ヶ所にある原発四十一基の約七割が、法的に被差別部落の近くにつくられてい」と発言していたことを付記する。

とここで、「対論(下)

プルトニウム利用反対派」として高木仁三郎さんと古川和男東海大学開発技術研究所教授の意見が八・二六付紙面に掲載された(後者の意見全文と昨年の日本原子力学会誌所載の一文を別掲)。

両者の差異は明白で、前者が「プルトニウムを高レベル廃棄物として可能な限り安全に管理し取り扱う研究に今や力を入れるべきだ」と説くのに対して、後者の主張は「高速炉、軽水炉、溶融塩炉を利用して、核弾頭や使用済み燃料を含めて現存するプルトニウムを全て有効に使い切つてしまえ」と言うに尽きる。古川氏は去る三・九付の同紙「論壇」の欄でも、「プルトニウムの火を消そう」と題して持論であるトリウム・ウランサイクル溶融塩燃料炉方式の推進を訴え、プルトニウム核弾頭の有効利用消滅も容易だと豪語する一方で、今後二、三十年は既存原発に頼らざるを得ない、と述べている。これではいつまで経ってもプルトニウムの火が消えるわけがない。そうではない。もは

やウランにも、プルトニウムにも決して火をつけてはならないのだ。反対派どころか、古川氏は現行のプルトニウム増殖路線に異を唱えているだけで、内実はプルトニウムを含む稀有の徹底した核エネルギー利用論を展開しているのである。

確かにトリウムはウランの三、四倍は天然にあると推定されている。しかも溶融塩燃料は核融合・核分裂混成炉のブランケット物質として応用可能とされている。そこで、ヘプルトニウムを使い切りウラン資源が枯渇しても、まだトリウムがふんだんにある。南北問題解決のために、二〇二〇、二〇七〇年には過去の原発発電量の数百倍の生産を……という途方もない氏の発想が生まれる。この筋書きに従えば、来世紀半ばには十萬基前後の原発が世界中に林立し、ひしめき合うことになる……。

存在し意識規定を改めて持ち出す気も起こらないが、少なくとも、アメリカ、カナダ、オーストラリアの先住民族や、アパルトヘイトに苦しむ南アフリカ、ナミビアの原住民に対する、言語に絶する差別、抑圧、搾取、核被害の下でウラン採掘が強行されて来たことへの自覚、省察が皆無な推進派に南北問題を語る資格はいささかも無い、とだけは言っておきたい。やはりこの人も「知」の所有の仕方および所有のさせられ方にまだ気付いていないのだろうか。ほんとに悲しいことである。

日本原子力学会誌 1991 Vol.33 No11 より



10月28日の朝日新聞記事はまさかショックングであった。「原研、非原子力分野へマイナス印象ぬくうため」というのである。急に起ったことではないにしても、改めて皆の問題として論議し合うべきでなからうか? 「もう遅い!」とのみいっておれば、すべてに手遅れとなり続けるであろう。どうみても、提案されている「非原子分野⁽¹⁾」は、原研を必要としているとは思えない。しかも一番大切な来年の一般研究予算は大物に食われ、すでに半減と聞く。今こそ、世界の命運にかかわるものとして、原研問題を本学会の全員で論議すべきではなからうか?

日本原子力研究所
を憂う

私から最小限掘起させて頂きたい論点は、

(1) 核エネルギー問題は、すべてはこれからである。特に2020~2070年あたりの世界(日本でなく)が対象で、過去の原発発電量の数百倍の生産をこれから実現せねばならない。

(2) 具体的には、本格的核分裂エネルギー利用であり、南北問題解決であろう。

ということである。少し詳細な論拠は、今「原子力工業」誌に連載⁽²⁾しつつ広く批判・討議をお願いしているところであるので、ご参照頂きたいが、原研は私が参加した30年前とは様変わりで、正にこの命運に専念できる世界一恵まれたR&D組織に育って

るのである。しかも、今なだれのように進んでいる核軍備廃絶という大転換期を迎え、すべては再出発に絶好の条件が整っている。それを後退とは。

勿論、今のままの原研ですべてが間に合うとは思わない。先頭に立つのであるから、「仕事は人間がするもの、金ではない。」との認識を確立しつつ、若い人々中心に再出発して頂きたい。世界を救うのに成功しなければ、まず最初に首を上げるのは日本である。米國をまねる理由など考えられない。

筆者としても、30年がかりで少し具体的提案「トリウム溶融塩核エネルギー協働システム」⁽³⁾をまとめた。仏・米などのほか、最近はより立入って核弾頭処分もからめソ連が共同してくれ、さらに興味深いのは、中進國のトルコ、インドネシアなどが重大な関心を示していることである。討議・批判・粉砕に値するのは確かと思いたいが、原研は論議を避けている。もっともっと来世紀世界のための動力炉開発に立上って頂きたいものである。

(1991.11.1. 東海大開発技術研・古川和男)

— 参考文献 —

- (1) 日本経済新聞, 1991年10月28日.
- (2) 古川和男: 原子力工業, 37, No. 7~11 (1991), 以下続く.
- (3) FURUKAWA, K., LECOCQ, A., KATO, Y., MITACHI, K.: J. Nucl. Sci. Technol., (Summary Report), 27, 1157 (1990).

山浦 元 様

11、21日のお手紙ありがとうございました。お礼のしじょうへ
過分なご挨拶をうけたく思ひ、自信?もててきましたので、

宮内庁へお送りして、建築関係の人の手、施設連絡会へお送り
田舎、小谷、堀川、小林、河原の五人に手紙を送ることにします。

その他の人たちにも、お尋ねして下さるが、マヌカリかてして下さる
のと、あまり送る意気持が山かて(?!?)で、今のところ前記の
人々だけですよ。山浦さんへ、ぜひ送った方がよい、と尋ねる人
が及ばずスベレして下さる。コピー取付も歓迎します。

山浦さんにはマヌカリ〜 (マヌカリ) →

と3つは今の12月の予定ですが、(3、24)事件の国選候補人
の都合で当初よりも会議の日時がぶくれ12、17に53のま
(レジューを同封します)

知れど2は12、15(火)の夕方は山浦さんのご住居へお送り
おめていただくべく、16に新宿の模倣舎へお送りさせていただきます
お送りには予定して下さる。お尋ねして下さる?

12、23に予定をかねて山谷での追悼集会には参加でき
ないが研究会で下さる、その一、豊田文の場では都合で下さる

3ページ右から10行目「同時代研究会」

'90年3月完成に向けて 只今、「山谷労働者福祉会館」建設中

＝冬季一時金カンパの集中を＝

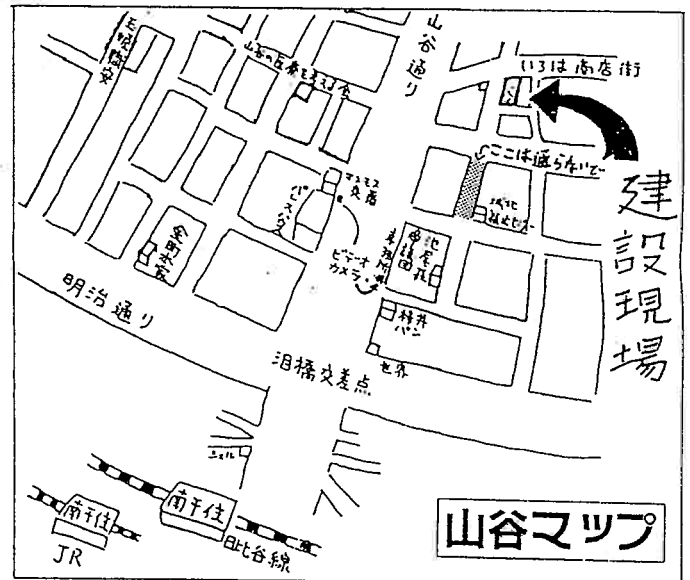
＜冬季一時金・カンパのお願い＞

'89年9月24日、ついに「山谷労働者福祉会館」建設に着工しました。現在は、支援の皆様から寄せられる「賛助会費」「カンパ」と現地の労働者による「労働カンパ」の二人三脚で建設が進行中です。年内には基礎工事を終え、来たる越冬までには、労働者自らが自己のいのちを守る拠点として、是非とも利用していきたいと考えております。建設工事自体は、その道のプロである地元労働者達が知恵と力を出し合っただけです。しかしながら、10月現在、建設資金の3千5百万円が圧倒的に不足しております。皆様には諸物価高とうの折、「負担」をおかけすることを申し分けなく思います。しかし、尚かつ、寄せ場労働者の解放をすべての労働者の解放とし、我々の未来をつなぐ一歩として、すべての労働者、そして、兄弟姉妹へ、冬季一時金カンパの集中を心より訴えます。

＜賛助会員を募ります＞

ただ今、賛助会員を募集しております。カンパとともに、賛助会員としても、「会館」設立・運営にご参加いただけますようお願い申し上げます。
(月額2千円・5百人)

＝見に来ないか.....建設現場＝



★現地労働者の声から★

「俺達は金がないんだから…働くしかないじゃないの。でもさ、立ち寄ってゆっくり話ができたり、俺達のいのちを守る拠点が出来るっていうのは、やっぱり、うれしいね。」

「会館建設で、自分にできることは、現場で気軽に手伝えるということだねえ。デズラは出ないけどさ…。出来ることは手伝おうと思ってるよ。」

「やっぱり、東京都から与えられたものとか、区から与えられたものじゃ、労働者の自由きかないんだよね。労働者自身がたてたものだったら、労働者の自由がきくでしょ。」



いま、寄せ場にひらかれた空間を

「山谷労働者福祉会館」設立委員会

東京都北区田端新町 1-27-12 ジャムプリント内 ☎03 (810) 6422
郵便振替口座：東京 2-178842 山谷労働者福祉会館設立準備会

ひょうご

不当がさ国賠

ニュース

No. 5 1992年 10/25

兵庫県津名郡淡路町
岩屋599-11
☎0799-72-
4693
郵便振替=神戸2-
14108

不当な家宅捜索を許さない兵庫国賠訴訟

「これからが警察側との本格的裁判」と
公判後の報告集会



警察官へ手厚い保護判決

奥田は分離、請求を棄却

9月16日
第4回公判

「証人で追及されれば制裁の意味もつ」

九月十六日第三回公判が開かれ、令状請求した責任者・警察官奥田の「適法な職務行為であり公務員個人は責任を負わない。裁判の分離棄却を求め」との申し立てに対する判決が出されました。原告側は「令状請求は客観的事実にもとづかない、故意または重大な過失による違法な職務行為。国賠法による国の責任とは別に奥田の責任を問う」とする、分離反対の意見書を出していました。「判決日」とあって、警察側、県側の傍聴者も前回より多く二十名弱くらい。

判決はあつという間で、主文「原告の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担」というもの。なぜか判決理由は当日は交付されず、後日交付されました。それによると「公務員の職務行為には実質的に国、地方公共団体が責任を負う。個人にまで責任を問うと職務を萎縮させるおそれがある。補償については国、県に十分な支払い能力あるから、個人に責任を負わせなくてもよい」「公務員の違法行為に

◎第5回公判◎

11月4日(水) 午前10時 ▼神戸地裁203号法廷。(午前9時30分、地裁ロビーに集合します。多くのみなさんの傍聴をお願いします)。

「自衛隊のカンボジア出兵阻止」

PKOによる自衛隊のカンボジア出兵が強行されています。呉からは輸送艦で6000丁の自動小銃、弾薬が、神戸からは3000台の軍用車両、数千トンの物資が積み出され、そして名古屋・小牧から6000名が派兵されました。

「神戸港からの軍事輸送を許すな」と、三日間、早朝5時から六甲アイランドでの抗議行動。10月13日小牧からの本隊派兵に抗議。不当逮捕にめげず二千のデモと座り込みで正面ゲートからの部隊の基地入りを取り止めました。原告団も各行動に積極的に参加しました。



「事務局長だより」

▼交通事故で足を痛められた上、病氣のご家族のお世話もあり「夜の集会はちよっと」と言われるのを、玉本先生には大変ご無理をお願いしました。ありがとうございます。9月16日の判決で「判決理由が当日交付されなかった」と言う、新聞記者の人たちも「すぐ渡すのが普通。おかしい話ですね」と言っ

ていました。▼「会費カンパ」のお願いから4月開始したので、1月2千円をいただいた方がほとんどです。きつづき「2回目」を、ぜひ。失礼ですが、半年過ぎた方に振込用紙を同封させていただきます。▼PKOによるカンボジアへの派兵。「悪路を難渋するトラック」「自

「言いたい」

戦争責任や大学闘争含むテーマ

元神戸大学講師 松下昇

「ひょうご不当がさ困賠ニュース」各号は関心をもって読みました。「済んでしまったことだから、取り消しを求めても利益がない」という権力の時間の把握と本格的にたたかう人々がいることに力づけられました。

この問題は、戦争責任や大学闘争を含むテーマの基軸です。がんばって下さい。

人々の声が反映できる社会に

参議院議員 旭堂小南陵

国家権力はいま多くの面で人権を

無視し、私たちの声を押しつぶしています。行政寄りの判断しか出さなくなつた裁判もその一例でしょう。人々の声がしっかりと反映できる社会をめざして、ともにがんばりましょう。集会に出席できず、申しわけありません。

遠い道のりでも、がんばって

小学校教員 M/S

集会の案内をいただき、よいお話が聞けそうなので期待があるのですが、九月十二日は初めての「学校五日制」のスタート。前々からクラスの子どもたちと山登りの約束をしました。盛会を祈ります。またニュースなどでお知らせください。遠い道のりですが、がんばって下さい。僕にできることで参加していきたいと思えます。

衛隊員と現地の子どもたちとの交歓。まさに『一億人の昭和史』の風景です。マスコミは報道せずとも、いまは反対抗議がねばり強く起こっています。▼「国賠ニュースはちよっとと字が多過ぎ」というご意見をいただいたのですが、「反省」の甲斐もなく今号も。(竹田)

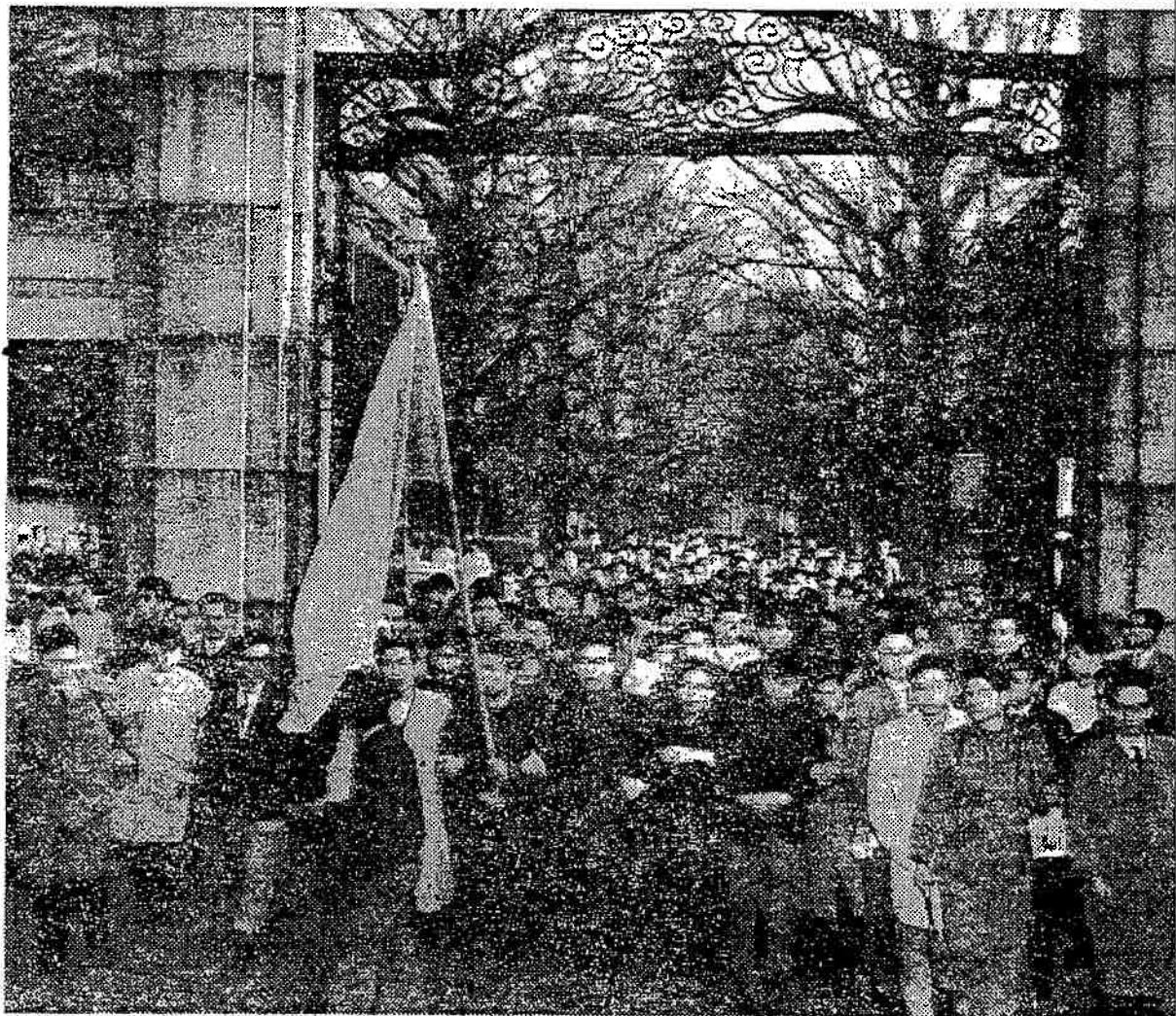
いつもニュースありがとうございます。今度は「一言いいたい」の松下昇さんは言葉もよ
いと思いました。私はブント、革共同のなかで記憶に残る人です。竹田さんは学生運動で
も馴染みだと思えます。始めは1960年12月10日、逮捕状がでていいる。柴山岳夫、
法学部学生自治会委員長を守るデモ行進中に逮捕されました。デモのなかに先頭に柴山さ
んとスクラムくん^{（ムラタキミ）}だ写真が週刊誌に掲載されました。法学部の自治会の事務所で、柴山さ
んを見ました。青ぶくれの顔でした。ブント第四回大会で清水丈夫さんの前で報告を聞き
ました。散髪した後らしく茨城なまりで「民青やつべえ」と言ったのが記憶に残っていま
す。1965年5月から8月まで、兵庫県労働者学校をまわりました。講師は、竹中さん
（革共同関西書記長）北方一義さん（いまはしりません）前田保さん（国鉄の労働者）派
野哲夫さんで学生は東地区の労働者、松下昇さん、水戸巖さんを覚えます。水戸さんと
は、よく話しました。松下さんは寡黙でした。友人が、横田さんの九州の谷川雁を訪問した
話をルポにした文章を読んだだけでした。松下さんは、吉本隆明の編集した「試行」に短
い物を書いていたので、私も沈黙していました。樺美智子さんが好きな人は、松下さんで
した。と、これも死んだ、柴田道子さんから聞いたことがあつたよう^{（いふしん）}です。これは漠然と
しています。それから「造反教官」で新聞にのりました。ニュースで名を見て感動しまし
た。短い言葉でも賞禄があります。では元気で。92 11 2。

藤 正 氏 から 竹 田 氏 へ の 手 紙

68 年 の 冬 休 期、 い ま け 藤 正 氏 を 訪 ね て 動 け ば い い

藤 正 氏 へ の 手 紙

→ 葉山(旗を持った学生の右)を睡んで、キクのご紋章のついた正門をくり出す東大のデモ隊



→ 国電を避けた客でバスはスズなり(大井町で)



権力の時間把握を転倒するために

松下昇

「ニュース」第5号に私の何気なく書いた手紙の一部が掲載されたことを契機として編集者や読者の要望があったので、表題のテーマについて、もう少し書くことにします。

権力の時間把握という場合、「ニュース」の主題に沿って言えば、不当な家宅捜索に対して準抗告したところ、裁判所が「すでに済んでしまったことだから、取消を求めても申し立て人に利益がない」と家宅捜索を既成事実として追認したことに最も明確な例が示されていますが、このような時間把握への批判からの民事提訴によって更に裁判所や警察権力の本質を暴露し解体しようとする人々がいることに私は力づけられました。そして問題の拡がりや深さを私の経験から第5号に続いて指摘したいと思います。

前記の例では裁判所は申し立てがあつてから判断しているような形式をとって決定を出していますが、この決定は警察の捜索を追認しているだけでなく、実はそれ以前に捜索令状の請求を警察がおこなった段階で安易に令状を出してしまつていて、これを認めたくないのです。従つて、安易に捜索令状や逮捕令状を出し、起訴された者をほぼ百パーセント有罪にしてしまうという国際的にも異常な権力性をもつ裁判所の現在のあり方を同時に批判していく必要があります。

裁判所の時間把握、時間支配の許し難い例を更に列挙してみましよう。

①起訴された者の審理を、かりに一月に一日だけ公判を開いておこなうとして、被告人が必ず出廷するという場合にも信用せず拘束し続けます。つまり、裁判所の一日だけの審理のために被告人は残りの二十九日を監獄で暮らすことをしいられるのです。事件が重要だとみなされれば、このくり返しによって何年も何十年も。一度、自分がそんなたと想像して下さい。どれだけヒドイことかお判りでしょう。

②予断をもつて不公平な訴訟指揮をする裁判官に対して忌避を申し立てることは認められていますが、とれほど理をつくして予断や不公平さを指摘しても、申し立てた途端に、まず間違いなく簡易却下されます。これに対して即時抗告をすれば本来は上級の裁判所の決定が出るまでは審理は停止するはずなのですが、最近では停止せずに審理を強行することが多くなつています。そして、その後で即時抗告に対して「すでに済んでしまったことだから、忌避を求めても申立て人に利益がない」と却下してくるのです。

これは、私の経験した例の一部に過ぎません。私のいいたいのは、要約すると、
a—このような裁判の現状の中で裁判提訴がなされていることを踏まえたい。

b—裁判所の時間把握、時間支配と戦う度合によつて、警察・検察を含む権力と対決していく場合の視点が決まってくる。

c—時間把握、時間支配と戦つていく場合、個々の事件の性質や権力の強さそれからの強さだけでなく、戦争責任や戦後責任の総体を対象としていく。へおとしまえには時効はない

d—同じ方法で取り組むべき対象は外部にだけあるのではない。自分の生き方についてもへ済んでしまったことだから仕方がない」と放置していることはありませんか？

① 二審判決内容の批判(一審判決よりも悪質になっていることの批判)

a 一予断・政治的配慮からの判断。

かりに内心では被告人らが主張する事実があったかも知れないと考えても裁判所の權威を失墜させる判断はしない。それ以前に、松下・根本らは共通の意思をもつ正体不明の過激派であり、証言を信用したり、提起に耳を傾けてはならないと考えている。

b 一事実誤認の累積(松下が92年始めに配布したビラ参照。さらに補充予定)

c 一法令適用の誤り(bの冒頭の「法廷において裁判長は全員退廷や松下拘束について何も発言していない」事実が起点であり、この時点以降の「公務執行」は違法)

② 二審判決過程の批判

a 一被告人質問・意見陳述の機会を出廷の困難な被告人から奪った。被告人や証人を札幌で出張尋問せよとの申し立ても却下した。(憲法32条などに違反)

b 一弁護士と被告人からの忌避申し立てを簡易却下し、これに対する異議申し立てがなされたにもかかわらず判決言渡しを強行した。(最高裁判例の変更要求)

c 一被告人の異議申し立てが電子郵便でなされたことを理由に決定を出していない。(今後ふえていく可能性のある電子郵便による申し立ての扱いについて判例の要求)

③ 被告人の位置や特性(後述)を審理しえない裁判のあり方自体の批判。被告人の上告趣意書の限界は(見ていないので推測になるが...)おそらく次のようであろう。

a 一②については一応の批判をしているとしても①についてはしていない。

b 一①の前提としての②を展開しているとしても、事件の総体的な意味を解明していく方向をもっていない。

(被告人の位置、その特性) 一一般に権力の仮構した事件の被告人は熱心に裁判に関わり事実誤認を主張するのに本件ではそうでないのはなぜか。

① 本件発生の現場である法廷へは京大A三六七の裁判支援にきたというよりは、鈴木そのを媒介する諸関係の葛藤の過程で交差したにもかかわらず、松下らの戦略に利用され、事件に巻き込まれたという被害感覚があり、他の参加者と異質である。

② 公判の度に自分と対立的な人々が多数おしかけ、法廷や弁護人の事務所での論争が激化したため公判や打ち合わせにくることを嫌悪するようになった。

③ 一審の途中までは裁判所の訴訟指揮や警備員の証言に期待したが、あまりにひどい偽証を聞き、弁護側の非力さを見て、事実誤認のレベルで争う気力を失った。

④ 札幌での鈴木そのとの別居が事件の背景を対象化する意欲を消し去った。

⑤ 休職処分による収入の減少、父子家庭としての多忙さのために出廷の余裕がない。

⑥ 被告人としての権利のみに依拠して文書レベルで事実審理の前提のみを争うことで、辛うじて松下らと異なる裁判への関わり方を見出そうとしている。

山谷周辺図



「山谷」は行政区でいうならば台東区と荒川区にまたがっている。この地域に居住する日雇い労働者は、現在約8千人前後であるといわれている。明治通りを境に、北側が荒川区、南が台東区である。玉姫職安や城北福祉センターはどちらも台東区に位置し、いわゆるドヤ街も大半は台東区内にある。それゆえ、たとえば生活保護の受給者数でいうなら、台東と荒川の割合はほぼ3対1である(居宅・医療あわせて)。

近ごろでは現金仕事の激減から、朝の3時すぎから沼橋～パレス前に労働者がつめかける。路上が3千人以上の労働者でいっぱいになるが(山谷内の求人8割方は背空手配である)、それでもアプれる労働者は多い。朝8時になっても路上で立つのは、今日の仕事のない労働者であると思っばまちがいはない。

宮内さん追悼集会のお知らせ

年の瀬もおしつまってきました。皆様にはなにかと御多忙な毎日かと推察いたします。

さてもうどなたも御存知のことでしょうが、あの宮内康夫さんが10月3日に亡くなりました。通夜、告別式、および先日(12月6日)の追悼集会への参加状況からもうかがわれるように、宮内さんの人間関係の広さと深さに今更ながら感嘆させられます。あのすばらしい感性と才能の持ち主のあまりにも早い世界に、実に多くの方が呆然とし、「信じたくない」思いにとらわれています。

東京理科大学を去って以降、宮内さんは小林さん(日大)、河村さん(関東学院大)、松下さん(神戸大)の法廷闘争を支援するため、大学教員救援連絡会議を献身的に支えてこられました。連絡会議は昨年5月に「救援通信最終号」を発行して一応の店じまいをしました。この「救援通信最終号」を作成する作業が、私にとって宮内さんとの共同の仕事の最後になるなどとは夢にも考えませんでした。

宮内さんが亡くなって以降、追悼集会のようなものをやろうと何人かの人々と相談してきましたが、なかなか具体化しないままに日が経って申し訳なく思っていました。ところがこの度、山谷労働者福祉会館運営委員会の方々が、同会館設立経過をまとめた本の出版記念会を兼ねて、宮内さん追悼集会を企画するという連絡が入りました。そこで、私たち救援連絡会議関係のメンバーもその企画にのせていただくように話を進めました。私たちももともと、宮内さんの宮内さんならではの最後の大事な仕事であった山谷労働福祉会館を会場にしたいと考えていたところだったので、大変いいタイミングでした。追悼集会とはいっても格別形式ばったことは考えていません。宮内さんが喜びそうなきつばらんな集まりとしたいと考えています。

年末の大変忙しい時期の日曜日ということで、なにかと差し障りのある方も多いかと思います。それに突然の連絡で申し訳ないのですが、できるだけ都合をつけてご参加いただくようご案内します。(1992.12.8)

東京理科大学 田宮高紀

一 宮内さん追悼集会一

「山谷から」今号の事務局だよりでお伝えしていますが、10月に亡くなられた宮内さんを覚えて会館で追悼集会を開くことになりました。どうぞみなさまお集まりください。

とき: 12月20日(日) 午後5時より

ところ: 山谷労働者福祉会館

この日にあわせて社会評論社から出される会館建設過程にまつわる本の出版記念会や、会館の壁に宮内さんを記念するプレートを設置することも予定されています。また、当日昼からは「風の旅団」による山谷内を練り歩くパフォーマンス(昨年12月8日亡くなられた労働者・梅本さんを覚えて)も催されます。こちらにもどうぞお越しください。 山谷労働者福祉会館運営委員会

山杏から

いま、寄せ場にかかれた空間を！

発行：山谷労働者福祉会館運営委員会
編集：山谷労働者福祉会館公報委員会
111 東京都台東区日本堤 1-25-11
電話/FAX 03 (3876) 7073
郵便振替口座：東京9-550132
加入者名：山谷労働者福祉会館運営委員会

会館設計者

宮内 康さん

を覚えて

1992年12月20日

於：山谷労働者福祉会館

幾人かの方からひとこと

- * 山谷争議団・風間竜二さん
- * 山谷労働者・阿部有司さん
- * 大学教員救援連絡会・田宮高紀さん
- * 寄せ場学会・松沢哲成さん
- * 元宮内建築工房・松田和優紀さん
- * 宮内千歳さん

『寄せ場にかかれた空間を』出版にあたり

* 小田原紀雄さん

宮内さんを記念して

メモリアルプレートを設置するにあたり

* 笠原れい子さん

いろいろもの

* 大谷蛮天門はてんもんとその一党

* 風流三味楽隊

献杯

閉会のあいさつ

* 戸村政博牧師

山谷労働者福祉会館・運営委員会

追悼 宮内康さん

十月三日夕刻、宮内康さんは亡くなられた。約九カ月にわたる闘病のすえ、五十五歳の生涯を閉じられたのである。

会館の設立はこの人なくしてありえなかった、という人は多いが、その代表的人物であったことは、だれも疑うことはない。

だがそれ以前に、酒を愛し、山谷では労働者と呑みながらことばを交わした人であったことを葬儀に参列した労働者のひとりから聞かされたとき、宮内さんは自ら会館の理念のひとつを体現しておられたのだと理解した。ただ単に「設計者」として会館に関わることだけでは済まなかったのが、宮内さんの基本だった。

多くの人々の多様な意向を汲みながらの会館の設計が想像以上に困難な作業であったことはまちがいのないことで、宮内さんがその役回りを担う決心をされるにいたる経緯が、宮内さんの内側でどういったものであったのかは、もはや知る術はない。なかなかそうしたことばにならないものなのかもしれない。だが、葬儀では大学教授やら弁護士やら日頃会館を利用するにひとにしてみればほとんどつきあいのない人々が大勢つめかけていた中で、いつもの格好で駆け付けた山谷の労働者が当然のように一角を占めていたのが印象的だった。この光景ひとつとっても、宮内さんが会館建設を通して、ことばによってではなく表そうとされた思い（というより

“執念”ともいうべきもの）がどんなものだったのか、伝わってくるのである。

会館の建物は現に地上に建っているが、宮内さんの「思い」まで含めて、どれだけこれに関わる人々の「思い」は山谷の地に実現しているだろうか。相変わらずどころか、会館が建つ直前と比べても、アオカンの労働者は倍増、仕事は半減、山谷労働者をとりまく困難な状況はますます深刻化している。

「会館を建てた」人には、表立って名前の出ない人の方がはるかに多い。山谷にいる人、そうでない人、さまざまである。それぞれの位置は異なり、関わり具合も違う。それでもその力があつまり、ひとつの形あるものが生まれたのが会館である、というの動かしがたい事実だ。

宮内さんにはもう会えない。だが、会館をめぐって、いまもぼくらはいっしょにいるのだ。山谷に集められた、人々の思いを背負いながら。

(S)



山浦 元 様 (追記① 先日お送りした「不当な国賠ニユース」
の No.6 に掲載した私の文章の ~~内容を~~ 同封します。)

12.25 に、まさごクリスマス、ソレセソトのよりにグ
ボール箱をよこりました。12.15 の帰途、自分で送るか
少くとも送料をふくめて送った、と返書してやりました。
いつもお世話にはばかりで、この年の最後の方で、何かの
贈り物、山浦さんのよき至極のよきお返しをしていくつもり
です。(グボールの中味は、その契機と手紙に添えようです。)

12.15 には、お返しを今度三人で本巻の追伸を
するつもりだと思っております。お送り下さった「建設の
記録」をパラパラと拝読し、その字の丁寧さと文章の
はなはだ上手さ。尤も、たかひに建設のうねりにふさわしい
一面をあらわしたところ、これも返書材料にとらざるを得ず。

その上、お手紙にはあきあき、労働界の新しい確執
の重さをその会誌の具体性より大まかに取り上げ、と
私は判断して見ます。(河野さんは、「その思想交としては
松下さんしかいない、と」山本、私は「思想交であること
超えた、と」思いました、その位置は、)

集會で高橋さんや笠原さんに会ったのは、お返しをすることです。

多分私達の二人をどう思った
でしょう。

追記② — 河村さんへもお礼の手紙を出し、
 坂本秋子さんに関する訴訟記録の入手を
 依頼しておきました。本質的批判のために。

五十嵐さんへは 概念集を送って、追憶レジュメを
 送っても何の反応もなかった。少々不満でした。山浦さん
 さんの手紙のコピーを 発見して、私の送った手紙が
 何の反応もなかった。と、さういって判りました。こゝろは 媒介
 的作用をして下さるところが、山浦さんのところには置かれて
 (主)
 しかし、それにしても、やはり私の表現が重なり、と、かたがた
 とも何かを信じて送るとは、五十嵐さんほどの人
 にはやってほしくないです。横段で送る重なり、と、
 黙って生きてしまえばどうする。今後のために、たまたま
 生活に耐えられず、この世を去る人は、どうしていいか？ (と、かたがた、
 一歩一歩が重なり、と、五十嵐さんの手紙を、一層、
 せめてしつぱりと、と、反省してゐます。しかし本意は、私は
 直接知ってゐる人は、私が決して重なり、たけの人向て、
 判らなく、と、思うので、(主))
 とも、今後は、本意に、あり、と、こゝろ、を、来年
 より、お互いに、身謀に、(主) 書き、つ、つ、つ、つ、つ、つ、
 9-2-12、26 松下 昇

権力の時間把握を

転倒するため

松下 昇

「ニュース」第5号に、私の何気なく書いた手紙の一部が掲載されたことを契機として、編集者や読者の要望があったので、表題のテーマについてもう少し書くことにします。

権力の時間把握という場合、「ニュース」の主題に沿って言えば、不当な家宅捜索に対して準抗告したところ裁判所が「捜索はすでに済んでしまったこと」と既成事実として追認したことに、最も明確な例が示されています。このような時間把握への批判から、国賠請求によって更に裁判所や警察権力の本質を暴露し解体していこうとする人々がいることに、私は力づけられました。そして問題の拡がりや深さを、私の経験から第5号に続いて指摘したいと思います。

今回の国賠請求では警察の捜索への批判のみならず、安易に捜索令状や逮捕令状を出し起訴された者をほぼ百パーセント有罪にしてしまうという、国際的にも異常な権力性をもつ裁判所の現在のあり方を、同時に批判していく必要があります。裁判所の時間把握（支配）の許し難い例を更に挙げてみましょう。

①起訴された者の審理を、かりに一月間に一日だけ公判を開いておこなうとして、被告人が必ず出廷するという場合にも信用せずに拘束し続けます。つまり、裁判所の一曰だけの審理のために被告人は残りの二十九日を監獄で暮らすことをせられるのです。事件が重要だとみなされれば、このくり返しによって何年も何十年も、自分がそうなったと想像すればどれだけヒドイことかお判りでしょう。

②予断をもって不公平な訴訟指揮をする裁判官に対して忌避を申し立てることは認められていますが、どれほど理をつくして予

断や不公平さを指摘しても、「時間かせぎだ」とみなされて直ちに口頭で簡易却下されます。これに対して即時抗告をすれば本来は上級の裁判所の決定が出るまでは審理は停止するはずなのですが、最近では強行することが多くなっています。その後で即時抗告を「審理は済んでしまったから、忌避を求めても申立人に利益がない」と棄却してくるのです。まるでサギですね。

以上は、私の経験した例の一部に過ぎません。私が今回の事件を媒介して言いたいのは、

a | このような裁判の現状の中で裁判提訴がなされていることを踏まえる。裁判所の時間把握（支配）と対決する度合が、警察・検察を含む権力と捜索の根拠をめぐって証拠の開示を請求したり、関係の有無について争う場合の水準を決めてくる。

b | 時間把握（支配）と対決する態度を個々の事件についてだけでなく、戦争責任や戦後責任の総体にも拡げていく。〈おとしまえに時効はない〉

c | 同じ方法で取り組むべき対象は外部にだけあるのではない。自分の生き方についてもへ済んでしまったことだから仕方がない〜と放置していることはありませんか？

d | 「関係ない者にまで捜索を拡げるな」と要求するのは正しいのですが、論理的には「関係ある者への捜索は仕方がない」という了解を含み、権力の居直りの口実にもなります。誰に対する捜索や弾圧をも認めないという現実を実現していくまでの過渡的な戦術として国賠請求があることを絶えず念頭において下さい。

e | これらの試みの過程で個別の事件の幅を越えて、より巨大な敵やテーマにも出会うでしょうが、私の時間論を含むこれまでの作業をそのために役立てていただければ大変うれしいです。

（〈元〉神戸大学講師）

一言一語たい



短い言葉でも賞禄があります

神戸市 F・T

いつも「国賠ニュース」をありがたうございます。前号の「一言一語たい」の、松下昇さんの言葉がよいと思えました。松下さんは1959年、安保闘争のデモで、週刊誌に写真が載りました。65年に、神戸で松下さんたちと労働者学校をもちました。松下さんは、寡黙でした。それから「造反教官」で新聞に載りました。「国賠ニュース」で名前を見て感動しました。短い言葉でも、賞禄があります。

「憲法より警察の捜査が優先」!

泉佐野市会議員 国賀祥司

私たち泉州住民も、警察が選挙の投票用紙を押収した事件で「違憲訴訟」を闘っています。九月十一日に大阪高裁で原告の訴えが棄却されました。一審では「投票の秘密」についての憲法判断を避けたが、二審では「投票の秘密という憲法の精神よりも、警察の捜査が大切」という判断を下しました。日本の裁判所もここまでできたか、という感じです。上告し、最高裁もそこ

まで言うのなら「言ってもらおう」という決意で闘います。ともにがんばりましょう。

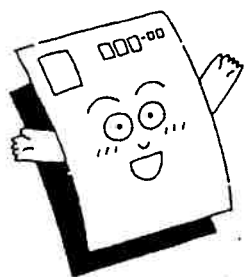
興味深く読んでいます

全通労働者 H・T

いつも「ニュース」は興味深く読ませてもらっています。NO.5に旭堂小南陵氏のメッセージが載っていました。「不当がさ」裁判への関心の広がりを感じます。「準抗告」した一人でありながら、公判にもなかなか出られず、申しわけなく思っています。今後ともよろしく願います。

ご意見をわねお寄せ

ください。▼裁判についての経験など、何でもお寄せください。紙上は匿名でけっこうです。



第5回公判傍聴記

I・Y



前回公判では、警察官・奥田の個人責任は問わない、とする判決が出されました。原告が「捜索の理由を具体的証拠で明らかにするよう」求めていたことに対し、県警側から「釈明」が出ておりました。今回の公判では、この釈明について追及する原告側の書面が出されました。そしてそれを補強する形で、弥永さんの意見陳述がおこなわれました。「反戦平和や三里塚・関西新空港反対を主張しているからといって、それだけで人権を踏みわら、力強い陳述でした。」と、力強い陳述をもちとる。などの表現をしますが、この日の法廷の状況は本当にそのとおりで、意見陳述の要求に対して裁判長は「それは、ちょっと」と難色を示した、その一瞬を逃がさず弥永さんが立ち上がり「手短かに」と前置きし、陳述を始めたのです。途中、裁判長の「早く終わるように」との指示が出されるのでは、と冷や冷やしましたが、それもなくなり、冷や冷やがなくなりました。今後もうつらな「やりとり」がおこなわれることになるのでしょうか。しかし裁判の書類は本当にムズカシイ言葉が出てきますね。「阻却」「疎明資料」「蓋然性」?? ワカリマスカ?

宮内康夫先生の進歩集会のお知らせは、確に受け取りました。

謝答状のとり、謝意ありかとうござりました。

直接 宮内さまの会いたは、たゞ度子が、福社会館建設に

南にも、故郷振興会議に南にも、宮内さまの存好、すばしく大きな

のまの、スプリング・ナリスの表現、決して登場するものと

たゞ黙々とまきこく人のまかに、偉い人物は、沢山存在しているの

でしょう。私の戦後の歴史のまが、おわす事を、知人友人が、

あつてな、神田とあり、偉い人物とい、近平、

う人は、秩野や利根が、船場振興を申し、時勢の、とのまを

理あるように、20日の白、新築の地、村の、

おかし、

長い、

出逢う事さういふのが、私に直接私に伝えたこと
 あり、私が私としてはいやうか、怒りし由緒家として存在し
 あり、私よりも単純で、軽率な動機で、いふに、いふに、いふに、
 かわりか、いふに、周囲の仕方や、周囲の仕方があつた
 日、教育カールの時代は、お送りの事、まが、いふに、
 恥ずかしく、お送りの事、まが、いふに、
 郵便物、いふに、軽率な反応、いふに、
 余りにも、いふに、いふに、

(三十年近く)

一、私達の事、いふに、日常の生活、いふに、
 事、私達の事、いふに、日常の生活、いふに、
 の、同、いふに、いふに、いふに、
 目的、いふに、いふに、いふに、

シンクン現美の...の...
 シンクン現美の...の...
 シンクン現美の...の...
 シンクン現美の...の...
 シンクン現美の...の...

シンクン現美の...の...
 シンクン現美の...の...
 シンクン現美の...の...

92. 12/15

シンクン現美の...の...
 シンクン現美の...の...